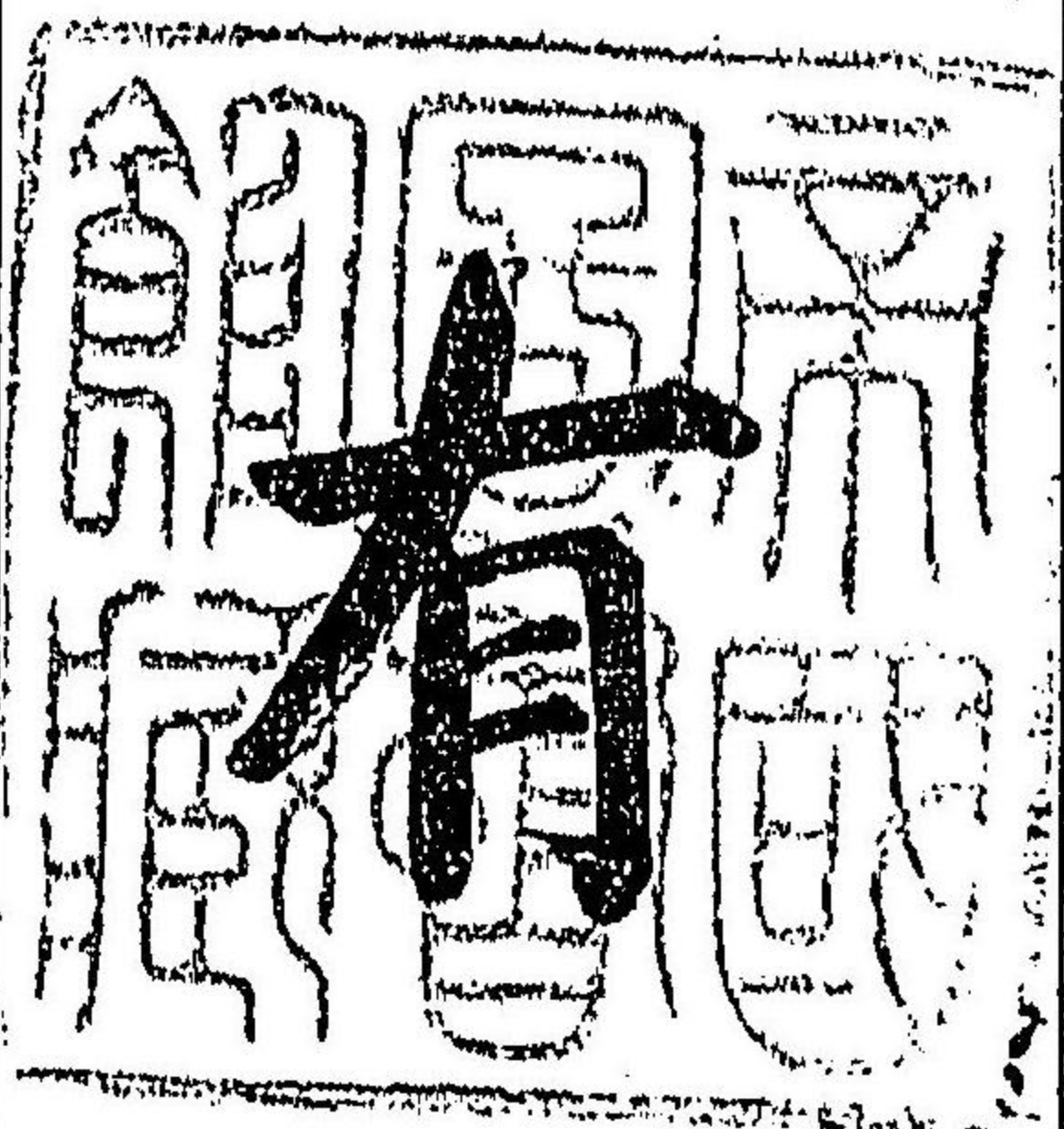
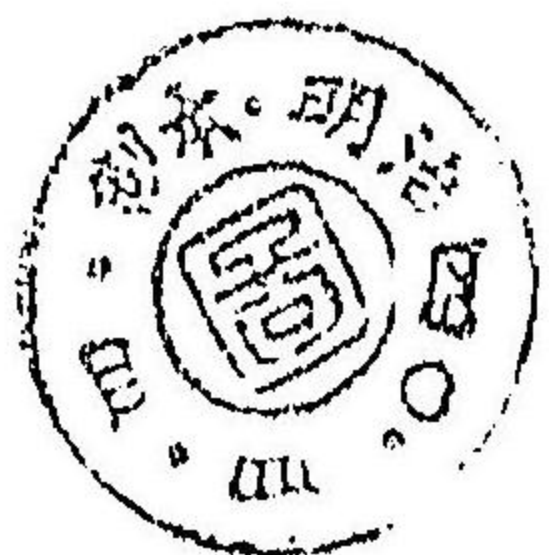


文學博士 小杉 楡 郵 述



有職故實

早稻田大學出版部藏版

## 有職故實目次

- 一、有職故實といふ語の解……………一
- 二、有職故實學の大體……………四
- 三、今の西京の皇居の由來……………七
- 四、皇居の地域及び御建築の概略……………二三
- 五、皇居にて行はれし恒例臨時の朝儀分目……………三五
- 六、平安朝の大内裏概略……………四三
- 七、大内裏考證及び附圖……………五四
- 八、上古の官職概略……………五五
- 九、うぢ かばね……………六九
- 一〇、衣服……………七九
- 一一、女子の衣服……………一四二
- 一二、甲冑……………一六五

一三、刀劔鉢及び弓箭……………一八九  
 一四、輿車……………二〇三

(目次了)

# 有職故實

文學博士 小杉 楹 郵講述

## 一 有職故實といふ語の解

有職と故實とはもと格別なる一學業にして、一つとくにいふべき名稱ならぬ事は豫め諸君も心得らるべきならむを、こゝに其略説せん。まづ有職のかたは、續日本紀(桓武)延暦九年七月百濟王仁貞以下四人上表の文に應神天皇命上毛野遠祖荒田別使於百濟聘有識者國王貴須王恭奉使旨擇探宗族遺其孫辰孫王(一名智宗王)隨使入朝天皇嘉焉特加寵命以爲皇太子之師矣とあるを味ふべし。これ即ち百濟國より漢學の先達を聘され皇太子の御師絶ともてあつかひ給ひしならずや。又三代實錄(清和)貞觀五年五月の條に當時有識式部少輔從五位下小野朝臣篁云々ともあり。この篁といふ人は世間に聞えわたりし和漢の學匠詩歌書畫などにも、そのかみ比類の人なきまでにもてはやされしならずや。されば此等の一二を以て愚按するにも、今いふ

所のたゞに男女の装束沿革の一部分、室内裝飾のかたはしなどを論談し、また婚禮式法の進退、應接のかけひきなどの一部分をしめしものするを、有職家といひ或は故實者と稱呼するが如き、唯一部分頗る範圍のせまきわざにはあらで、いはゆる字の如く、博聞多識の才學を有もてる大家をさす稱號なり。これ實に然あるべき事論ふまでもあらず。この他中古假字歴史文の類、大鏡に、小野宮實賴公を、大かた何事にいひ、うそくに、御心うるはしく、とあるも物しりの意、また源氏物語に、いひ、うそくの限り、といひ、心に、くさい、うそくども、心々にあらさふなどある、みな文學卓絶の識見を有てる人をさせる名なる事は、世間の物しりといはるゝ人の限りを、よびとゝのへさせ給ひ、其すぢの事を行はせ給ふをいひ、又心に、くさい、云々とは、奥ゆかしくよるづにわたり、心得ある學匠どもが、われもくゝと、其みづからの識見を競争して、まけじ劣らじとかきくらべのものを審判する意にいへるを以ても明かなり、この名稱なほこの源氏物語の文中、又今少しさかのぼれる宇津保物語その他にもあるべけれど、さのみはとて略く。

故實の方にていは、類聚國史(百七十四)文の部(桓武天皇)延暦十三年、藤原繼繼等が國史編成

の上表文に、總而書之以備故實と見え、また同十六年、重ねて國史編成の菅原道真等の上表文に、臣等搜故實於司在、詢前聞於舊老とも見え、また三代實錄(清和天皇)貞觀十一年十二月、伊勢奉幣の告文に、我朝乃神國止畏、懼來留故實乎、澆之多失、賜布などあるをはじめ、格式等の文中にも、所々見え、なほ古語拾遺にも、顧問故實、識根源とあるなど、みな皇國の故き事實に關かることがら、典故を研究したる意義をさせるものなり。さればこの意味を、概ぶに、有識とは最も博く、頗るその關係の大なるからに、その有識といふ字義の中に、故實の意も、あつからざるが如く、おぼゆいづれにも、故實學といふは、典故の起源山來より、沿革のすままでも、こまかに穿鑿すべきものにして、律令格式など制度に涉り、これを熟くわきまふる學術なり。さて有識も、故實も、おほよそ上にいふが如き意義にして、そのいひ、うそくとは、物しり博學の人をさせるが故にも、と識の字をかきしを、かの百官職掌のこともものせる、官職秘抄、或は職原抄などいふものを講述して、おもに官職の典故沿革をしらぶる學科さかりに行はるゝ頃にいたりて、職とかくが如くなりしなるべし。蓋しその百官職掌の事より、今いふ装束の沿革、武器の盛衰用法を勘注し、また婚儀作法の進退

饗膳の獻撤などにも涉りて、これを講ずるも、みな有職とか故實とかいふものの外ならねど、いはゆる本末の別あるを辨ふべし。實に手せまき一種の末藝を主張して、今その有職家とか、故實者などいふは、最も負けなきわざとやいはん。さはいへど、ここに講義せむとする楳邨は、其むかしの有職者、故實家などいふべき學才は、もとよりあるにあるべくもあらず。然りとて、今いふ有職故實の小笠原伊勢傳などいふものにもあらず、僅々國典の一斑をうかゞふ老生なり。この學科を擔負するを以て、聊この定義を解く。

## 二 有職故實學の大體

史を讀むもの、歴世の制度及び其沿革を辨へ知らざれば、盛衰變遷の故を詳かにする事能はず。されば此學科は、主として昔の事實のありしやうを節略して其要領を述べんとす。故に有職といひ、故實といふ語を、今は一つ々きものとし、相通はせてこれを辨す。蓋しこの有職の名稱は、(一)にいふが如く、もと學匠の美稱なるを、たゞちに科業の名目に應用しつるなり。此名即ちすべての學術にとりて、大かたの物しり

なるからに、吾朝の典故事實を研究するとも、多く此中にこもれる意味あり。抑、有職故實と唱ふる學科の大本は、遠く神世の故實、古事記、日本書紀に見えたるありさまより研究して、建國の大體はいふに及ばず、萬世一系の神勅の如き、その大義名分いとも嚴重にして、いさゝか動く事なき君統は、かの繼承したまふ順序あり、臣系また、民族の制を起したまひしをりよりつゞきて、大化改新の制度、天寶の律令を始て、何くれと損益したまひしこと、のあとを、博く通考してその理由を辨知するまに、今にてらしあきらむるが、いはゆる有職故實といふ一科の根源といはんのみ。

またその制度故實といふものに時代あり、その順序を心得むは、この學科大體の簡要なり。概要を示さば左の如し。もとより強て、この標目に拘泥すべきにあらねど、まづは、

- (一) 太古 神世にありしこと、のあとをひろひてこれをいふ。
- (二) 上古 神武天皇ごろより、皇極天皇の御宇までをいふ。
- (三) 中古 孝德天皇の大化元年より、文武天皇の大寶年間の律令撰定以後、安徳

天皇壽永四年、即ち鎌倉に幕府を創置する以前までをいふ。

(四) 近古 後鳥羽天皇の文治二年より、足利氏幕府を建てられたる間までをいふ。

(五) 近世 織田氏、豊臣氏を経て、徳川氏幕府を建てられたる間に渉る事どもをいふ。

(六) 近代 今上天皇の明治元年このかたをさす。

凡そ上の標目は、たゞその時代を區別して、温古知新の摘要に供ふべきつまじるしなれば、或は人々のみづから立てたるむきくにて、かならず差等あるべきは、論ずるまでもあらぬを、今愠郵のつまじるしをこゝにかゝげおく。

また近代故實を解くに、公家故實といひて、東帯衣冠の制を研究し、儀式節會などの事を論じ、武家故實といひて、將軍家より、諸侯がたの家法式禮を始め、甲冑武器の品定する徒は、みな(一)にいふが如き、一部分の末技なりといへど、其公家故實は、その昔西京に於て、やむごとなきあたりに入出し、これを伺ひ得しよしなれば、あなかしこ吾等の如き、獨學固陋のものよみにあらず、また武家故實は、今も其家と稱ふる、足利

家時代より相傳する所の小笠原氏、或は伊勢氏の末派など、これみなその故事を承け得たるよしにさく、されば其人々の門にいたり、さかまほしく尋ねまほしき事多けれど、いとまなき身は心として、いまだ果さず、なほ實技を心がけられん人々は、其家々に就てこの上に參照して可なりとす。

この有職故實の學は、むかしの御代々々のことのと知りて、今世の政理法制に考へ合すべきための科業なり、然るをたゞ、往昔の歴史の故實を辨へ知れるのみにては、恰も精神なき木偶の體を具へたるいたづらものならんといふべし、これを今古の法制政理に參照し、さてその發動を得たらんがときは、血脈するどく、氣息たしかなる活人のすこやかにかけめぐるに比すべからん、されば此かたのむねと研究すべき書目は、律令格式より、政事要畧、禁秘御抄、職原抄、或は雅亮裝束抄をはじめ、衣冠裝束書類、また武家の貞永式目をはじめ、凡そ政書ともいふべきものなりかし。

### 三 今の西京の皇居の由來

有職故實 (三) 今の西京の皇居の由來

(二)にいふが如く、時代の順序にしたがひて、上古よりやうく、近代にいたる頃ほひに係る事實を辨知すべきが差あたる理りなれど、まづ目の前に見えしらがふもの、の實況を能く心にしめ、さて其あり來しやうの沿革くさくをさかのぼり考へわたさむ事、今日にありて却て便益を得べく注意しつるからに、其順序をしばらく前後して、こゝに題するが如く、今の西京の皇居となりし由來をとき出む。

今の皇居となりし初めを尋ねるに、むかしは東洞院土御門殿といひて、正親町よりは南、土御門よりは北、東洞院よりは東、高倉よりは西にあたる所にて、方四十丈の邸なりき。然るに現今の兆域は、數百年の後に豊臣氏これを廣め、徳川氏三百年の間に漸々さらに擴張して、南面にして東西百三十七間半、東面にして南北二百四十六間餘、西面にして南北二百四十六間餘、北面にして東西百三十三間となる。これ只今拜觀する所の間數なり。

さて此地は、山槐記治承四年の條に、三月四日、今夜新院遜位之後、始有御幸土御門殿。土御門北、東洞院東、前大納言、邦綱卿家、先時々爲皇居所也。と見え、また高倉院殿島御幸記に、治承四年三月四日夜に入て、土御門高倉邦綱大納言の家に御幸あり、とも見えたるが、即ち此邸にして、閑院

内裏閑院内裏の事より、遷御あり。これよりさきも、已に仙院となりしことなどありし緣故ならんか。そも此第宅は、藤原氏數代傳領し、或は源季實の家となり、またかの大納言邦綱の家となりし其間に、時々上皇の仙洞にあてられ、この御幸の後は、専ら朝廷に屬せるものの如く、何くれの記録に見ゆ。されば承明門院、宣陽門院、陽徳門院なども、しばし住せ給ひ、後嵯峨帝、潜龍のをり、無品親王にて、この邸にいとわびしくすませ給ひし御事、増鏡に見え、又後宇多帝は、この邸にて降誕あらせられ、伏見帝は、火災をこの邸に避けたまひ、花園帝は、受禪のためこゝに遷御まし、たりき。又なほ増鏡に、東宮光嚴院の陽徳門院の、土御門東洞院殿へ行啓はじめあり、とあるも即ちこゝなり。花園帝こゝにて、後醍醐帝へ御位を譲り給ひし御幸は、園大曆に、文保二年二月廿四日、抑明後日、爲行讓位節會幸土御門殿東洞院准御所也。廿六日、今日讓位也、土御門東洞院被行節會、劍璽渡御、とあるを思ふべし。然れども、後醍醐帝は、冷泉宮小路殿この宮小路内裏を皇居と定められたり。帝笠置に蒙塵あらせらるゝや、九月廿日、北條高時、皇太子暲仁親王を奉して、東洞院土御門殿に即位の式を行ふ。これよりは一時、北朝の天皇の皇居となる。引續き南北御分争のかたちとなりて五十餘年に及

ぶ其間は全く北朝歴代の皇居なりしに南朝の元中九年閏十月、即ち北朝の明德四年、後龜山帝、神器を後小松帝に譲らせ給ふに及びて、始て正統天皇の宮闕となれり。然るに應永八年二月この宮火災に罹りければ天皇その難を、足利義滿將軍の室町の第に避け給ひ、同年八月にいたりて、内裏造營の事を始め、九年十一月、新造内裏へ還幸あらせらる。これ義滿將軍の造進する所ながら、諸國に段錢といふものを課せ、て經營せしものなり。尋て嘉吉三年九月廿三日の夜、日野有光朝臣、南朝の皇孫を奉して内裏を襲ひ、火を縦ちて皇居焼亡に罹る。僅に四足門と、東門を遺して、名器を始め、文書の大くひ、みな烏有となれり。是に於て、天皇近衛房嗣公右大の第に其難を避け給ふ。十月に至りて、内裏造營の爲なりとて、費用課當の事始まれりといへども、輒く行はれがたし。文安三年七月、東南垣を築き、十二月に至り、御渡殿の柱立ありしも、數年を歴て、康正二年四月、紫宸殿柱立あり、同じく七月に至り、新造内裏に遷幸ありき。其より後、十年ばかりがほどは、應仁元年にして、正月より戦亂となりしかば、なほ其難を避け給はんとて、俄に足利氏の室町第に行幸ありしも、幾日ならず遷幸あり。又八月廿三日にいたり、俄に行幸ありて、京師は即ち戦ひのちまたとなりて、神社佛

閣を始め、巨室甲第みな擧て灰燼となりしかども、この宮闕は幸に其難を免かれぬ。然れども、當時戦亂息む時なく、干戈日々に動きて、最も危険に際するを以て、僅に室町幕府に御坐をすゑられて、還幸の期を待せられつゝ、既に十餘年に及ぶ。其間幕府も災する事ありしかば、其時に臨み、足利氏の小川第、また北小路第などに、遷御し給ひて年あり。こゝに北小路の第も災せしかば、僅に一條政資公の第に其難を避け給ひし事もありき。漸く文明九年にいたり、東西の軍旅散して、京師はじめて兵塵を免れしかば、皇居造營の議始まりて、其十一年三月事始めの式行はる。この歳造營成りて、十二月新造内裏に還幸ありき。かの應仁元年に、車駕宮闕を出られしより、こゝに及びて凡十二年を経たり。然るに、後法興院殿記近衛家に曰く、文明十一年十二月七日、今夜天皇遷幸土御門内裏、每事省略也、抑今度内裏修理事、清凉殿、黒戸、對屋一宇、大破之外、一向不及御修理、春興殿御門等、如形有假葺云々、とあるを按すれば、この時諸書造營とあるは、一時補理にとゞまりしことなるべし。實に應仁の役は古今無比の大亂にして、京師の塵亂破壊、いふべくもあらず。後土御門帝より後、奈良帝にいたる、凡そ百年間は、皇室式微の極にして、時ありて少しく修補行はるゝといへど、みな一時



苟且に止まりてはなやかなる營繕ある事なかりし也。しかのみならず、永正十七年大風にて宮中所々破損しければ、更に修理を加へられつるを、大永元年三月、後柏原帝、この紫宸殿にて即位あり。是れ里内裏の紫宸殿にて即位の禮を行ふことの始めとす。なほ天文四年二月五日夜、大風ふきて日華門等顛倒しぬ。されば六月三日、日華門造營木造始を行ひ、即位の準備として、内裏を修理せらる。同五年二月廿六日、後奈良帝、この紫宸殿にて即位の禮を行ひ給ふ。そも、後柏原、後奈良兩帝は、いとかしこくもそれにあつべき費用なかりし故を以て、踐祚の後、即位の禮久しく行ふ事を得給はざりしを、數年經過して、こゝに僅に其式を舉させ給ふ。同十年に、また大風吹て、宣陽殿廻廊月華門等、みな顛倒しき。然るに永祿三年正月廿三日、正親町帝即位ありといへども、なほ百方經營と、のひがたく、僅に其式のみを舉げ給ひぬ。實にこの時、皇室衰微の極にして、其禮容易に行はれず。況んや皇居の修補の如き、固より及ぶ所にあらず。殆<sup>はた</sup>風日をも蔽はざるにいたる。されば立入宗繼といふもの、万里小路惟房卿に説き、織田氏に密勅を賜ひて、託するに、興復の太計を以てせんとす。帝竊かにこれを聴き給ひ、宗繼をして使命を傳へしめ給ふ。實に永祿七年なり。同十一年、織田

氏兵を舉て入京し、首として勅旨の三事を奉行す。これ皇居再造の始なりとす。さて三年にして其功を奏すといふ。又洛中をして、内裏築地を築かしむる事もあり。彼の足利氏の末世より、久しく頽廢衰微せし皇居、こゝに及びて、初て一新の時にあふ。又二條新殿を修理し、これを誠仁親王に奉り、また轉退の公卿を復して、家祿を給し、また離散せし市人を完聚す。こゝに於て、密勅の三事は各、其緒に就けり。既にして、豊太閤、織田氏にかはり、さらに皇居の造營に關す。此時正親町帝、御年齡いと高し、皇嗣誠仁親王三十の御齡に過ぐ。豊公その讓位の事あらんために、先仙洞を造營あり。前田玄以法印を以て其事を董<sup>たも</sup>さしむ。天正十三年二月、新内裏院の御所地築有之。同十二月内裏院、二三日棟上也、など梵舜日記にみゆ。思ひ合せらる。又天正軍記に、院の御所を建、御即位取行はれ、まづ院の御所造營なし奉る。とあるも、此事なり。然るに其翌る十四年七月、誠仁親王、いまだ受禪に及ばせ給はずして、薨御ありければ、十一月七日、皇孫周仁親王に讓位あらさせ給ひ、これ後陽成帝の御事同廿五日、織田氏造進せられし紫宸殿にして、即位の式を舉げ給ふ。初め織田氏の造營するや、猶いまだ完全にいたらざれば、豊臣氏さらに造營の功をつぎ、前田玄以法印を以て奉行として、天正十八年十

二月、新造内裏に遷御あり、同十九年十一月紫宸殿上棟なり。翌る文祿元年九月、豊臣氏参内して、清涼殿に於て謁見の事あり、此時舊來の地盤を東北に拓出し、大凡南北百廿一間、東西百十五間半の地盤とす。これより以來は、かの荒廢の宿弊を一新して、まづ以て皇居の體やゝなれりしものといふべし。さて徳川氏大政を執るに及びて、慶長十一年、諸侯に課役して皇居内外の築地をきづかしめ、結城秀康氏を以てこれを督せしむ。此時外部の築地四百三十四間、内部にあるもの六十間、豊臣秀頼氏以下一同間を分ちてこれを築造す。こゝに至りて皇居の地域は、東より西に亘りて南面の築地百十五間半、六尺五寸間、東面百三間、西面百十五間、北に亘れる築地は、仙洞の地域に屬すといふ。さてまたこの造營宮殿は、紫宸殿を始め清涼殿、常御殿、御學問所、記録所、御清所、女御殿、東西對の屋、其他雜舎にいたるまで大凡當今拜觀するが如くに全備せり。これ徳川氏、皇居造進の始なり。さればこの時にあたりて、豊臣氏造營に係る、舊宮殿は毀撤せられ、紫宸殿は仁和寺、清涼殿は南禪寺に賜はりしといふ。仙洞御所は、皇居の北にならびて、東西七十九間、南北百二間、六尺五寸間の地域を以て、これを造營せられ、慶長十六年三月、後陽成帝位を讓らせられて、この仙洞に遷御し給ふ。

以後水尾帝その四月十二日を以て新宮紫宸殿にて即位し給ふ。まこと此時の皇居たるや、もとは足利氏時代の制になれりしを、さらに擴張せられしものなれば、其規模の如きは、頗る廣くなりしやうなれど、制度における近古苟且の弊をまぬかれず。紫宸殿の東に春興殿あり、西に宣陽殿あり、紫宸清涼の二殿の御間取も古制にあらずして、常御殿は紫宸殿の北にあり、東福門院入内し給ふに及びて、皇居の東北に、その宮殿を營造せられぬ。明正帝の御時、さらに内裏を修造せられ、寛永十九年、上棟の御式を行はれ、二十年にいたりて、御讓位あり。後光明帝は十一月廿一日を以て、新宮に即位し給ふ。この時の造營は、小堀遠江守政一、その事に任せられたり。然るに同帝の承應二年六月廿三日、京師火ありしが、延て内裏に及び、後水尾法皇、明正上皇、東福門院の宮々、盡く焼亡しぬ。天皇はその火を、一條關白教輔公の第に避け給ひて、こゝを假皇居とし給ふ。されば幕府所司代板倉周防守重宗に命じ、永井信濃守尙長を總奉行として、皇居を始め、諸殿舎造營の着手あり。同年三月、事始の式を行ふ。豈圖らんや、九月廿日、天皇假皇居にして崩御し給ふ。同年十一月十日、皇弟良仁親王を新宮に御さしめ、廿八日踐祚ありて、明年正月廿三日、即位の御式を行は

せらる。これ即ち後西院天皇の御事なり。然るに同帝の萬治四年正月十五日、皇居及びまた三院もみな焼亡の難に罹る。こゝに於て天皇は、近衛關白基熙公の第に逃げ給ひて、こゝを假皇居とし給ふ。幕府所司代牧野備前守親成に命じ、其事を董し、諸侯伯に課せて役を助けしめて、皇居を造營す。其年の十一月上棟式を行ひ、翌る寛文三年正月御讓位ありて、四月廿七日、靈元帝新宮に即位の式を擧げ給ふ。然るに同帝の寛文十三年五月八日夜、應司家火を失して、皇居及び仙洞院後西院、東院明正院、女院東福院の三宮また悉く炎上す。天皇また近衛基熙公の第に、これを避けて御坐す。幕府皇居及び、其他の諸殿舎を造營せんとして、所司代永井信濃守尙庸に命じて、其事を董さしむ。延寶三年十一月十六日上棟、廿七日を以て新宮遷御と卜定せしめられしに、その廿五日、一條油の小路より失火し、延て假の皇居、近衛氏の第、本院の御所に及び、大半焼亡しければ、天皇は俄にその難を、吉田神社に逃げ給ふ。然れども、幸にして新宮無異なりしを以て、卜定の如く十一月廿七日新宮に遷御ありき。かくて東山帝の寶永五年三月八日、三條油の小路より失火して延て、皇居及び仙洞院靈元女院、皇后中宮幸子親王、東宮慶仁一宮、秋子親王内の御所等、みな盡く炎上せり。

天皇は、此火を賀茂社に避け給ひて、後に近衛家熙公の第に御坐し、假皇居となさせたまふ。幕府皇居を始め、其他の殿舎を造營せんとして、所司代松平豊前守信庸に命じ、總奉行は建部内匠守政守なり。即ち同年九月二日、木造り始めの式を行ひ、六年正月六日普請始ありて、六月廿一日假皇居に於て、讓位を行はる。即ち中御門帝踐祚ありて、七月廿六日上棟式は行はれ、十一月五日新造内裏に遷幸あらせらる。これより後、七十餘年を経て、光格帝天明八年正月晦日、建仁寺町團栗ぐらの圖子づいより失火し、その火勢延蔓して、京師大半焦土となる。されば皇居を始て、仙洞院櫻町、大女院青絢門、女院禮門、女一宮後桃園宮々の御所も、盡く焼亡す。かの慶長の造營ありしこのかた、こゝに五回の新造ありしも必ず慶長の舊に基き規制を失する事少からず。この時にあたり、光格帝睿聖にわたらせ給ひ、復古の叡念一方ならず、かの裏松園禪光世の數年に涉り、困苦考按する所の皇居古制の徵證を天觀せさせられて、御内旨を幕府に傳へらる。將軍家齊公これを承はりて、即ち老中松平越中守定信に命じ、こたびの造營の事を總裁せしむ。定信は學事該博、頗る古典に通じたれば、深く皇居改造の顛末に力を盡さんとして、柴野邦彦等に詢り、時の有識博士と共に熟く討議考究して、殿門堂

舎を始て畫障窓櫺の微細にいたるまで、典故に徴し、舊規を存し、時の繪畫師土佐住吉等に命じ、其他の工藝美術のわざなど、みな其圖其ひながたを製せしめ、時々敬慮をうかがひて、これを定めむとし、なほ其工費の如き、入札法をもちゐ、その最高額のものえらみて製造せしめ、以て姑息苟且の弊を去り、有司輩をいましめ、工匠等を督し、百般の事業、怠りなく、その道々に勉強させしめて、寛政元年三月廿七日、地築始をなし、七月四日、木造初めの式を行ひ、八月十三日、礎柱立の式を擧げ、廿六日上棟の式を了り、同じき二年九月廿六日より、七箇日間、新殿安鎮の御祈を、天台座主眞仁法親王勤修せられ、十月十五日、地鎮祭を行はせられたり、かくて十一月四日、所司代太田備中守資愛、その成蹟を検し、その翌る五日、これを朝廷に致す。この日遷幸日時定め、陣の議あり、さて十一月廿二日正午、車駕儀衛をそなへ、聖護院の假皇居より、新造皇居に還幸あり。廿六日、太上皇十二月四日、女院ともに還御ありき。此時の造營たるや、紫宸殿、清涼殿、宣陽殿、及び内侍所、承明門、玄暉門、朔平門、並びに崇政青瑱、敷政等の諸掖門、また軒廊、陣座、南庭の回廊、みな古制に復し、賢聖障子を始て、殿上の繪畫等にいたる迄、みな故實にもとづきてこれを更正し、外庭の式のごときは、古

昔の大内裏の舊制に稍復する形ちあり。常御殿を東北に移し、其御間どりを廣く改め、其前に園池を築き、この他の所々も尙擴張して、改修するもの甚だ多し。是を世間に寛政御造營と稱して、種々書とりものも多く出来て、宮闕御興隆の盛事とせり。神嘉殿は、寛政二年假りに造營し、文化十三年修造す。皇后御殿は、安永元年中興あり、天明の災後、寛政五年舊の如く、皇居の北に造營ありて、亥年十二月落成す。六年三月、後桃園帝の皇女欣子内親王、入内ありて、皇后冊立の禮を行はる。其後相繼ぎて、皇后御殿となる。御學問所は、寛政造營に省かれしを、文化元年なほ造營着手ありて、十月に落成す。東宮御殿は、寶永炎上の後、享保十二年五月造營あり。天明災後、寛政造營の時、皇太子ましまさぬからに、これを省さしに、文化六年二月、恭禮門院の舊御殿を移し、常御殿の北に建築して、東宮、中宮の御所と爲さる。明年四月落成す。同十四年三月、東宮受禪新宮に遷御あり。同十五年九月、改めて花御殿はなごとのゑと稱す。泉殿代いづみどのしろは、文政十三年七月二日、京師大に地震したるが、禁苑内に及び、最も危険なりしかからに、これを造營して、以て乘輿避難の所となさんとす。天保元年閏十一月落成す。

嘉永七年四月六日午時即ち安永後院の北殿より失火す。その時東風飄忽、またしくが

うちに、後殿にうつり、遂に皇居准后御殿に延びて、盡く炎上す、天皇其火を下鴨の社へ避け給ひ、其後垂護院に假におはしまし、遂に桂宮に遷御あらせられて、假皇居となす。幕府老中阿部伊勢守正弘を以て總裁とし、新宮造營の事を督す。蓋し正弘は、江戸にありて之をつかさどり、所司代脇阪淡路守安宅、勘定奉行石河土佐守政平、川路左衛門垂護、京都町奉行兼御作事奉行淺野備前守長祚等専ら其事にあづかりて力あり。公卿にては、前大納言橋本實久卿、大納言徳大寺公純卿、中納言萬里小路正房卿等、造内裏御用掛となりて、大納言中山忠能卿、大原三位重徳卿、左大辨裏松恭光、修理職奉行を命ぜらる。然るに當時外患已に萌して、國事漸く頻繁なるが故に、宸衷憂念たゞならずおはしませば、皇居御造營の如きも、頗る抑損を事となさせ給ひ、大むね寛政造營の舊規に仍らん事と定りて、其變更及び新規に係るものは、唯皇居の南面の二隅を方形に擴げられ、坤角を火除地とせられ、巽角に職事預藏を移し、神嘉殿のこけら屋を檜皮屋となされ、常御殿の北に御書室を築き、花御殿の北に、皇子皇女御殿を築造など、敷事にとゞめさせらる。此時皇居の兆域をしるさんに、安政造營誌に見ゆる所は、南側百二十五間半、東側百六十二間五尺、西側百八十間半とありて、これ

より北は、女院御所に屬せり。さて安政二年三月十八日木造始地曳あり、四月八日礎柱立あり、六月十七日、關白政通工事を巡視し、八月廿四日上棟式を行はせられ、十月二日新宮地鎮祭を執行せられ、廿二日後宮地鎮祭を執行せらる。十一月一日、所司代脇阪淡路守、その成功を巡視して、これを朝廷の職員に引渡さる。四日關白殿新宮を巡檢せられ、同廿三日、車駕假皇居より出御あり、儀衛を備へ、新内裏に還幸し給ふ。これを世間に安政内裏造營といふ。つらくこの成功を、それこれの文書に就て、査展するに、工匠は百四十萬八千五百五十人にして、その費用の如きも、金二十七萬六千二百十三兩三分餘、銀八千五百二十八貫百八十五匁、米二萬千三百九石九斗七升なり。實にこれ幕府皇居を造進し奉りし最終にして、即ち當今拜觀する所の宮殿これなり。時に淺野備前守は上にもいふが如く、京都町奉行にして、禁裏御作事奉行を兼務するを以て、終始この造營を董し、工作一切の事を編纂して、安政内裏造營誌といふもの十卷を作る。その記事詳密、この造營の顛末、最も微するに餘りありといはむとす。

然るに文久慶應年間を経て、天下の大勢一新し、國家の政權、朝廷より出る事となり

引續き、明治二年に車駕東幸あらせ給ひし後は、そのもとかりそめなりしながらこの皇居、宮闕空虛となり、いとかしこくも一時はこれを開きて、博覽會社に貸附せられし事もありしに、十年にいたり、車駕西巡のをり、久しくこの皇居に御駐蹕あらせ給ひ、千歳舊京の宮殿、漸くに荒廢に屬せん事を恐れ、さらに維持策を講じつゝ、岩倉贈相國ことに力を其間に盡されて、初め大内保存掛を置れ、十六年十月、更に保存の道を擴張させられ、その保存掛を廢せられ、宮内省の支廳を置かれしも、なほ十九年これを廢し、主殿寮出張所を置かれ、其職員をそなへられ、章程を定めて、明治十年より同二十一年まで、毎年内帑の金四千圓をあて行はれて、以て舊觀を失はざらしめよとの旨を達せられ、その不用の御建物の如き、或はこれを東京に移し、又は神社に御寄附あり、必要の宮殿のみこれを大に修理を加へ、洒掃を嚴重にし、開閉を慎戒せしめ、よく監督して、永遠に維持すべき方法を立られて、再び京都皇居と號するにいたる。皇室典範を定めらるゝに及び、即位の禮、大嘗の典は、必この皇居にて行はせらるゝ事と規定せらるゝは、實にゆゑある御事なるべし。

此記事は、先年關係せし平安通誌の原稿に、むねと據りてかくものす。

#### 四 皇后の地域及び御建築の概略

(三)にいふが如く、皇后の地域は、方今南面にして東西百三十七間半、東面にして南北二百四十六間餘、西面にして南北二百四十六間餘、全く東西兩面は同じ、北面にして東西百三十三間あり、東西面は少しく差ある事上の如し。さてその御正門は、南を建禮門といひ、櫺木造りにして柱の間三間一尺、梁行二間三尺六寸、簷の高さ石口より冠木下まで一丈五尺五寸、軒出九尺六寸あり、屋根は檜皮葺なり。車駕行幸還幸の時開くものとす。東の御門を建春門といふ、これも櫺木造りにして、柱の間三間一尺、梁行二間四尺八寸、高さ石口より冠木下まで一丈五尺三寸あり、なほ檜皮葺なり。西を宜秋門といふ、是も櫺木造りにして、柱の間三間一尺、梁行二間三尺六寸、高さ石口より冠木下まで一丈五尺五寸、檜皮ぶきなり。北を泐平門といふ、これも櫺木造りにして、柱の間二間五尺、梁行二間一尺、高さ石口より冠木下まで、一丈三尺五寸、屋根は木賊葺なり。この四門を四方の正門とす。其他清所御門、皇后宮御殿御門あり。城内の南部を天皇陛下の皇居とし、北部を皇后宮の御所とす。また建禮門の内に、承明門あり、

瓦屋根なり。東西五間扉三間にして、回廊ありてこれに屬す。その東に日華門、西に月華門あり、みな瓦屋にして、南北三間扉一間なり。

紫宸殿は、昔の大極殿ともとなふべき、すべて天下の大政をさこしめす御正殿にして、即ち承明門の内に建られ、南面檜の白木造り、御屋根は檜皮ぶきにして、桁行十六間六尺、梁行十一間三尺五寸の總御板敷なり。軒の高さ二丈五尺九寸、軒の出端一丈六尺、簀子御椽の高さ地より御椽上まで七尺八寸、壇上高さ一尺八寸、かづら石内叩き土なり。御階の東西に櫻橋を相對して植らる。本殿内中央に、御帳臺をすゑ置かれ、また賢聖御障子といふものこの御殿内にあり。

清涼殿は、紫宸殿の乾位に建られて、紫宸殿の北椽より階を下り、長橋の渡廊を渡りて、本殿を小板敷に至る。東面檜の白木造り、御屋根は檜皮葺にして、桁行十間半、梁行七間四尺五寸、北廂桁行四間四尺、梁行一間半、北取合桁行三間、梁行一間三尺五寸あり、總御板敷にして、軒の高さ二丈二尺二寸、北廂の軒高さ北取合軒の高さ等一丈七尺、軒の出端一丈、軒出八尺八寸、北取合軒出九尺七寸なり。簀子御椽の高さ地より御椽上まで三尺なり。大内裏の舊時に比しては大に狹隘なれども、然れども本殿内に

も御帳臺をすゑられ、晝、御座夜、御殿、石灰、壇、朝かれひの間、臺盤所、また櫛形の窓もあり。弘徽殿の上、局、萩戸二間といふも、いさゝめなから置かれ、荒海の御障子、年中行事の御障子も立られ、鳴板といふ板間もあり、小板敷もあり、又其御次に殿上、間もありて、殿上の簡も置るなどみな舊式を遺されたるいと、貴とく見奉る。竹臺も此座にあり。また(三)にも既にいふが如く、溫明殿即ち内侍所、及び神嘉殿など、今は撤せらる。これ明治廿二年八月に、大和國橿原神宮に移されて、該宮御造營にあてられき。

小御所といふあり、清涼殿の北廂より、東に折れまがる長廊ありて、こゝに通せらる。南に紫宸殿あり、或は宜陽殿にも通ず、北は御學問所といふ、皆相通するに廊下あり、本殿は東面あづまや造り、檜木の建造なり、御屋根もなほ檜皮葺にして、中央の北の御間を上段、其南を中段、又其南を下段とす。各御疊十八帖をしかる。東の二間に十二間の東廂あり、南北及び西には各一間の廂あり、其廂外には御椽ありて、高欄を施され、東面及び南北にも階あり。本殿内の御障子襖の繪は、皆古式なる極彩色にして、各色紙形を押され、歌を題す。さて本殿は、舊幕時代には幕府の使臣、或は所司代など拜謁を賜ひし所なりしが、近時參内の諸侯伯も、多くこゝにて拜謁しつ。本殿の桁行十

二間、梁行七間、軒の高さ一丈七尺九寸、出端九尺八寸、御椽の高さ三尺二寸なり。御學問所は、小御所の北に在りて、これも長廊を経てこゝに通す。こゝより又長廊ありて、御三間御殿と常御殿にも通せらる。本殿も東面の檜木造り、御屋根は檜皮葺なり、北を上段として、御床及び御違棚あり、次を中段として、二重御棚あり、次を下段として、各御壘十二帖半をしかる。上段の西に菊御間といふあり、東に御違棚あり、次に山吹御間といふあり、又次に雁御間といふあり、又三方に御内椽あり、廣一間、其外に外椽あり、こゝにも高欄を施さる。東南二方に階あり。本殿は天皇陛下、かしこくも文學を御講究せさせ給ふ御所なりき。されば御障子襖も極彩色繪にして、御上段は十八學士登瀛洲圖をうつしゑがき、その他關亭あり、岳陽樓あり、また花鳥圖なども取まじふ。さて本殿西廊下取こみて、桁行九間半、梁行八間、西北取合御廊下一間半に三間半なり、東取合御廊一間半に三間半、東廊下折回しとも一間半に十間にして、本殿軒の高さ一丈七尺六寸、出端九尺、御椽高さ三尺なり。常御所は、紫宸殿を除きて、宮中第一の大殿とも申すべく、天皇平常おはしまし、御所なり。古代には仁壽殿、即ち常の御所なりしを、其後清涼殿を常御所とし給ひて、永

くおはしまし、に、足利將軍家造營し奉りしをり、別に此常御殿を増築す、所謂寢殿造り式を取交へ、舊制の宮殿式に、其體を分ちしものに非ざるか。本殿は南面四阿造り、檜木の建造にして、御屋根檜皮葺なり、東南角に角屋あり、長廊を経て御學問所に通す。西南の角より御三間御殿にも通し、北の長廊を経て、御涼所にも通す。さて本殿中央を御寢の間として、御壘十八帖をしかれ、其東を御清の間とす、其南に御上段あり、次を中段、其次を下段といふ、各十八帖西に向ふ。御上段の東を御壘の御間とす、其東に御小座敷二室あり、其北に一の御間あり、其北に二の御間あり、それより西にをれて、三の御間あり、次に申口の間といふあり、其南に亦申口の間あり、これ御寢の間の西に方る。さて御寢の間、御清の間、御壘の御間、御小座敷には、各御床、或は御棚、又は御袋戸などの設けあり、四面に内椽あり、其外に外椽あり、なほ高欄を施さる。又、南面東面に階をしつらはる。北の方に長廊ありて、御涼所に通す。長廊の東西に小階を設く。南庭は長廊と土屏を以て、別に一壺を爲し、東庭は林泉に對して、尤も韵致目の前に浮びていと貴し。實に本殿は、常のおまし所なるが故に、其構造莊宏にして、御裝飾華麗を盡されたり。されば桁行十五間五寸、梁行十二間二尺五寸、南差出落長押、御間



一間四尺に三間一尺五寸、西御椽座敷一間四尺に十一間二尺あり、軒の高さ、石口より桁上端まで一丈八尺六寸、軒の出九尺七寸、御椽の高さ三尺二寸なり。

御涼所は、天皇納涼し給ふ御殿にして、常御殿の北にあり、北の長廊より別に東に廊あり、斜にをれてこゝに通ず、御三間御殿、御献間、ともに常御殿の坤位、御學問所の北にあり、常御殿の西南角より、長廊を経て西に向ひ行けば、右を御三間といひ、左を御献間といふ、この御間ごとの御障子襖、盡く極彩色、古代朝儀の圖をゑがく。

迎春御殿は、常御殿より御涼所にわたらむとする、長廊の東に在り、これ先帝孝明の御代、新に御造營ありし御小殿にして、十帖と四帖の御間なり、廻り御椽ありて、東面にむかふ、迎春の二字の御額、軒に揚げらる、また聽雪御亭といふあり、御涼所の北にして、翠樹泉石、いと清く幽趣ある間にあり、流れの上に曲廊を架けわたされて、こゝに通ふ、四帖半二間、三帖一間、御水屋、御茶棚等みなそなはる、いはゆる皇宮内の茗室にして、風韻を極む、これも先帝の御代、特に皇室の御經費を以て、新に造營せしめ給ふ所なり、聽雪の二字の御額、南軒に掲げらる。

常御殿は、庭内に、泉殿代いづみどのといふあり、文政十三年、京都大地震の時、避難の御場所とし

て造營せしめ給ひし御小亭なり、禁池の橋をわたりて、こゝに至る、その御建物は、安政御造營なり、また錦臺といふあり、これも常御殿の辰の方にあたり、禁池の東の御假山、楓林の中に在る御小亭なり、これ其地觀楓によるしきが故に、この名を命せらる、又其南に接し、小御所の林泉御覽の御物見所もあり。

花はな御殿は、寶永、度炎上の後、享保十二年御造營ありて、東宮の御所とす、然るに天明、度炎上の後、寛政造營の時は、東宮いまだおはしまさざりしかば、御造營御見合せなりしに、文化六年にいたり、恭禮門院御舊地の宮殿をうつされて、今の御場所に御營築ありて、東宮中宮の御所となさせらる、嘉永度炎上の後、安政造營ありて、今の如く建おかる、常の御所より、女院御所に通ずる所の、長廊の北に在り、桁行七間、梁行六間にして、東面、檜皮ぶきの檜木造なり、本殿内を四間よっぺんに分ちて、東南の間を御座の間として、四方に廂あり、東北に御椽あり、東西に階を設けらる、其他とりくくの御間、何くれと多かれども、記すに遑あらず、故に次には、臣下參内して、仕へ奉るところの一二を記さん。

公卿の間あり、諸太夫の間あり、これ御車寄といふ所の南に在り、檜皮ぶき、檜木造り

にして、南面第一を虎の間といひ、次を鶴の間といひ、次を櫻の間とす。東より西にいたる、櫻の間西にありて、これを諸太夫の間といふ。虎の間の東に一室ありて、其より渡廊を経て、清涼殿の殿上の間にいたる。又虎の間の北に廊あり、東西及び南面は外椽あり、南椽外の廣庭に神嘉殿はありしなり、今は其しるしに石を二所おかれたり、御椽よりよく見わたさる。

參内殿は、内の御車寄の内に在り。上皇御所御幸ありし時は、此所より入御あり。元朝參賀のをり、皇族御方、大臣など皆こゝより參入せられしなり。かの千秋萬歳、或は猿舞、三月三日の鬪鷄など、皆この庭にて行はる。その時に當りて、天皇陛下、この殿の上に臨み給ひて、御覽あらせらるゝを御例とせり。本殿桁行八間、梁行四間にして、檜皮葺の檜木造りなり。南を上段とし、次を中段とし、共に十二帖半、其次を下段として、十五帖とす。西に椽座敷あり、十九帖半、南面に外椽あり、西に御車寄あり、東に一間に五間の椽座敷あり。それより二重長廊を経て、遙かに常御殿に至る。尙水鳥の間、八景の間、林和靖の間、錦鷄の間、麝香の間あり、議奏候所、傳奏部屋などいふもあり。麝香の間は、小御所に至る長廊の左にあり。維新前、將軍家入朝の時は、其間に祗候する例なり。

き。

これより城内北部に位する、皇后宮の御殿の概略をあげむ。皇后宮の御殿は、天皇陛下下皇居の北に方りて、朔平御門内、別に一區をなせり。舊時に在りては、殿舎したゝかなりしも、今は其要部のみを保存せさせ給ひ、大かたこれを撤せられぬ。そも此御殿寛永造營の時は、上皇の仙院なりしを、其後、皇后宮の御所となさせらる。然るに此御所も、皇居と同じく、しばしば火災に罹りしが故に時々改造して、今在る宮殿も、皇居と同じく、安政年間造營せし建物なりとするべし。玄暉門は、朔平門の内東に在り、こは大内裏の舊時には、貞觀殿の前にありて、朔平門と相當る。後宮の正門の名なり。されば寛政造營の時に方りて、古式を考へ、御再興ありて、これを建てし以來、其後依然たり。

常御殿は、梁行十間、桁行十間、西指出七間半に一間半ありて、南面たり。御屋根檜皮ぶき、總檜木づくりの宮殿中央を御寢の間とす。御袋柵あり。其東を上段として、御床あり、其南を中段とし、其西を下段とす。さて上段の北に御小座敷あり、西に御床御袋柵あり、其北を二の間とす。其西に御化粧の間あり、又其西に一の間二の間あり、下段の

西に御次の間あり、其西に申口の間あり、東と南北に廂あり、廂外に椽あり、各高欄を施さる。又東と南に階を設く。北に廊ありて、飛香舎代に通す、軒の高さ一丈六尺七寸、軒出端八尺、御椽高さ三尺六寸七分、廣き事幅五尺あり、飛香舎代は、むかしの飛香舎に擬せらるゝが故に此稱あり、玄暉門の内に此舎あり、圓楹の檜皮屋檜木造にして古式の建築なり、南を母屋とし、東を東廂として、其東に孫廂あり、北を北廂とし、三面に椽ありて高欄を施す、西の方の廂より、常御殿及び、其他の御間に通す、東及び南北に築垣を設けらる。

舊若宮及び姫宮御殿は、上にいふ飛香舎代の西にありて、北に面す、これを東西に分ちて、各上段、次の間、二間、三間に分ち、各内廂あり、西と北とに椽あり、安政度御造營の時、若宮姫宮の御所として設け建てられしところなり、なほ此他に、殿舎多かりしも、近年に至りて撤せられしこと、上にいふが如し、なほ宮域内に、仙洞舊院あり、大宮御所あり、時々、炎上、皇居と共に烏有に屬しつる事も屢なりき、その後御造營ありて、維新に至る、今なほ舊を存するものあり、又毀撤せられしものあり、盡く記すに遑あらず。

今御苑と稱するは、舊時の九門内の總名にして、維新以來これを擴張し、東は寺町通、より西は烏丸通りに至り、北は今出川通より、南は丸太町通りに至る、北の方にて東西三百七十七間、南の方にて東西三百八十五間、東の方にて南北七百五十間、西の方にて南北七百三間五分の地盤を領し、その面積大凡二十六萬八千二百二十四坪餘なり、これをかの大内裏の盛時に徴するに、東は京極、西は烏丸、北は一條より凡二町の北、南は春日通りに至り、北邊、桃花、銅駝の三坊と一條以北の地に亘れり、皇居のちに東洞龍土御門殿と定まりしより、其皇居を中にして、仙洞、皇后宮、皇族、公卿の宮殿、邸宅など、四面に迷り來り、年代を逐ひて漸くその區域を廣めたりといへども、維新の以前に方りては、なほ狹隘にして、いと畏くも皇居たる體制を得ざりしも、この明治の盛代と改まり、軍駕御東遷あらせられ、隨て皇族、公卿以下、みな東京に移り出、或は他郷に轉しなどして、其址は甲第居宅を毀たれしのみならず、邸地を平らげ、一面の廣場となし、四周に石壘を築き、おしなべたる伏芝となしつゝ、なほ花木を分栽交植して、衢をゆたかに通し、登路をよろしく開き、或は清泉を引て池水にたくはへなど、とりくゝに心を用ゐて、即ちこの九門内を御苑と名くるに至る、さて其中央に恭

しく皇居をかこみ奉り、なほ仙洞の御園は、皇居の東南にあり、大宮御所これと隣りたり。其他皇族の御殿、今に存るもの、又舊中山家址に在る祐井は、孝明帝其名を賜ひし所にして、其山を記るせる碑あり、文は京都府知事榎村正直撰なり。又主殿寮、諸寮の出張所は、御苑の西南隅に置れて、宮内省の官吏こゝに出勤しつゝ、皇居及び山陵の事に係る、臨時の急務を始て、平生の事務を取扱ふ。また京都博覽會場は、仙洞の南に在り、年々これを開設し、京都美術工藝學校は、其東に在り、京都測候所は、博覽會場の西に在り、また九條邸、近衛邸などの舊園ありて、弄花翫月の興を賞するもの、ここに在り、なほくさくさいはまほしき事あれど、大かた省きていふに及ばず。

御溝水は、遠く鴨川の上流を引き、南に流れて相國寺中を過ぎ、今出川に至り、御苑内なる舊近衛邸の園池に注ぎ、分れて一は朔平門の東より皇居に入り、宮殿の下を繞りて、禁池となりて南に出づ。一は御築地外の石渠となりて、皇居を繞りて二分し、西は烏丸に出て京都府廳の池水に入り、一は白雲神社の苑池と、大銀杏樹下の池水となり、久邇宮の南なる方池に入り、又南の方主殿寮出張所の池に入り、南流して市中に出づ。皇居の東の渠水は、大宮御所の角に至り、二分して、一は仙洞の前を南流して、

舊九條邸の池に入り、又南流して市中に出づ。一は大宮御所の北を過ぎ、大宮御所と仙洞とに入り、共に仙洞の御池に落つ。御苑の東の小渠は、南流して仙洞の水と合し、京都博覽會場の池に入り、更に南流して市中に出づ。皆近年大に修理せられて、渠を廣め石を築き、所々石槽を造り、水をよく通して、今日の耳目を清くするに至れり。

## 五 皇居にて行はれし恒例臨時の朝儀分目

(三)(四)にかゝげたる所の皇居にして行はるゝ朝儀、恒例臨時の禮典はかの後普光園院良基公、或は後成恩寺兼良公ともいひ傳ふる、公事根元抄にかき置れたる、公事のうちにして、ある時は行はれ、ある時は廢止また中絶など、しばしばありし事ながら、大かたは行はれしものなるべくおぼゆ。其詳細は他書にゆづり、いま維新前まで行はれしその分目をあげむ。

朝廷の大禮は、登極の禮、大嘗の典、及び元朝拜賀の式を以て最も重とし、年中の恒例臨時の儀式、實に多しとす。然れども王政衰微し、大極殿廢するに及び、紫宸殿に於てこれを行ふにいたりては、細目の儀式行はれず、たゞ登極の禮、大嘗の典は、百方に經

營せさせられて、この式を修められし事、人口にかしこくも傳ふるが如し。其沿革し來りし事のあとは、遠くは順徳天皇の禁秘御抄また後醍醐天皇の建武年中行事、近くは後水尾天皇の年中行事など、かしこくも御みづからかゝせ給ひしものどもを拜覽し、其他何くれの抄物を見て心得らる。徳川氏世をまつりごちて後、廢を興し、絶を繼ぎ、頗る修舉せりといへども、虛文徒禮に過ぎりし事は、後水尾帝の年中行事に徳川將軍撥亂反正朝廷を復興す、然れどもこれを寛正の時に比すれば、猶及ばざる事遠し、則ち舊儀の存するそれ幾何ぞやとかゝせ給へるを以て、其程度の如何を察すべし。されば水戸の義公の禮儀類典を撰してこれを献し、大嘗祭の儀を再興建議して行はるゝにいたりしなど、みな其所以ある事をおもふべし。王政維新に及び、其はじめには、時に宜きを制し、儀式の舊典頗る革まり、古制によるものなほありといへども、吾朝の禮儀、こゝに於て一變す。蓋し今しるす所のものは、猶舊典にして維新前行はれしものなり。まづ恒例には、

朝賀、正月元日、天皇皇后大極殿に御して、群臣の賀を受け給ふ儀式なり。其後この朝賀なき時は、殿上の公卿以下、清涼殿にて朝拜す、これを小朝拜といふ。應仁以後は

京師の擾亂おほかたならざるが故に、廷臣多く諸方に遁走して、百司朝せず、されば小拜も亦或は行はれ、或は行はれず、後陽成天皇以後は、行はれて廢せず。

四方拜、元日寅一刻、天皇朝服を御され、清涼殿の東庭の御座にて四方を拜し給ふ。いと煩はしき儀あり。この日大臣以下も、この四方拜を行ふ。應仁以後、これも行はれ行はれざりしが、後陽成天皇より、舊に復してこれを行はる。

元日宴、元日天皇群臣の賀を受け給ひて後、群臣に宴を賜ふ。この日氷様、奏腹赤、奏あり、吉野、國栖歌笛を奏し、贊を獻ず、大歌所、雅樂寮もまた各入りて、歌を奏するなどを例とす。應仁以後に至りては、王朝いよく衰微を極め給ひ、百司も朝せず、資用給せざりしかば、遂に廢せらる。長亨延徳の間、やゝ復興せしが、又程なく廢す。文龜二年にいたり、纔にこれを復し、又行はれざる事十数年、其後行はれ行はれざる事屢あり。文祿慶長以後は、舊典稍闕くる事なきにいたる。維新このかたは、新年宴會を賜ふ、これいはゆるこの宴の一轉せしものなり。

白馬、節會、正月七日、天皇豐樂殿にて青馬をみそなはす、よりにて群臣に宴を賜ふ。後世紫宸殿に於てこれを行ひしが、應仁以來資用給せざりしを以て行はれず。文祿慶

長以後、また興りて恒典となさせらる。又白馬とかきて、あをうまとよむ訓義、別踏歌たぎ節會 正月十六日天皇豊樂殿に御し、宴を群臣に給ひ、踏歌を奏す、大同年中此

節を停められしが、又行はる。應仁にいたりて、舊儀廢すとともに行はれざりしが、後陽成天皇慶長七年二月十六日より、またこれを行はるゝ事となりぬ。

三月三日節、三日に行はる。この日文人を召して詩を賦せしめ、宴を賜ふ、曲水宴といふ。文武天皇五年、此日を以て群臣に宴を賜ひて、節日となし給ふ。聖武天皇以後は、上の巳の日、或は三日を以て行はる。其後興廢ありしも、足利幕府の時代、この日必ず闘あや鶏こを觀る事ありしが、應仁以後は暫く中止しつるに、文明七年三月三日、これを復して恒例とせり。徳川氏にいたりて、幕府この三日を節日とす。朝廷もまた舊に復し、なほ足利氏時代に行ひし、闘鶏の戲をも行はせられて、三日の儀を行はる。然るに維新に及びて、この節日は廢せられぬ。

走馬節、また端午節ともいふ。五月五日に行はる。文武天皇この日を節日となし給ひ、五位以上の走馬を觀給ひしより例となる。其後六衛府萬蒲を獻する事ありて、所々の殿舎にこれをふく事もあり、百官これをつらにかくるなどの風儀もありき。

はるかに降りて、後土御門天皇長享二年五月五日、萬蒲節を停められしこのかた、復行はれず。然るに徳川氏にいたり、幕府これを再興して、節日となして端午節といふ。朝廷もまた、これを恒例の節日となして行はれしが、維新このかた廢せらる。

重陽宴、また菊花宴ともいふ。九月九日これを行はる。嵯峨天皇弘仁三年詔ありて九日の諸儀、一に三月三日節に準せしむとあり。また五月九月に、節會の數に加へず臨時文藻あるものを撰定し、これを行はる。なども見ゆ。其後なほ興廢ありしに、徳川氏にいたり、幕府この日を以て節日と爲す。朝廷もまたこれを恒例となして行はれしが、維新このかた廢せらる。

冬至、この日百官の賀をうけさせ給ふ。朔旦冬至の事あり、ことさらに公卿表賀し奉る。其日百官に宴を賜ふ。其後久しく廢絶せしに、光格天皇天明六年十一月、朔旦冬至なりしかば、詔ありて旬節を修めしめ給ふ。これより舊に復して、その儀を行はせ給ひき。此他に、恒例の御儀式なきにあらざれど、こゝに其要領を分ちて抄出す。さて臨時のおもなるものは、

即位、即位と踐祚とは、もと其別なかりしものなるは、上古の史典をうかゞひて明

らかなり、淳仁天皇までは、踐祚の日直ちに即位し給ひしを、光仁、桓武、平城三帝、このかた、踐祚即位時月を隔つる者あるに至る。其後遂に御例となりて、その儀式を別に行はる事となれり。さて踐祚讓國の儀式は、紫宸殿にて行はれ、即位の禮典は、太極殿にて行はる。さるは、一は神器傳承の儀なり、一は百司萬民に告げさせらるゝ禮なれば也。天皇即位し給ひし後は、天神地祇をまつらせ、齋宮齋院の卜定など、又特に伊勢大神宮に御使を派して、幣帛を奉らる。又太上天皇、及び皇太后の尊號を奉られ、諸山陵等へ事の由を告らるゝ禮あり。然るに大極殿災ありしこのかた、遂に古禮に復させられず、後世専ら紫宸殿にてこの儀を行はる。藤原氏執政のころほひより、王室やうく衰頹し給ひ、鎌倉に幕府を開きし時代、いよくこの大禮を行はれんに用度乏しく、臨時の成功を募りて執行せらるゝが如き勢ひとなり、足利幕府このかた、ことに衰微甚しき王室の御ありさまなれば、踐祚の後數年を隔つれども、武家よりまかなひ奉らざるときは、この御禮典を行ひ給ふ事能はず、織田氏の足利氏に代りしに及びて、皇家を推戴し、その舊式を復興し奉らんとしつれども、果さず、徳川氏執政の時代となりて、漸く四方事なく治りければ、踐祚後一年を隔て、大禮を行ひたま

ふ事となりぬ。素より貞觀延喜の盛に及ばずといへども、中世の御衰頹を起して、綱紀を張るに至る。かしくも今上天皇は、慶應三年正月九日踐祚したまひ、明年七月廿七日、即位の禮典を擧げさせらる。其儀古今を酌量し、時に隨ひ宜しきを制し、唐様の服制を廢せられ、大に吾朝の式禮を備へられたり。

皇后、皇太子の冊立、天皇即位あらせらるれば、必ず皇后皇太子の冊立あり、今傳る所の制は、貞觀より定りしが如し。後世にいたり、後村上天皇このかたは、歴世大かた皇后冊立を行はせられず、近世後水尾天皇、寛永元年女御源和子を立給ひて、皇后と爲し給ひ、中宮と稱し奉る。たゞに女御にて居給ひしことこゝに十一代なりしに、漸く此禮を復し給ふにいたる。今上天皇即位し給ふこのかた、皇后皇太子冊立の儀、古今を酌量し、時に隨ひ宜しきを制し、禮典大に備はりぬ。みな紫宸殿にて行はる。

冠禮、天皇はじめて首服を加へ給ふ儀にして、清和天皇このかたの御例とす。加冠の上達部、理髮の月卿、雲客など、いとあごそかなりしも、維新の後これに廢せらる。御賀、天皇の御寶算、四十歳以上、五十、六十、七十、八十などその御満齡ごとに、中宮、或は太上天皇、皇太子、諸親王、大臣等より、賀辭物品など、祝ひて上る儀を云ふ。

大喪、この禮、太古以來略をなはれり。大喪の制は、治部省をして凶儀を掌らしむ、其式時に臨みて定制あらざるもの如し。持統天皇火葬を始め給ひ、聖武天皇佛式を挙げ給ひしより、古制漸く變替して、海葬をむねとし給ひ、山陵及び國忌を興さるにいたる。近時後光明天皇崩御の時、火葬の儀を止められて、また天皇崩御の時は、諒闇の儀あり。また廢務といふ事あり、廢務は諸司すべて政事にあづからざるものとす。なほ廢朝といふ事あり、天皇二等以上の親及び外祖父母、右大臣以上、若くは散一位の喪等にあひ給ふ時にあたりて、事を視給はざる事三日、また三等以上の親、百官の三位以上の喪にも、天皇事を視たまはざること一日なり。その廢朝には、諸司の政事はつねの如くこれに従ふ。蓋し廢朝の時には、音楽警蹕を止め、内印を請はず、また清涼殿の御簾を垂るゝを御例なりとす。廢務は多く一日に限れるが如し、これ萬機の政は、數日棄ておくべからざるによりてなり。近來廢務の事はすたれて、廢朝は行はるなほ、葬事凶服の事など、いと繁多なれど別項にいはんとして此に除く。右恒例臨時の禮典、その要旨たるもの、此の如し。按するに、承平天曆このかた朝政年を逐て、昔日の如くならず、瑣小の儀文を逐ひて、年中行事と稱して、最もこれを事とす。されど鎌倉以來、武門專制の世を経て、大に廢滅せるものあるを察すべし。

## 六 平安朝の大内裏概略

前項には、引つゞけて今の西京皇居の概略を述べたれば、是よりむかしの平安城、即ち大内裏といひしをりの大建築の一端を述べんとす。この事項も、第一に心得をるべき必用あるが故なり。まづ大内裏圖といふもの、三四種あるが、其の正しきに従ふ。宮城、即ち大内裏は、桓武天皇の延暦十三年に、山城國葛野郡宇太村の地に經營したまふ。其區域、まづ南おもて東西三百八十四丈、南北四百六十丈あり、皇宮及び省寮司の官舎、みなこの郭内にありき。第一に朝堂院といふは、これを八省院ともいふ。南面にしてその前方に應天門あり、その大通りを朱雀通りといひて、外門を即ち朱雀門といふ。朝堂院の左側に、豐樂院あり、また其後方に、位置を作りて眞言院、武德殿、中和院などあり。少し東によりて皇居あり、この外、諸省寮司みなその皇居及び朝堂、即ち八省院などを圍繞して、最もいかめしく棟をつらねて建てつゞけられたり。宮城門は、東西南北の四方に、各三ツづゝ建られたれば、合せて十二門あり。上にいふ



所の朱雀門は、即ち南面の正中なり、伴氏これを造るを例とす、その結構、重閣にして七間戸五間あり、一丈六尺を南にあたるを以て、朱雀の名あり、この門の右に美福門あり、壬生氏造るを例とす、左に皇嘉門あり、若犬養氏これを造る例なり、何れも五間戸三間あり、みな重閣の結構なり、東面の正中に、待賢門あり、建部氏これを造る例なり、右に陽明門あり、山氏造る、左に郁芳門あり、的氏これを造る、みな其例、上にいふ各氏の如し、これも皆重閣にして、五間戸三間あり、西面の正中に、藻壁門あり、佐伯氏これを造る例なり、右に談天門あり、玉手氏これを造る、左に殷富門あり、伊福部氏造る例なり、みな重閣五間戸三間なる事上に同じ、北面の正中に、偉鑿門あり、猪養氏これを造る例なり、右に安嘉門あり、海犬養氏これを造る、左に達智門あり、丹治比氏これを造る例、みな各氏の如し、これも皆重閣五間戸三間なり、さてこれらの十二門に扁額をかく、嵯峨天皇弘仁九年四月、制せさせ給ひて、殿閣及び諸門に題額をかく、げさせ給へり、東方三面は、嵯峨天皇の宸翰をかく、げ、南方三面は、空海和尚の筆、西方三面は、小野美材の筆、北方三面は、橘逸勢の筆なり、これそのはじめにして、後々はその當代の能書にかゝしめ給ふ御例となりき、かの空海入唐留學中に、韓方明につきて二

王の筆意を傳へたり、又逸勢も同じく柳宗元に屬きて、筆意を傳へしとなり、上に略いふ所の朝堂院、即ち八省院は、南面にして、東西五十六丈、南北百三十六丈の一構へなり、これ八省百官こゝに出頭して、庶政をこの堂に行ふ、まづ大極殿を正殿とす、即ち高御坐を安置す、もとオホヤスミドノといふ、この後房を小安殿といふ、天皇陛下この大安殿にして、天下の政事を安見し給ふ、意なり、然るに皇極帝の時、唐制に擬せられて、その大極殿といふ字を填てたるなり、されど後まで、訓はオホヤスミドノといふ、孝徳天皇大化改新のをり、萬般古來の様式かはり、建築のおもたる家屋は、鷗尾を挙げ莖をつけたる瓦ぶきとなるのみならず、内構に整砌を敷く、さればその大極殿は、正面十一間、一丈六尺をなり、さてこの大極殿の前、東西にわかれて、東に昌福、舍章、承光、明禮、延休、舍嘉の諸堂あり、西に顯章、延祿、修武、永寧、暉章、康樂の諸堂、この東西を合せて十二堂なり、また大極殿の外廊つゞきに、高樓二あり、東を蒼龍といひ、西を白虎といふ、其前面をすべて龍尾道といふ、また廂門あり、東を東福といひ、西を西華といふ、また朝堂院の内郭の廻廊に、廂門あり、南面の中門を會昌といふ、重閣七間戸五間なり、左右に章徳興禮の二門あり、この會昌門外に、東朝集堂、西朝集堂あ

り、これ百官のまづ參集する所なり。また朝堂院の外郭の南門を應天門といふ、外郭もなほ廻廊にして、其廊つゞきに高樓二あり、東を栖鳳といひ、西を翔鸞といふ。應天門も重閣七間戸五間なり。この左右に、長樂、永嘉の二門あり、また東の方に含輝、盛化、宣政、通陽、永陽、昭訓、宣光の諸廂門あり、蓋し宣政を、東面の中門として、重閣七間戸五間なり。西の方に章義、敬法、章善、顯親、廣義、光範、壽成の諸廂門あり、蓋し章善を、西面の中門として、重閣七間戸五間なり。北の方にも三門ある、中門を昭慶といひて、なほ七間戸五間、右に永福、左に嘉喜の廂門ありて、すべてこれを構造せらるゝもの以上の如し。

大極殿は、上にもいふが如く庶政を行ひ給ふのみならず、昔は登極、大嘗のごとき大儀など、みな此正殿にて行はれしが、高倉天皇以後は、建築大に頽廢に屬して、其大儀を行ふ事を得ざりしかば、姑く紫宸殿にて行はせらる。然るになほその殿舎も、また頽廢に及びて後は、かの土御門殿、或は閑院殿などいふあたりを、皇居とし給ひて、いよいよ復舊せさせ給ふ所にいたらず、つひに近くはその一端ともいふが如き、土御門の内裏に轉し來りし所以なり。

豐樂院は、朝堂院の西にあり、南面にして、南北百三十四丈、東西五十六丈の一構へなり、外郭の正面に、豐樂門あり、左右に、禮成、崇賢の二廂門あり、東の方は中門に延明あり、其左右に開明、陽祿の二廂門あり、西の方の中門に萬秋あり、その左右に、福來、立德の二廂門あり、北の方に不老門ありて、豐樂殿を以て正殿となす。節會儀式の宴會を行はるゝ所なり、されば豐明の節會なども、この正殿に行はれしを以て、かしこくも思ひ合せ奉れば、今の皇城の豐明殿は、この豐樂院の御なごりに建させ給ひけむもの歟。また後房に消暑堂あり、また東西に方をわかちて東華、顯陽、觀德、延英の四堂、東にあり、西華、承歡、明義、招俊の四堂、西にあり、豐樂殿につゞく回廊の東に、栖霞といふ高樓あり、西に霽景といふ高樓、左右の方にならびたり。その八堂の間も、みな回廊構へにして、外郭の豐樂門の内の正中、内郭の南門を儀鸞門といひ、その左右の廂門を高陽、嘉樂といひ、東の方に青綺、逢春、舍利の三廂門あり、西の方に白綺、承秋、陽德の三廂門あり。

眞言院は、豐樂院の北にあたりて、一構をなす、南面なり、南北廿丈、東西五丈、これ國土安泰、稼穀の豐饒をいのらんが爲の修法せんとして、僧侶ども參院する所のものにし

て、西舎の西の方に、護摩を修する堂あり。東の方に僧房あり。後の方に伴僧の宿所あり。この院の四面は、築地にして、正面に南門といふがあり。

武徳殿は、眞言院の西の方にあり。般富門を前とし、西面を以て一構をなす。南北十七丈六尺、東西十四丈四尺なり。元は馬場殿、或は射場殿ともいへり。騎射競馬など行はせらるゝ時は、天皇かしくも臨御ある所なり。外垣の南及び東西に通門各二ヶ所あり。

中和院は、眞言院の東の方にあり。方四十丈あり。内裏即ち皇居の西隣の地なり。また中院ともいふ。南面にして、内郭に正門あり、中門とも、南門ともいふ。八足なり。左右に東腋、西腋の二廂門あり。又外郭に中和門あり。一に宮城門ともいふ。こゝにも左右に東腋、西腋の二廂門、また東のかたにも、中和門といふあり。これも八足なり。この院は神嘉殿を以て正殿として、南廂、北廂、東廂、西廂の間あり。神嘗祭、神今食を始て、天神地祇を御親祭せさせ給ふ御式は、みなこの所にて行はるゝなり。殿前左右に炬火屋あり。後房を北殿といひ、左右に東廂殿、西廂殿といふもあり。東のかたの中和門は、全く皇居の外垣に接近す。

内裏は即ち皇宮なり。外郭の南面正中に建禮門あり。左右に春華門、東修明門、西宮城門。西の四門あり。宮城門は、上にいふ中和院の門と同じきなり。東面に建春門あり。西面に宜秋門あり。北に式乾朔平の二門あり。内郭の南面、正中に承明門あり。左右に長樂門、東永安門、西の三門あり。西の方に、陰明、武徳、遊義の三門あり。北の方に、玄暉、徽安、安嘉の三門あり。て、此郭内東西五十七丈、南北七十二丈の結構なり。さて内裏の字は、用明天皇紀に出て、オホウチと訓をさしたり。後世大内ともかき、また單にうちとも、通して唱へ奉れり。其概略をあげんに、中央南より北へさして五殿あり。いはゆる紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀。これみな南面なり。東側に、春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀の六殿、これみな西面なり。西側に、安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華の六殿、これみな東面なり。紫宸殿は、九間四面一丈五尺にして、東西廂各一丈、檜皮ふき屋なり。尋常の公事は、おほかたこの殿にて行はせらる。殿前の東腋に櫻、其後この樹なりと、西腋に橘をうゑたり。本殿の北廂より、露臺を経て、仁壽殿に續けり。仁壽殿は、もと天皇の常の御まし所なり。其後にいたりて、清涼殿を常のおましと定め給ひぬ。これも北廂に、露臺あり。て承香殿へつゞけり。承香殿は、東片廂にして、内の御書所といふあり。馬道をわたり

て常寧殿へつゞけり。常寧殿はもと皇后のつねのおまし所なり。故に后町ともとなへたり。然るにこれも弘徽殿にうつり給こととなりぬ。其北なるを貞觀殿といふ。貞觀殿は一に中宮廳といふ。もと天皇の四海を統御し給ふ御まつりごとをさこしめすからに、皇后はうちくの御まつりごとををさめ給ひしかば、中宮廳の名あるなり。又この殿を御匣殿ともいふ。御櫛匣を始めて、すべて後宮の事に關る文書類なども納められしなり。中に就て御櫛は、特に婦人の重寶すべきものなるを以て、かく殿の御名にかけてよべるものなるべし。またかの東の六殿の南の方より第一を春興殿といふ。この東廂中に内豎所あり。後の方に朱器殿といふもあり。この朱器は、上代の名物を藏め給ひし所なるべし。上代は赤漆ものを、最もたふとくもて扱ひ給ひき。さてこの南腋に左腋門ありて、閤門に接き、その北のかたに日華門ありて、宜陽殿につゞけり。宜陽殿は納殿ともいひて、累代の御物を、さめ給へる所にして、南廂に議所といふあり。大臣の公事を議し、除目などもこゝにて行はる。其後の方に、太子やどりと名づくる一字あり。北のかたに、綾綺溫明の二殿あり。内侍所の御鏡は、溫明殿の内にあり。またその北に、麗景、宣耀の二殿あり。この殿舎は、女御或は後宮に仕へ奉

る女房などの曹司なり。西の六殿の南のかた第一を、安福殿といふ。南腋に右腋門ありて、東側の左腋門に對して、北に月華門あるは、日華門に對せり。校書殿は、文書を校する所なれば、一に校書所といふもあり。後には藏人所をも、この殿内に置れき。また校正書冊を藏めたる所を、納殿といふもあり。この殿の北のかたに清涼殿あり。清涼殿は、天皇帝常の御まし所となりぬ。故に身屋に日の御坐あり。北の妻戸の内を夜の御殿とす。東廂の南の方に、石灰の壇あり。この壇は伊勢の神宮を御遙拜せさせ給ふ所なり。北の方に二間といふありて、觀世音また他の佛像をかけおかる。其北にそひて、弘徽殿の上の御局あり。其後の方に萩戸及びぶちつぼの上の御局あり。また南廂を殿上の間といふ。殿上人の侍ひ所なり。この外鬼の間、臺盤所、朝餉の間、御手水、間、御湯殿間、杯いふ御間、席、或は荒海の障子、昆明池の障子などいふもみなこの御殿中にあり。さてこの清涼殿の後の方を、後涼殿といふ。御厨子所この内にあり。また北に渡りて弘徽殿あり。其北は登華殿なり。この二殿も、女御その他の曹司なり。これにつゞきて、東西に殿舎あり。昭陽、淑景、飛香、凝華、襲芳の五舎なり。昭陽は、麗景殿の東の第一にして、これを梨壺といふ。舎前の壺庭に、梨木を植たるゆゑに此名あり。第二の淑景

舎は其北にあたり、これを桐壺といふ。後の方に北舎といふあり。飛香舎は、弘徽殿の西の第一なり。これを藤壺といふ。凝華舎は、その第二なり。これを梅つぼといふ。襲芳舎は、その第三なり。これを雷鳴の壺といふ。これらもみな女御以下の曹司なり。坊には華芳、桂芳、蘭林の三坊あり。いづれも閤門の外、中隔の内にある。皇居門に閤門あり。宮門あり。南に承明、長樂、永安の三門あり。東に宜陽、嘉陽、延西の三門あり。西に陰明、武德、遊義の三門あり。北に玄輝、安喜、徽安の三門ある事、上にいへるが如し。これらの諸門を閤門といひて、兵衛これを守れり。また宮門といふは、南に建禮、春花、修明の三門あり。東西に建春、宜秋、各一門あり。北に朔平、式乾の二門あり。これも既に上にいへり。此宮門は衛門これを守る。平安朝の時もたがふ事なし。また宮城に大門、諸門、理門ありて、宮衛令を按ずるに開門第一鼓をうてば、諸門をひらく。第一鼓は寅一刻なり。第二鼓をうてば、大門をひらく。第二鼓は卯二刻なり。理門は便門なるからに、開閉さだめなし。また退朝の鼓をうてば、大門を閉づ。酉一刻なり。閉門の鼓をうてば、諸門をとづ。閉門の鼓は酉の二刻なり。この事平安朝も同じ。後世となりて、東の方に上東門、西の方に上西門を増して、宮城門すべて十四となる。

神祇官、太政官を始て、八省の在地、及び管接の寮司などの位置のありしやういまは省略してこゝにはいはず。されど大寶令の官制の重なる名稱を擧ぐれば、

神祇官	太政官	八省、及び其寮司職の概略左の如し。
中務省	中宮職	左右大舍人寮 圖書寮 内藏寮
式部省	大位寮	散位寮
治部省	雅樂寮	喪儀寮
民部省	主計寮	主税寮
兵部省	兵馬司	造兵司 鼓吹司
刑部省	賦納司	主船司
大藏省	典部司	織部司 漆部司
宮内省	大膳職	木匠司 大炊寮 主殿寮 典承寮 正祝司
	造酒司	鍛冶司 園池司 土工司 采女司
	主水司	内染司 内掃部司
	菖陶司	

右を八省といひ、内官ともいふ。この外に、

彈正臺あり、また五衛府とて衛門府 左右衛士府 左右兵衛府

また 左右馬寮 左右兵庫寮 内兵庫司

春宮坊 舍人監 主醫署 主膳監 主藏監 主馬署 主書署

また外官として、左右京職 東西市司

これらみな宮城域内に置く所の官衙なり。蓋し大寶以後、平城朝にいたりて廢合の寮司あり、またさらに創置せらるゝものあり、随つて平安朝に入りても、なほこの存廢しばくあり、されどまづ大同少異なるのみならず、こゝには其もとたる所の令制をことさらに折衷せず、初學に知らせんが爲にかゝぐるものとせり。なほ次に其必要ある條下に、沿革の次第をいはんとす

### 七 大内裏考證及び附圖

(六)に大概にかゝげし平安朝の大内裏のありしやうを、こまかに心得むと思はんに、大内裏圖考證となづけて、寛政年間に、裏松光世朝臣後に入道して固禪といひし人、これを諸書によりて撰出せしもの、三十卷、附録十卷、續録二卷、目錄三卷あり。その大内裏の結構を切圖とし、風舎ごとくに内外、及び庭中諸門等、みな古書を引て考證す、

卷一は都城、二は宮城、三は朝堂院より起りて、卷三十眞言院にいたれり。附録は、殿舎に附たる帳屏風などの考證にして、その卷四は里内裡をかゝぐ。續録は攝關以下の第宅を記せり。およそ大内裏の事をこまかに辨知せんとする材料は、これにしくものなし。また大内裡圖九帖あり、こは京城略圖、内裡圖、八省院圖、豐樂院圖、太政官圖、神祇官圖、大學寮圖、武德殿圖、眞言院圖等なり。上に擧る考證に收めたるものは、切圖のみなれば、時に臨みて不便を感ずるを以て、天保年間江戸人内藤廣前ひろさき板行す。この人多年心をこゝに盡して、南都所傳の宮城古圖、神泉苑所傳圖を始め、眞正の古圖に資りて製せらる。然るに考證は寫本なりしに、近年故實叢書といふものに、今泉定介氏これを收め、右の九帖をも附圖とし、猶廣前の訂正をも増補したれば、最も見易きものとなる。

### 八 上古の官職概略

後世に至りて官職といひ、或は群臣百官など稱ふるもの、太古即ち神代より見えたり。古事記、日本紀にみまのつかさ官省といひ、古事記にかしら膳夫といひ、日本紀にいはい齋主などいへる類、こ

有職故實 (七) 大内裏考證及び附圖 (八) 上古の官職概略

れ皆官といふべき者なり。又天孫降臨の御時御供つかへられし五部祖神は、これ後世の文官にして、大伴連祖神及び物部連祖神たちは、後世の武官なり。中臣齋部などいふも、皆官職なり。又後世の官の中にも、辨、掃部、大炊、主殿、主水、勅負などいふ職名は、後世儲けしにはあらで、太古の官名の遺りしなり。八十伴緒といひしは、所謂群臣百官といふが如し、之を臣連、伴、造、國、造ともまたいへり。さて臣連といふは、カバネといふものなり、かくて太古は、祭と政と同一致にして、政の字をマツリゴトと訓むは、即ちカミマツリゴトの意味なれば、政官と祭官と區別なく、其大政を奏し給ふ大臣、即ち祭官にてありしとは、職原抄にも、昔人皇最初神武天皇定都於大和國樞原云々、此時天種子命專主祭祀事、是乃猶執朝政之儀也ともあるとを、熟く遡らせて辨ふべし。もとより其下に屬きたる種々の祭官の末々に至るまで、皆神代のまゝに、其職を世々に傳へ、即ちツチカバネにも負來れり。然るに崇神天神の御世に至りて、皇居と神宮と、始て二つに分れし事となりしより、後世の如くに、官職と祭祀と、二つに分れ來しなり。さればまづ祭官をいはんに、かの太古より引續きて、神を祭るに齋主、忌人、祝部などいふ稱あるを、すべて押こめて、神主ともいへり。さて齋主は、中臣、忌部

などの神職をすべ帥ゐて、仕奉る職なれば、主といへるなり。忌人は、天皇御親ら行ひ給ふ御神事を、忌潔まはりて、扶翼奉る職をいふ。また中臣は、祖神天、兒屋命よりして、神と皇との御中を執持て、申す職なるよしの稱なり。さてツチとなりしは、其職掌によりていふ。また祖神天、兒屋命と事を掌りたる以來、卜部といふもの、遂に、この中臣氏の隸屬となりぬ。また卜部二十人の中に、宮主といふ職もありて、朝家の重き御卜の事にむねと關るものなり。忌部の祖神布刀玉命は、忌部首等之祖と見えて、その首は、諸の忌部を率ゐて神を祭れる種々の物を造らしむる職名なりしが、これもそのツチとなりぬ。さて古語拾遺に、太玉命、所率神名曰天日鷲命、阿波國忌、手置帆負命、國忌部、彦狹知命、紀伊國忌、櫛明玉命、山陰國玉、天目一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也。玉命、率諸部神、造和幣とも見え、また太玉命、率諸部神、供奉其職、如天工儀などあるを以て、其大かたを知るべし。また猿女あり、天鈿女命といひしが、天孫降臨の時、媛田毘古神の名をあらはさしめたる功を以て、姓氏とせよと、勅して號とせしより、男女皆猿女君といふ、されば鏡作、玉作などの自己の職掌を以て、負へるツチとは異なり、此職かゝる山緒ありて、後までも大嘗、また鎮魂などに奉仕す。また鏡作、玉作あり、

楯作倭文神服麻績笠作木綿作金者などこれ皆齋部に屬する諸氏なり其奉仕の有様は古事記日本紀古語拾遺或は神宮雜例集などに見えたれば委しくは就て見るべし此他太神宮に齋宮ありこれ大神をいつき奉り給ふ齋王の住ませ給ふ宮殿なり後には齋宮寮といふまたこの因みに神宮の官職を擧げんに祭主あり太神宮司あり大神主あり禰宜内人物忌など皆大寶年間以前より連綿たるが如し政官のかたにては大臣大連大辨を始て宮首大舍人藏職などいふ類幾多もあり蓋し上古には其職を世々に傳へて仕へ奉りしからに其職即ちツデカバネに負るもの多しされば其カバネを按して上古の官職のありさまの大むねを知り得べしさはいへど其は末の品々の官職の片はしにしてむねとある天下の大政の官の名といふはなかりき凡そ大政の大本は天皇陛下御みづから畏くも總攝て知食し給ひ其を執奏す人々はその御政事の種類に參與りて御前に侍ふ公なる心を以てマヘツキミと稱へしなりもとより時ありて大政を禰補け機務に參與る事は一二人に限らざれば侍臣の二字及び大夫また大臣などみなマヘツキミと訓ませたりかくて漸く御代々々を歷るにあはせて大臣大連などは屢所見て職掌も知られたる

を天武天皇七年十月の詔に凡内外文武官毎年史以上屬官人等公平而恪勤者議其優劣則定應進階云々法官校定申送大辨官云々といふとありこの大辨の訓を倭名鈔に於保止毛比西宮記北山抄小右記などに大勅火之官とみゆ大寶令太政官の下に左右大辨を始め左右中辨少辨ありてその職掌をも擧げられたるが此天武帝の時も大かたさることをつかさ取りしものならんオホトモヒとは大率の意にして物をひきゐる事をいふ古言のあともひといふに同じまた宮首は古事記須佐雄神の段に任我宮之首且負名號稻田宮主須賀之八耳神と見え日本紀にも因勅曰吾見宮首者即脚摩乳手摩乳也故賜號於二神曰稻田宮主神などもあるこれなり按ふに此官は後宮卷三后宮の長官の如くなるをいひしなるべしまた古事記應神帝條に詐以舍人為王露坐吳床百官恭敬往來之狀と見え雄略天皇紀に穴穗天皇枕皇后膝晝醉眠臥於是眉輪玉伺其熟睡而刺弒之是日大舍人驟言於天皇云々また同五年二月天皇狩獵于葛城山云々曠猪從草中暴出云々詔舍人曰猛獸逢人則止云々などある舍人は左右近親く仕奉る者にしてなほ紀中にも近侍舍人右左舍人などもかけり又帳内官者及び兵衛などもトネリと訓り大寶令には中務省被管に左右大舍人寮



を置れたり、合せ考ふべし。また履中天皇六年正月、始建藏職、因定職部と紀に見え、古事記にも、同天皇以阿知直始任藏官とあり、また古語拾遺にも、神物官物亦未分別、宮内立藏號齋藏、令齋部氏永任其職云々、齋藏之傍、更建内藏、分收官物云々、自此而後諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏齋藏内大藏など見えたる大寶令の大藏省に併せ考ふべし。この以下同し。其委きは本書を往見すべし。また古語拾遺彦瀲尊の段に、蟹守あり、作箒掃蟹、仍掌舖設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守者、彼詞之轉也、といふこと、掃部連遠祖天忍人命に係けてしるす。また衣縫部の事、應神天皇紀、及び雄略天皇紀に見えて、みな外國より求めさせ給ひしものなり。織部司の事は、姓氏錄に服部連條に、允恭天皇御世、任織部司、總領諸國織部、因號服部連などある。織部服部兩司ともに、大寶令に見ゆ、また錦部あり、雄略天皇紀七年に詔して、錦部定安那を、上桃原、下桃原、真神原三所に遷り居らしむる事あり、是みな上に見ゆる。應神帝御時代の吳織穴織くればりあははり、また此雄略帝御時代の漢織、吳服等に同じく、外國ぶりの錦綾をとものに織りしものなるべし。令にも挑文師ありて、錦綾羅等の文を挑むこと見えたり。又同し雄略天皇紀七年に、鞍部堅貴、また漢手人部あまのてひとべといふもの見ゆ、これも外國ぶりの

の鞍作なり。漢手人部は、令に典履二人、掌縫作靴履鞍具、檢百濟手部とありて、百濟手部十人、掌雜縫作事云々とある。すべて此類のものなるべし。書部あり、令には書工司といふもの、中務省の被管となる。こゝには雄略天皇紀七年、八月、天皇詔大伴大連室屋命むろののみこと、漢直掬あはた、以云々書部、因斯羅我云々等、遷居于上桃原、下桃原、真神原三所。と見ゆ、これわが邦固有の畫法を潤色せし初なり。また姓氏錄諸蕃、大岡息寸、出自魏文帝之後、安貴公、大泊瀬幼武天皇略、御世、率四部歸化、男龍一名辰、善繪工云々、天命開別天皇御世、賜姓倭畫師云々、とも見えたる。この倭は、同書河内畫師、出千魏陳思王植とある。ヤマトカフチと對照せし者なり。雄略天皇紀七年八月の文の續きに、陶部あり、これも令には、宮内省被管に管陶司あり、こゝには新漢陶部高貴とありて上、の畫部、また鞍部等に同く三所に遷居する一人なり、これもわが我邦固有の土器工を補助して、業を進ましめしものなり。樂府あり、神武天皇紀、久米歌の條に、今樂府奏此歌者、猶有手量大小、及音聲巨細、此古之遺式也、と見えたる。これ後世所謂雅樂寮、大歌所、樂所などの類、みなこの樂府といふに同じ。さて上古の樂曲は、來目舞、田舞、吉士舞、駿河舞など、わが國の手ふりも多し。令には、治部省の被管に、雅樂寮ありて、内外の樂曲歌

舞等を掌れり。なほ天武天皇十四年九月紀に、凡諸歌男、歌女、笛吹者、即傳己子孫、令習歌笛、といふとあり。これも令文に歌師といふが、歌人、歌女を教ふる事、笛師が雜笛及び笛工を習はしむる事あるの事となるべし。また雄略天皇十一年七月紀に、有從百濟國、逃化來者、自稱名曰貴信、又稱貴信、吳國人也。磐余、吳琴、彈、屋形、麻呂等、是其後也。と見えたるが、これも令の雅樂寮に、伎樂云々、師といふが、伎樂生を教ふることあり。すべて伎樂といふものをさして、吳の國より傳へしものといへれば、この琴、彈も伎樂を合奏せしものなるべし。もとより今いふ舞樂とて、支那、印度、三韓、傳來の樂曲の外に、伎樂といふものありき。また大寶令には、民部省に屬すべきものにして、仁德天皇紀に、屯田司、出雲臣之祖、淤宇宿禰といふが、清寧天皇紀に、縮見、屯倉、首あり。欽明天皇紀に、於備前見島郡、置屯倉、以葛城山田、直瑞子爲田令、といふ事あり。また同紀にこれらに屬すべき田部、田部丁などいふものも見ゆ。屯田、屯倉の事は、古事記傳に委しき解釋あり。就て見るべし。また安閑天皇紀に、每郡以鑿丁奉時、五百丁、秋時、五百丁、奉獻天皇、といふとあり。これも古事記傳に鑿丁は、公の御田を耕るに役はるる丁なりとあるに従ふ。また應神天皇紀に、遣阿曇連、祖大濱、宿禰、平其、訕曉、因爲海人

之、宰のみこととあり。古事記には、定海人部と見えたり。姓氏錄にも、海人あまのいね、養凡海連おほしあまのなどいふも、海人に依れる姓氏なり。また應神天皇紀に、令諸國、定山守部やまもりべとありて、其四十年、紀正月に、任大山守命、令掌山川林野、とあるを、古事記には、爲山海之政、ともみゆ。また顯宗天皇紀に、小楯、謝曰、山官宿所、願乃拜山官、改賜姓山部連氏。以吉備臣爲副。以山守部爲民、といふともみゆ。山守部は山を守る職なる一種の部民なり。また大寶令の、兵部省の被管なるものに屬すべきは、綏靖天皇紀に、使弓部稚彥、造弓、倭、鍛部、天津眞浦、造眞鹿、鐵、矢部、作箭とある。弓部は弓削部なり。矢部は矢作部なり。垂仁天皇紀に、神弓削部、神矢作部ある。思ひ合せらる。蓋しこは神寶の弓矢を造りしもの名なり。また垂仁天皇紀に、楯部あり。こは楯を縫へる職なり。神代紀に、彥狹知、神爲作盾者、といふ事もみゆ。また同紀に、太刀佩部あり。こは物部の兵士が、刀劍を帶るもの、の稱なり。さて、この楯部、太刀佩部は、みな五十瓊敷、皇子に賜ひしなり。また神功皇后紀、新羅をうち給ひし時の文に、新羅王降、王船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲副部。其不乾船楫、而春秋獻馬、梳及馬鞭、云々とある。古事記には、定御馬甘あまのかみとあるに同じ。なほ履中天皇紀に、天皇淡路島に狩し給ふ日、從鸛河内副部等、が、野の血、いまだ差ざりけ

れば、島神伊弉諾神、その血身に不堪と祝に託し給ひし事見ゆ、當時の風俗この飼部などいふもの等は、めさきて良民と混せざらしめしものなり。かの新羅王の誓言も、最下等の賤民等と同列して、永く仕へ奉らむと啓したるを思ふべし。また雄略天皇紀に、小鹿火宿禰所掌兵馬船官といふことみゆ、兵馬と兵船の事をこめて掌りしならん。令に兵馬司ありて、牧及兵馬、郵驛公私馬牛の事を掌り、また主船司ありて、公私舟楫、及び舟具の事を掌り、これらに思ひ合せらる。又欽明天皇紀に、蘇我大臣稻目勅を奉じて、王辰爾を遣て、數録船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史などある、これらも主船の職なること明けし。また仁德天皇紀に、定應甘部、その應を養ふ所を、應甘部といふ事あり、これも令に主應司を置きて、訓習鷹犬事を掌る、とあるに思ひ合せらる。又大寶令の刑部省の被管に屬すべきもの、欽明天皇紀に、歌依之妻の鞍襪有異、既にして熟視すれば、皇后御鞍なり、即收延尉、鞠問極切云々、延尉收縛其子守石、與中瀬氷、將投火中といふ事あり。此延尉は囚獄を司る官なり、令に囚獄司ある思ひあはせらる。又大寶令の宮内省に屬すべき者は、應大伴部あり、景行天皇紀に、應臣遠祖磐鹿六廐、以蒲爲手繩、白蛤爲膾、而進之、故美六廐臣之功、而賜應大伴部とある是なり。

膳夫の事は、既く神代に櫛八玉神、爲膳夫、獻天御饗といふ事も有て、この大伴部は、其膳夫の多き伴をいふ、賜とは、其伴部を悉く率ゐ掌らしむる謂なり。古事記には、この意を定膳大伴部とあるも同じ。なほ膳にも、種々の名目みゆ、繼體天皇紀に、供膳、安閑天皇紀に、内膳、卿、天武天皇紀に、膳職、持統天皇紀に、奉膳、膳部などあり、令には、大膳職あり、内膳司あり、こゝに膳職など云しは、大膳、内膳の職を總ねたる稱なるべし。また穴人部といふあり、雄略天皇紀に、膳臣長野能作、穴膾云々、我之厨人、兎田和戸部、眞録田、高天、以此二人、請將加貢爲穴人部とありて、この後、貢狹穗子鳥別爲穴人部、また吉備弟君還、自百濟、獻穴人部、などもみゆ。これらも膳職に屬りしものならん。また神武天皇紀に、阿太養鷗部、始祖也とある、これも令の大膳職の下に、雜供戸ある、其義解に、謂鷗飼、江人、綱引等之類、とあるに思ひ合せらる。是みな供御仕奉る職なり、又雄略天皇紀に、命木工、開鷄、御田、始起樓閣とみえ、又木工猪名部、眞根、以石爲質、揮斧、調材などもみえ。舒明天皇紀に、造大官及大寺云々、便以書直、縣爲大匠、これよりさき、仁賢天皇紀に、日鷹吉士、還自高麗、獻工匠、須流、積奴、流等、などあるを按へば、この木工大匠も、みな外國ぶりの構造ならん。わが邦ぶりの工匠は、古語拾遺に、手置帆負、彦狹知二神、以

天御量、伐大峽小峽之材、而造瑞殿。といひ、神武帝の段に、天宮命、率手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿。などの事みゆ、これも令に木工寮を置き、掌營構木作及採材事とあるに考へ合すべし。また大匠は字によりて按すれば、長だちたる者をさすにかあらん、後世の大工小工の意なり、或は木工頭の意か、猶考ふべし。また神武天皇紀に、頭八咫鳥、亦入賞例、其苗裔即葛野縣主、主殿部是也。といふ事あり、これ山城國葛野縣主として、代々殿守の職に仕奉るからに、氏名となれり、猶令に、主殿寮を置れて、供御輿蓋、蓋笠、織扇、帷帳、湯沐、酒掃、殿庭、及燈燭、松柴、炭燈等事を掌らしめたり。また崇神天皇紀に、高橋邑人、活日を以て、爲大和之掌酒。といふ事あり、この大三輪大物主神社は、酒に山縁ある所なれば、此社の掌酒に爲られたるも、必ず朝廷には、もとより此職ありしにならへるならん、又酒部といふもありて、古事記景行天皇の段にみえ、さて姓氏錄に、酒部、公みえて、其出自より、酒看都子、酒看都女の事など記したり。令に造酒司ありて、醸酒醱酢の事を掌らしめらる。また神武天皇紀に、菟田主水部の事みえ、古事記仁德天皇の段に、水取司に、吉備國兒島の仕丁を駐仕する事もみゆ、これも令に、主水司を置れ、漿水醴粥及氷室事を掌らしめらる。

鳥取部、鳥飼部といふものあり、垂仁天皇紀に、湯河板舉、獻鶴也、譽津別命、弄是鶴、遂得言語、山是敦賞、湯河板舉、則賜姓曰鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部。とみえたるを以て、其大要を知る、また古事記にも、同天皇の段に、天皇因其御子、定鳥取部、鳥甘部。とある、同事なり、なほ雄略天皇紀にも、養鳥人あり、また鳥官之鳥を、狗嚙殺しければ、その鳥官の人を、而に黜して、鳥養部と爲し給ふ事もあり、鳥養部といふは、鳥を飼ふ人をいへり、これ天皇の御贖にふれての御志わざなれば、いたく貶しめられたるなり。

又後世諸衛に屬する官職に、大來目部、また大伴、また天鞠負などあり、まづ神代紀に、大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天穗津大來目背負天磐鞞臂著稜威高鞞手提天梶弓天羽々矢及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而立天孫之前。とあるを始め、神武天皇紀にも、日臣命帥大來目、といひ、勅道臣命汝宜帥大來目部などある、みな大伴氏の部下に屬たる軍士なる事、右の文にて明けし、又これを天鞠負といふも、神代紀の負天磐鞞とあるに起る、姓氏錄、大伴宿禰の條にも、この事見えたるを、後にいたりて、近衛府御門府、兵衛府をともにユケヒツカサといふも、此天鞠負より出たるなり、また隼人といふもあり、これも神代紀、火闌降命是隼人等始祖也とある故事によるなり、古事

記にも僕者、自今以後、爲汝命之晝夜守護人而仕奉とあり、なほこの事のありさまは紀記に就て心得べし。その隼人といふものは、今いふ大隅薩摩の國人の敏捷く猛勇きをむかしのひしことにて、吠狗といふ事あるも、守護人とあるに基けり。令に隼人司を置いて、後代までもこの職ありき、また物部といふは、一部の武士にして、神武天皇紀に饒速日命、此物部氏之遠祖也とある、古事記にも此おもむき見ゆ、天孫本紀及び姓氏錄にも、この物部に、天物部、坂戸物部、二田物部などいひて、二十五の物部あり。此後御歴代くさく、に仕奉る事見えて、武士をさしていまもモノ、フといふも、これより起れる名なり、また將軍あり、崇神天皇紀に、大彥命、武渟川別、吉備津彥、丹波道主命を、四道へ發して、四道將軍といひし事あり、されどこの時、いまだ將軍などいふ稱あるまじく、たゞにいくさの君といひしならん。さて此職は、常に置るゝにはあらで時に臨みて命ぜらる、後世にいたり、令外官に征夷使あり、それとは異なり。なほこの外に、大宰府を始て、外官など後世いふべきものあれど、次にいはんとす。さて上古は、あらく上にいふが如く、其朝臣の長を大臣、又大連とて、相並びて朝政をとり、其大臣は武内宿禰の後なる、許勢、平群、蘇我の氏人に任され、大連は、大伴物部二

氏のうちよりつとむるが如し、また伴造は、中臣、忌部などの氏人、祭祀を司るを始て、多き氏々、其事に従ひし有さま、後世の内官、即ち文官の如し、中に就て物部、大伴等の氏々、其部下の人々を率ゐて、平生御門の守を仕へ、事ある時は出軍する事、全く後世の武官なり、また國造は、縣主を令して、この類の部下種々ある、いまの地方官にして、漸くに沿革ありし事、校擧に違あらざれども、なほ別にいはんとす。又大政を行ひ給ふに、八省の名は、孝德天皇紀に見えなれど、その詳細を擧げられざれば、文武天皇の大寶の令制のものに同じきか、判然せず。蓋し孝德帝の御時ごろより、天智帝、天武帝かけて、左右大臣、大納言、中納言、法官、大輔、學職頭、理官、民官、兵政官、刑官、宮内大夫などいふを始て、種々の官名歴然たれば、大かたは大寶の職員令の名稱も、そのかみよりありしものを、多く採用ゐられしものなるべくもぼゆ。

## 九 うぢ かばね

(八)にいへる臣、連、伴、造、國造など稱するは、カバネといふものにして、氏といふものにつらねて、家格の尊卑を分つ義なり。すべて上古は、族制を以て國を建給ひし

からに、この氏カバネ最も嚴重なり。さて其カバネといふもの、吾朝にては姓の字を充てたり、然れども、古史には姓氏通用して、氏を姓とし、姓を氏ともかきしものなきにあらず、これ先儒、往々支那の字義のために誤まりて、混同せしことを辨ふべし。蓋し氏とは中臣忌部また後の藤原平源の類にして、姓は臣連伴造國造また後の朝臣宿禰の類なり。畏くも開闢以來、吾天皇にはこの氏なく、姓なく、萬世一統におはします事、無上の尊貴にして、抑この姓氏は、其職事住所功業等に就きて、臣職に供しつる稱なり。されば吾天皇は、其臣職をはらみたる大八洲國統べ司り給ふが故に、この姓氏おはしまさぬを、漢國史に吾天皇を稱し奉りて、姓阿每といひしものは、極めて訛傳にして、己を以て他を測りし誤りなり。さて此の氏、既に太古に起りしが、神武天皇倭國に大宮を造らせ、御代知食さんが爲に、日向國より發せ給ふ、其御供仕奉り、樞原宮を奠め給ひて後に、其供奉の人々の功を考へ、土に酢いて、某々の地を賜ひし、其住所に就きて、氏を唱へ、臣職の大小を以て、姓を賜ひしものなり。その氏とは内の意、いはゆる同族蕃殖し、自ら本末分派すといへどもなほ、一家内屬の稱、姓とは株根の意、いはゆる太政にあづかるものと、小技をとるものと、階級あるの稱といふ。其制たる

や、臣連伴造國造別君直懸主稻置村主。凡如此内外諸臣の等級を立させられたれど、當時は所謂世官世職なるが故に、後世封建制度といふものに似て、家々の職掌の尊卑は、全く定りて他にうつる事あらず、氏姓と職官とは恰かも一なりき。これらを見て、中世の學者姓氏を一物と會得せりし誤もまじり來しものならんかし。さはいへど、この氏姓の由來せし事に就ては、初學のふと心得がたげにすめるからに大要領をかく簡易にはこゝにいふのみ。委しくは、故栗田博士の編述せし、氏族考の初段に、こまかにいはれたるを熟讀あらまほし。さて上古、この氏族の制嚴重なりし時は、その臣の姓の人々の上に、大臣ありて、その族を統領し、連の姓の人々の上に、大連ありて、これを統領せし事、古事記、日本紀などに見えて、もと臣姓の人ならては、大臣に任し給はず、また連姓の人ならては、大連に任し給はざりき。後に中臣連鎌子を拔擢し給へりし時、たゞ内臣といひて、大臣とは稱せず、さて鎌子連、病ひ大に漸みて、大織冠を授けられ、大臣の位を賜はると共に、藤原氏と爲させ給ふ。是より後、藤原大臣といふよし見えたるを思へば、特に大臣の稱を給はらんが爲に、新に藤原といふ氏を賜ふ、これ新氏なれば、姓なきを以て、新に臣

姓を賜ひて、大臣に任し給ひしを思ひ奉るべし。又、大氏に大氏とて宗家あり、小氏とて支流あり。さてかく氏姓の尊卑定りたることを、朝家にも其種姓の由縁を明かにし給はんとして、垂仁天皇の朝に、氏姓の法を定められしが、神功皇后、三韓を伐給ひし後は、次々に諸蕃歸化し奉りて、皇國に住る者どもに、氏姓を賜へりし事もありて、内外の氏入いと多くなれるに合せて、就中は祖先を僞りて、尊き姓氏を稱ひ、或は古傳を失ひ果て、自らの氏姓を誤る類も出来て、最も濫なりしからに、允恭天皇の御宇に、詔し給ひて、大倭國味白檜丘にして、探湯といふ事をものせさせ給ひき。これより諸人の氏姓正しく定り、愈々大臣大連は、大氏の臣連二造を統べ、大氏の臣連造長は、又小氏の臣連を支配し、小氏は其下なる品部の氏を治めて、少かも其分を亂さざりき。然るに因循の久しき、門閥黨派争ひを始め、種々の流弊も出来にければ、孝徳天皇の御宇、大化の改新制度を行はせ給ひ、世官世職を廢し、遷替すべき事となりしかば、氏姓と官職と、これより離るゝものとなりぬ。蓋し天武天皇御宇、また新に八色の姓を設け給ひて、天下の萬姓を改められんとして、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置、を置く。されど從來臣連の姓たりし家は、多く真人、朝臣の姓を賜は

り、改められたる臣連は、賤しき人に賜ふものゝ如くなる。さはいへど、當時其改め賜へる姓は、全く當時の功勳を上とし給ひければ、舊名族といへども、下に列するもの少からず。されば此後は、功あれば姓を進め、罪あればはた降しなどし給ふ御制度なるが故に、同氏にても、姓の異なるものあり、又姓なきものあり、これ自からの勢にして、恰もこの頃の五等爵の如し、といふべし。此に於て古來の制度一變し、官職めきたるもの、全く門閥のさまとなれり。依て天下の諸氏に、氏上氏長者及び氏助等の稱を定め、一族の取しまりといふべき事務を司らしめ、また一代毎に、其氏々の本系帳といふものを上らしむ。これ後世の系圖改め、家譜しらべ、などいふものに同じ。この本系帳は、桓武天皇の延暦十八年に、思召起し給ひて、天下の臣民に、勅せさせ給ひしを、廿五年崩御ありしかば、嵯峨天皇其御志をつぎ坐して、中務卿四品萬多親王などの六人に、詔命せて、延暦年間に撰進の事を始めさせ給ひて、十年が間に新撰姓氏錄といふもの成り、弘仁五年六月に之を奏上す。されば左右京畿内在住諸氏の出自、神貴皇派、及び諸蕃をわかつて、千百七十七氏を總録したり。所謂天神地祇の胃を神別とし、天皇皇子の派を皇別とし、漢土三韓の族を蕃別として、以て内外同異の次第をよ

く序でらる。こは其の昔、外交みさかりなりしより、蕃人歸化する者、年々に多くなりて、やうく氏姓を賜はり、臣民に列せられしかども、天朝の蕃種を待する、制限にあるが故に遂に詐りて、高貴の枝葉といひ、神明の後胤なりと稱して、榮寵を蒙らばやと欲するもの、なほかの允恭天皇の昔の如くにありしかば、この検査し給ふ事となりき。凡そこの事のこゝに由り來し事は、姓氏錄の序文に見えたれば、讀み味ひて察し得らるべけれど、天智天皇九年二月に、戸籍をしらべ給ひし事あり、これを庚午年籍といひ、いつまでも元籍として不除、此を以て本を糺し給ふとのあるをこの序中にも、至庚午年、編造戸籍、人民氏骨各得其宜と見えたるは、所謂戸口姓氏を定め記されたる、元なればなり。然れども、なほ未明のものありて、卷尾に一巻を附し、未定雜姓といふのみならず、京畿未進のもの、と諸國諸氏等の、一時に盡し難きものは、強て究めず。また其諸姓の目は、別卷に列ね載すとある、其別卷も世に傳はらず、又かの畿内の未進の諸氏と、諸國且進の諸氏なども、みな全く具はりたらんには、この氏族の學問のこよなき資ならましをと、今にしていとく惜むべき、缺典ながら、さる事の全からぬものとはいへ、かばかりに張かに、其出自を調べさせ給へる此錄なかりせば、

後代何によりてかこのすぢを辨知せられむ、など思へばくいと尊し。又この姓氏錄、全篇のうへにとりて、心得べき旨趣、及び序文の解釋など、平田篤胤大人の古史徵開題記といふものに、最も詳かなり、就て見てその意を味ふべし。

さてまた皇子、皇孫に氏姓を賜ふことは、桓武天皇より後にありて、みな平源などの氏を以てせり。平氏は桓武帝平氏以下、四流あり、源氏には嵯峨帝源氏以下、十四流あり。中に就て、その桓武帝平氏と、清和帝源氏とは、東西の諸國に蔓衍して、甚く強盛をしめせりき。又藤原氏その勢を得てしより、後にも、其族國郡にことに蔓衍す、中世にいたりて、或は居地により、或は先職などによりて、稱號を定むるもの、いはゆる近藤、武藤などは、近江武藏に住る藤原、加藤、尾藤などは、加賀、尾張に住る藤原、伊藤、遠藤などは、伊賀、伊勢、遠江などに住るもの、齋藤は齋宮に仕へし藤原、佐藤は兵衛佐の藤原の類なほ多し、又源平の二氏、橘などにも、此稱號多し、准知すべし、これを家名ともいふ、今いふ全く名字に同じ、蓋し藤原、平、橘などの氏人、諸國に蕃殖し、その勢威を張るに及びて、後は、古代の諸氏は、おのづから漸く凋零するのみならず、其勢威をうらやみ、氏を改めしものもなきにあらずといふ、特に亂離甚しき世を経て、名族の下民に陷



るも少からず従つて其姓氏を失ふものもありき。されど之を糺す者なき世となる。族制いと盛なりしをり、其名族の住地に祖先の祠を建てこれを祭祀して氏神といひ、氏人を氏子ともいふ。又佛道崇敬大に流行しける時、寺を建て、これを法會して、氏寺といふ。奈良の春日神社、及び興福寺の如きこれなり。此例なほ多し。

上に述ぶるが如く、上代は殊に姓系を重みし、其本末を正くする制度なりしからに、人臣がたみの間にも、これに關する訴訟も多かり。さればこの訴訟を専らに聽糺する解部トキベといふ職もあり。上にいふ本系帳ホノキタテ、氏文ウヂノミ、纂記ソムリなどいふもの、何れも諸氏より上進せしめられしも、みなそれらの材料なり、これ後世の家系傳記の類なり。今世に傳來する朝家を始め奉り、人臣の系譜の類をいはゞ、帝王系圖一卷あり、本朝書籍目錄に、舍人親王とあり、これ釋日本紀に附載するものと同じかるべし。皇胤系圖、皇帝系圖あり、また本朝皇胤紹運錄あり、國常立尊より始めて、後陽成院までを掲げたる其御系統また皇子、皇女の皇胤をも、明らかに録されたり。奥書ありて、自室町殿被書之時、中書也云々、藤原宣胤とあるを以て、其作者も知られぬ。古來この書、諸家大系圖に添へて刊行せしに、群書類從に收めたるは三卷として、其末に後陽成院より後桃

園院までの御系を附記し、その奥書に、據近代帝系數本、及諸家記錄等補之とあるもの、最も便益なる書なり、なほ維新後、元老院にて印行せる、纂輯御系圖二卷あり、また皇位繼承編十卷は、もはら皇位、皇統、皇太子、皇太弟、皇嫡孫、日嗣、皇子、皇女、諸王、女王、幼主、定策、踐祚、即位、讓位、遜位、廢位等の事を録し、繼承類例等を附録とす。また人臣のかたにては、編纂本朝尊卑分脈圖十三卷あり、一名を、諸家大系圖といふ。いはゆる源氏、藤氏を専らとして、其他の諸氏は、十二三氏に過ぎず、是の紹運錄と合刊するものにして、世間に十四卷系圖と稱してつねに學者左右離つべからざる書なり、外に脱漏といふもの又一卷を添ふ、この書は應永年間洞院左大臣藤原公定卿の撰する所なり。猶徳川幕府の明暦年間に、西道智といふ人、上にいふ尊卑分脈に基き諸家の系圖を増續して大系圖三十卷を刊行す、されど杜撰のものなりとて、識者はとらぬものなり。これより先、徳川幕府、寛永十八年にいたり、老中太田備中守に命じて、諸大名旗本の家譜系圖を取しらべられし事あり。これ中世のかた、氏族を改むる事廢絶せしを再興せしものなりき。この時林道春其子春齋總裁してこれを撰録す、世間に寛永諸家系圖とて、三百八十卷ある即ちこれなり。又其後、徳川光圀卿その臣丸

山可澄に命じて、博く諸家の系譜を集録して、諸家系圖纂七十二卷あり。これ系譜家専ら據とする書なり。また同家編集の大日本史志類の中の氏族志三卷あり。この志は、姓氏錄及び國史家乘を撮合して、諸氏の事をしるせるものなれば、上古中古の間の姓氏の考證となるべき書なり。さて又寛政十二年に徳川幕府老中堀田正敦に命じて、寛永系圖撰録の後に係る、諸家の書繼をなさしめしが、享和三年、改めて全書重修の體となして文化九年に漸く成る。これを寛政重修諸家譜といふ、一千五百三十卷あり。また松下重長等の撰べる、改撰諸家系譜あり。後篇續篇ともあはせて四百八十四本あり。また群書類從系譜部に、菅原、大江、橘、紀、小野、高階、清原、中原、小槻、和氣、丹波、安倍、加茂、豊原、巨勢等を集めて、一卷とせしものなり。又古く刊行せる、武家大系圖二卷は、上卷に源平氏の系譜、下卷に藤原以下十六氏を擧ぐ。

また姓氏に關係ある傳記類にして、最も古きものは、釋日本紀に引用する、上宮記といふがあり。僅に繼體天皇の御系統を記したる所のみ遺りて、その全豹を見るにたざれど、文體は最も古きものと覺ゆ。聖徳太子の記されたるからに、上宮記といふなりと、いふ人あれど、いかしならん。されど近世のものならぬは、いと明なり。次には

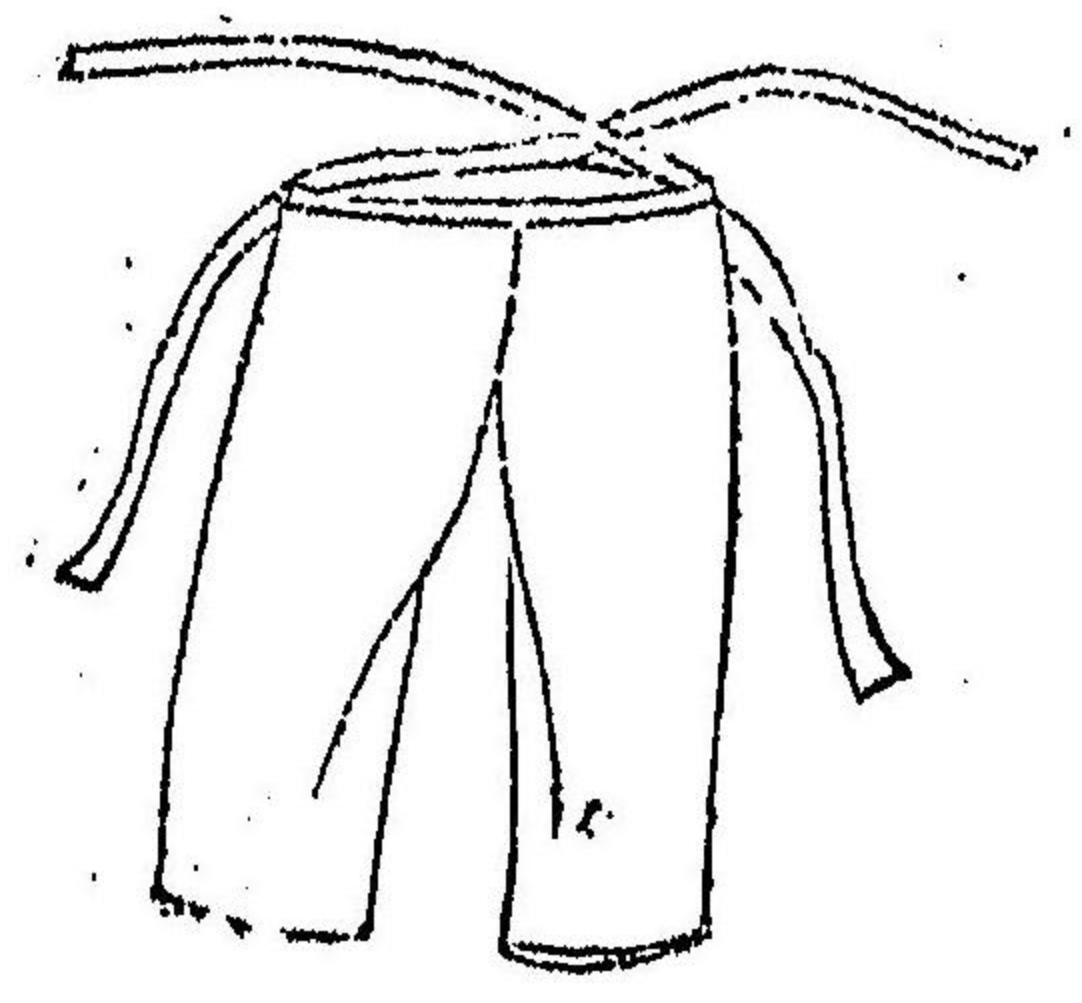
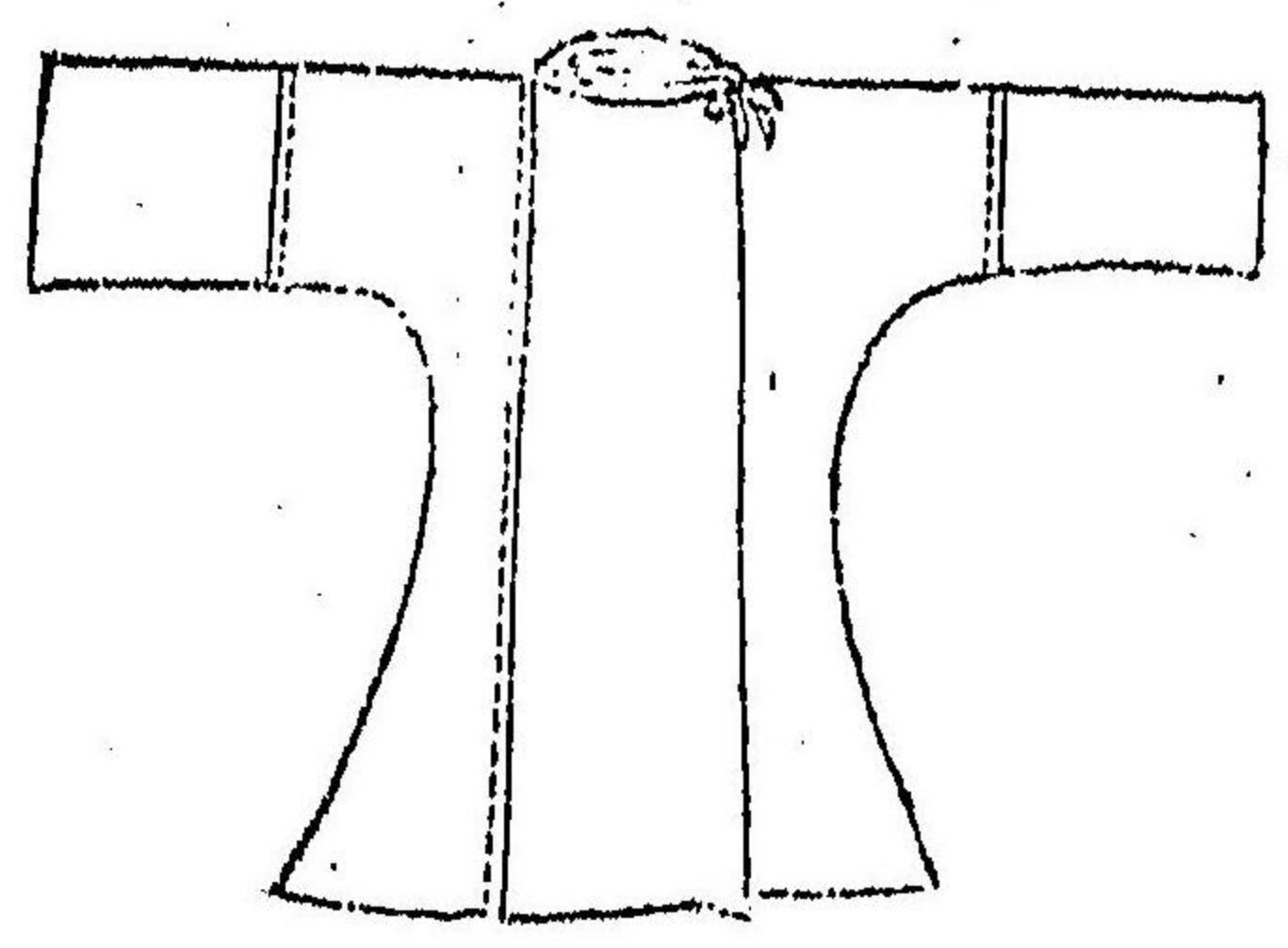
上宮聖徳法王帝説卷一あり、これには、厩戸皇子の御事蹟を記し、因みに法隆寺金堂に安置せる、釋迦佛光後の銘文を釋せり。作者詳ならねど、文體最も古雅なれば、狩谷望之は、古事記日本紀などより以前のものと感じて、證注といふものをかけり。此他群書類從にも、多く傳記を載す。また時々の制度に與りて、補任せられし公卿の系傳を見べきものは、公卿補任五十卷あり。此書もと官民記にして、傳記類ならねど、其官は參議以上、位は從三位以上の人の經歷を探るに、いと便にして、歴史家の參考となるべき良材なり。なほ此類にて、公卿傳卅二卷あり。公卿家傳百五十卷あり。又簡便にして公卿の系譜を要記したる、諸家知譜拙記五卷あり。又寛永十八年、幕府命して林道春撰する、鎌倉將軍家譜、京都將軍家譜、織田信長譜、豊臣秀吉譜上あり。

## 一〇 衣服

各國ともに人ありて寒暑あり、また衣食住なかるべからず。其時々、臨みて、注意ありし事は、さしあたる理いふまでもあらざるものとす。杜氏通典七十に、上古、衣、毛、冒、皮、後代、聖人、見、鳥獸、冠、角、仍、作、冠、纓、と見え、同六十上古、穴、處、衣、毛、未、有、制、度、後、代、以、床、易

之先知爲上以制其衣後知爲下復制其裳などもあるこれ上古の有さまをよくうつし  
 しいへるものとあはゆざれば本邦も太古は鳥獸の羽毛或は水草の類即ち麻穀藤  
 の織皮などを以て身體を掩ふべきものを製造せしものならん其麻穀藤の衣裳は  
 なほ現今までも使用なれたる郷村所々に存在するをや舊く正史に衣服の所見るは  
 じめは古事記に伊邪那伎伊邪那美の男女神國土を修理固成し給ひて後に御事あ  
 りて女神は泉國に入り給ひしを男神御跡を逐ひしきていたりまししに女神のい  
 とも臭穢ておはしましければ神速に歸來まして身滌といふ事を行ひ給ふ時にあ  
 たりて服し給ひしものを脱棄て給ふ色目に衣裳帶褌手纏冠など見えたるを以て  
 も既く當昔にかく具はれりしことをおもふべしされど此色目の名どもは後世に  
 かはらざれど其時代によりてすがた及び裁縫調製のことなることを熟く察ふべ  
 し假令いはゞ冠と云も中古の形と違ひ今の帽といふ物の如き調製また衣も袖は  
 細く長く其ゆきだけは膝頭にいたるこれも今の胸着といふものゝ長なりさて又  
 古くは多く左衽なるがこれいはゆる上衣なり裳はかの今の僧尼に着け居る腰衣  
 の如き製にて褌の上に着くさて褌は下衣なりシタモともハカマともいふ袴と

後にいふ是なり太古は今いふ股佩の如き製なり帯は今の紐といふものに近し手  
 纏はタユヒともいひて今の小手とか腕巻の類なり後に足纏脚帶ありアユヒとも  
 云又履もあり藁或は皮革にても製造りきさればこの太古の風俗概してこゝにい



ふ所大かた貴賤に涉りて其服の質こそ異なれ神武天皇御時代に至りても異事な  
 くまづは三十三代推古天皇十一年に至るほどまで凡此くの如くなりし也ざるは

古事記應神天皇の條に、上下衣服とつゞき、また鎮御魂齋戸祭詞にも、奉御衣波上下備奉氏なども見え、また日本紀履中天皇の條に、錦衣禪ともあるなど思ふべし。もとより中古以來は、袍及び袴、また下袴いよ／＼具はり來れども太古より既に其物なきにあらず、精粗と調製とに差別ある事、其時代々々に從ひて、いさゝかすがた異なるを、其太古のまゝにうけ傳へ來にし、大よそは推古天皇頃までといふ、さて太古服用の其上衣下衣の畧圖は上に示せるが如し。

前圖の如く、上衣は大かた古くは左衽なりし事も上に云が如く、また袖の狹窄なるをも思ふべし、下衣は全く方今の西洋式のツボンといふ物に類せり。こはなほいまに農耕樵夫等が、本業に従事するをり、着用せる股佩と同一體といはんのみ。男子の頭部は、無事識居の時、つねに露頂にして、その髪を左右へときわけ、ミヅラといふものに結ぶ、女子は押なべて垂髪なりき、さて男子禮儀、または他行するをりは冠を着く、この冠といふもの、本居平田兩大人ともに、かの推古天皇十一年に制定せさせ給ひて十二年正月より實施し給ひし、冠位のその冠といふに拘泥れて、如何しき説を立られたるは、大に遺憾なり。地質調製の製粗はしばらくさて置ても、カブル

ものなればこそ、カフリとはいへ。當昔のカフリは全く方今の帽の如く、漢字には幘頭とあるものに似たり、決して中古の漆紗冠にはあらず。其證據は、發掘しつゝある、上古土偶のかぶり物の種々ありて、一定せぬさまを實見して、明瞭なるべし。かの後にいたり、推古天皇の冠位制定といふものは、固有人々おもひ／＼のカブリモノを着て、甚だ不規律なりければ、その裁縫及び色あひなどを一定したまひしなり。又本居大人の裝の事を女に限るが如く説はれたるも、失考なり。男も佩さしは明徴おほきぞかし。但し身滌の段にある裝は即ちウハモ、また禪は即ちシタモ、後にこのウハモ一時すたれて、禪のみを着くからに、やがてこれを下衣として、又この下にチヒサキモノと和名抄にある、恰も今の西洋フドシといふものに似たる、たふさき、即ち股塞きを下ハカマとし、又後世に大口などいふものを下に穿ちて、太古の禪を幅尺寛く製て、上衣即ち袍に對して、ウヘノハカマとよび、表袴の字を填てつるなり。太古人が冠をかぶり、髪をミヅラに結び、上衣即ちウヘノキヌ、下衣即ち禪、後にウヘノハカマのうへに、裝をまとひ、刀を佩び履を穿てる圖をしめす。こはもとより正史に據てこゝろみに製り出せるわざなれど、なほかの土偶にも參攷して、當昔憶ひ起

しつる指圖にしあれば、大なるあやまちはなかるべきものと信ず。



さて當時の上衣、下衣、裳の類を製る地質は何そと問はんには、多くは麻布、穀布の類、また履もなほ麻布なるべきか、されど衣服とたがひて、使用法の堅固を要する事もあれば、皮をつかひし者ならんも、とより神代より蠶絹ありしよしなれば、上下君民の間至尊にましくては、絹地の衣服を製せさせ給ひしならんは、論ずるまでもあらざるべし。裁縫は固有左衽なりと覺ゆ。推古天皇の御時、隋代に屢々來往ありて、其服制に倣はさせられ、官人は稍く右衽多かるべきも、民庶の衣服は尙従前のまゝ也。

其證は、後にいたりて、寧樂朝元正天皇の養老三年に萬民右衽にせよとの詔勅ありしにて明かなり、もし推古天皇十一年服制を立給ひし時、この事あらんには史に記載すべけんを、なきを考ふれば、この右衽の制度は建られざりしなり。制度はなかりしも、上にいふ如く自然からぶりを好みして、其用意ありしなるべし。今も存在する法隆寺五重塔内、塑造の人物にも左衽多くまじれり、なほ寧樂時代の衣服のうち、今も東大寺正倉院の御保存中にも、多く見ゆるなど、思ひ合せらる。北史卷八十二倭傳に、其服飾、男子衣裙襦、其袖微小、としるせるが、その裙は下裳、襦は短衣とあるのみか、袖微小などをあてたる、支那人の寛裕長袖などにくらべて、上に圖するが如き、狹窄の袖、つゝ細く短き下衣、實にそのさまを簡短によくうつせり、されども、これ固有のわが邦風俗の質朴なりしを、かの九代開化天皇十代崇神天皇十一代垂仁天皇の前後、海外交渉はじまりて、追すが、以韓國、支那を始め、印度などの花美おのづから流行いりて、種々の方面より改進をうながしぬ。就中神功皇后の征韓後は、大に發達して、わが朴素をはづるが如き國情となりしかから、百事所をかふる實況を見るに至りては、宜なる勢ひなりや。

三十三代推古天皇十一年十二月、始行冠位といふ事あり、これ上にもいふが如く、この以前は冠なきにあらず、こは其人々自由の冠を着くるが見ぐるしとて一定の制度を建られしなり、その自由のかぶり物といふは、かの數多の土偶の頭部のさまを實見して、其おもかけ明瞭ならんかし、さて其文に、當色繩とあるはその冠の色も、また衣袍の色に同じき色の繩といふ意味なり、さて袍の色制は、五色の上に紫をおきたり、いはゆる當階の色を以て、製することをいふ、また頂撮（とりす）、總如囊（とら）とある、冠を以て髪を掩ひ、其髻（もと）に當る所を結緒（あひむす）をもて結ぶ、これを撮すぶといふなり、また着髻（つ）華とあるツスは字の如く、頭髻をかざるもの、かの日本武尊のくまがしの葉をうすにさし給ひし事、古事記に見え、また出雲風土記にも、佐世郷（さよ）の名の起るや、させの木の葉をうすにさしたるよし、猶多し、さてこゝに元日にさすよしなるは、其冠のあげ緒にさす意なり、また冠及び袍の色をこゝにしめさん（十二階）

小大總	冠	袍袴	紫色	地繩	無文
小大仁	冠	袍袴	青色	地繩	無文
小大禮	冠	袍袴	赤色	地繩	無文

小大信	冠	袍袴	黄色	地繩	無文
小大義	冠	袍袴	白色	地繩	無文
小大智	冠	袍袴	黑色	地繩	無文

繩は絹にむかへて惡絹（おし）の意、絹は今いふ羽二重にちかき良好のもの、繩は今地の絹或は紬（つ）に類して、愈なるものなり。

法隆寺舊藏、後に宮内省へ獻納し、今は御物となれる、聖德太子唐様御影と本寺に傳承せし、紙本着色最も古拙にして、歴史畫としても、肖像畫としても、今にしては此右に出べきものなき絶品あり、其略圖を次にしめす、この由來を本寺に傳へて、百濟國の太子阿佐來朝し、聖德太子に拜謁の時、わが太子の凡庸ならぬ御相好を感嘆して、たゞちに寫し奉る所なりといふ、つらく、此畫像を拜するに、推古天皇御時代には皇族の御着服、いまだ其色目も御制度なく、袍袴の御制定はありしも、其御袍の尺長さに過ぎ、御袴も細さに過るを評し、或は笏（しやく）を把り給へるなどに就ても、論説やかましく、そも、笏は孝德天皇このかた、本邦にこれを把り、御袍の色朱華（しよ）は、天武天皇十四年七月に親王諸王の色制を改め給ひし、即ち其はねずいろなれば、かた、推

古天皇時代のものにあらず、天武天皇このかたの畫なりといへり。本寺傳説の阿佐太子の畫がくといふは、いとあほつかなく、こは心すべき傳説はいふまでもあらねど天武天皇このかたの畫なりと論するはた荒涼なり。其朱華の原色は、必紫色ならんと楳邨は想像す、かの紫ムラサキの朱アカを奪ウバふといふ故諺は、方今見る所の紫色は大に變化せる色にして、そもく紫の本色はあかみありて、今いふ古代紫と俗間に傳ふる色に似たり。染草むかしと今と大にたがへればなり、さればこそ、支那の故諺あかみ多きが故に此意味あれ。熟按じやくあんするに隋史禮儀志に、大業元年、煬帝詔牛洪字文愷等、創造章服差等、五品以上、通着紫袍、六品以下、兼用緋綠、胥吏以青、庶人以白、屠商以皂、士卒以黃。云々の文あり、推古天皇十一年は文帝の仁壽三年にあたり、煬帝の大業元年は、推古天皇の十三年なれば、全く二年ばかりの前後あれども、其ころ専ら來往の盛にして、悉皆かの國崇拜のため中なりければ、かの衣冠の色目の一等に紫をえらみ給ひしは、無論此隋代の内規などに資り給ひしものなるべく、又聖德太子の御袍のいろ、今こそうす紅にして、かの朱華に似たれど、當昔退色せざりし時、今少しあをみありしかも計りがたく、よし最初より紫にちかき朱華たりともいまだ色目の御制度あらざる頃なるを思へば、憚るべき事なきを、何に苦しみて天武天皇以來のものとするせん、たゞ笏を把り給ふにいたりては、孝德天皇以來のものと見なし奉る、一理あるに似たれど、これも必わが國ぶりの御肖像と正直に信じ奉るが故なり、かの御袍のすその長きに過るは、これ支那の裁縫をうつしたるものと心づきて見奉れば、太子の尊體こそ本邦におはせ、其御衣袍と御笏は、隋國のものを服し把らせ奉りしなりと、いはく云べからむ。御冠は地文ありて、黒くゑがければ、これもかの十一年に、臣下にしめさせ給ひし御制式のほかなる事いふまでもあらず、とにもかくにも楳邨は當昔を引證する、正しき歴史の御肖像畫と定め奉るなり、實に大德以下臣下の十二階の色目地質はさだかなれど、この御肖像畫の古く遺存いぞんたるにて、皇族がたの御衣文の一斑をうかゞひ奉るに足らん、御原本太子の左右に男王女王二人たち給へれど、今は略き奉る、委しくは原本の寫あり拜觀あるべし。



同天皇十二年四月に、聖德太子かの憲法十七條を制定せらる。九月に朝禮を改められて詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越柵則立行といふ文あり、この文をよみて思ふに、當時衣服の袖は手首にいたれるものならん、若し袖の手頭より長からんには地を押すに便ならぬことを知る、後にいたりて、から衣といふ物、手首に剩る袖にうつりかはりたり萬葉歌に證明あり後にいふべし。

同天皇十三年七月皇太子命諸王諸臣俾着褶フカの文あり、この褶といふもの、太古の裳

にひとしく袴の上に加ふる事、衣服の禮服の條に見ゆ、ヒラミともいひ、藤原氏全盛時代にいたりてシヒラともいへり。上に圖を出せる裳に同じやうなる服なり、上古の裳、いつしか廢棄しつるが、こゝにいたり又これを着く、此後男子の衣服は衣ウヘノヒカ、袴ハカマを以て朝儀の服とす。同十六年八月、唐客入京の事あり、此時皇子諸王諸臣等みな金カネ、髻マユ、華ハナまた衣服には錦、紫、繡、織及五色綾羅を着せしめられしは、これいはゆる一日晴にして、常儀にあらずとしるべし。

さてこの十三年七月の衣服の制は、代々を歴て、皇極天皇四年六月、大臣蘇我蝦夷、及び入鹿父子誅せられけるによりて、同帝俄に皇位を遜れ給ふ時まで、凡五十一年間遵守せられしものなり。次に孝德天皇立ち給ふに及び、天下の形勢大に變態す、いはゆる大化の改制これなり。

孝德天皇大化三年、衣冠改制の事あり、この時衣の地質をいはざれど、必從前の制を改められざる故なるべし、從前の如くならんには、絁シロの無文なり。又こをより所として按ずるに、寧樂朝時代の衣服、今も保存して寶庫に在るもの絁多し、かたゝその寧樂朝までに至る衣服の地質は、なほ絁の無文を使用せりしならん。さてこの三年



の改制に、從來の褶はまた廢せられぬ、明文はなけれど、此後褶の事見えず、なほ吉士長丹といふ人の像といふ古圖あり、この人は孝徳帝御宇の人にして、白雉四年に發遣大唐大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒云々、百二十一人などある、その像には褶を着けざるも、其證徴とするに足らん、能く辨ふべし、又其改制の冠衣服地、及び其色をしめさん、十三階

大織	冠	袍袴	深紫	地繩	無文
大細	冠	袍袴	深紫	地繩	無文
小紫	冠	袍袴	淺紫	地繩	無文
小錦	冠	袍袴	眞緋	地繩	無文
大青	冠	袍袴	紺	地繩	無文
大黒	冠	袍袴	綠	地繩	無文
建武	冠	袍袴	黒	地繩	無文

この改制の時、建武冠の衣服、及び其地色など史に記載なきは必脱文なるべし、かの推古帝十一年の制定に、大智小智冠の衣は、黒色とあるを例推して、こゝに黒色とす。

又大化五年正月に、制冠十九階の事あり、前の十三階に増加しつるなり、衣服はなほ前のまゝならん、故に三年の衣服の制を配當してこれをしめす、十九階

大織	冠	袍袴	深紫	地繩	無文
大細	冠	袍袴	深紫	地繩	無文
小紫	冠	袍袴	淺紫	地繩	無文
小華	冠	袍袴	眞緋	地繩	無文
大華	冠	袍袴	眞緋	地繩	無文
大山	冠	袍袴	淺紺	地繩	無文
小山	冠	袍袴	紺	地繩	無文
大乙	冠	袍袴	綠	地繩	無文
小乙	冠	袍袴	綠	地繩	無文
立身	冠	袍袴	黒	地繩	無文

さて三年の改制に、織冠とあるは、華文を織り成しつる錦なり、繡冠とあるは、華文を縫ひ成せる錦なり、紫冠とあるは、經は紫色にして緯は他色を以て華文を織成せる



小乙上  
小乙中  
小乙下

小大建

袍袴 緑  
袍袴 黒

地純 無文  
地純 無文

さて此時の冠の地は大織より小山下に至り、皆綾なり、大乙上より小建にいたりて、皆絹なり、然して大織冠より小紫冠まで六階は、大化五年二月の制定と異なる事なし、錦冠は、同五年二月の制定の華錦に同じく、たゞ華を錦に改められしのみ、山冠、乙冠はその名も、其物も改められず、又當時の衣服は、かの推古帝時代とは稍ことなりて、袖も長く尺も長くなり來しは、からころもといひて、支那風のうつり來しなり、上の聖德太子像の評論をことに参照あらまほし、萬葉集一に、天智帝近江國蒲生野の御遊獵の時に皇太弟大海皇子とものし給ひしを、額田女王其御よそひを見給ひて野守者不見哉君之袖布流と諷ひ、又同卷藤原宮役民の歌に、衣手能田上山などつとけたる、袖ふるは袖さきの剷除をふる事、またタナカミとは手長の意なる、皆細く長くなりたる様をいふなり、こは寧樂朝にいたりて猶同じ風なりき、彈弓の腹に黒描にて其當時の遊戯のさたをかけるもの、今も寶庫に存在るに思ひ合せらる。

此後僅に八年を経て同天智帝の十年に、また冠位の改革を行はせ給ふ、其紀の文中

に事は新律令に具すと見ゆれども、その新律令といふ書傳はらざれば知らるべき由なし、察するに此時は、是まで諸王の冠位の御定制なかりしを、始めて其諸王の位冠を賜ひし事より、臣下の一二に涉るを、かく誌さしめつるには、あらざるか、此後諸王に一位、二位、三位、四位、五位を以て稱せらるゝが如くなり來しなり、而して其一位は、臣下の一位と階を同くし、五位も亦臣下と猶同じかりしならん、諸王の一位を賜はるものは、織冠、二位を賜はるものは、縫冠、三位を賜はるものは、紫冠を賜はりしなるべし、其委き事爰に盡すべからず、されども此時未だ、諸皇子には及ばざりしなり、又臣下服制に於ては、從來のまゝながら、禪、褶、または、脛裳を加へたるもの、如し、なほ諸王も諸臣に同じく、禪、褶、脛裳を着せしめ給ひしならん、是等の事は、後に至りて、天武天皇十一年の紀に、この證徴とあぼしき事みゆ、考へ合すべし。

さて褶を着る事、推古天皇十三年の制なりし云々、上文にいひしが如きも、孝德天皇大化三年の衣服改制に、廢せられしを、またこゝに至りて用ゐる事となる、但し袴の上は、禪、褶を着するは、平常穩和を裝ふ服にして、脛裳を結ふは、勞動の時の服なり。

天武天皇五年正月朔、高市皇子以下、小錦以上、大夫等に、賜衣、袴、褶、腰帶、脚帶、及机杖、唯

小錦三階は、不賜机といふ事みゆ。腰帶は革帶にして、從來の帶を改て、革にて製せしものを賜ふ。また机は床机の事なり。天武帝は、天智帝の三年に制定し給ひし服装を改め給はざれども、時勢變遷するに従ひて、驕奢に赴くが故に、大に注意し給ひ、かゝる事もあり、また十年に至て、九十二條の禁式を出されて、親王以下、庶民に至るまで、諸の服用する所の金、銀、珠玉、紫、錦、繡、綾、及び氈、褥、冠、帶、并に種々雜色の類を服用するに、各差ありといふ。さてこゝに紫とあるは、紫色の織物、また染物の類、錦、繡、綾とは、その位袍は、繩を以て製し來れるに、超過してかゝる錦、或は繡もの、或は綾の類を隨意に服用する時は、上下貴賤の位階の別なきが如きにいたる故なり、其錦、繡は、皇族のめしものとす。また氈と褥とは、しきものなり、これも其品に精粗ありき。さて又十一年三月に至りて、自今以後、位冠、及び襪、褶、腰裝等を着ること莫れ、又膳夫、采女等の手緇、肩巾、并に服する事莫れ、との詔あり。かの上文にいふ、天智帝十年このかた、遵守せし所の位冠、またまへも「うはも」は「き」の制、悉く廢せられて、むかしの制に従ふものは、僅に衣服のみのこれり、相當をかゝれば。

一一位

衣

深紫

地繩

無文

諸			王			諸		
二位	三位	四位	五位	小大	小大	小大	小大	小大
衣	衣	衣	衣	紫	紫	紫	紫	紫
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深紫	淺紫	深緋	深緋	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩	地繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

有職故實 (一〇) 衣服

臣  
小乙乙上  
小乙乙中  
小乙乙下

衣 綠 地 無文  
衣 黑 地 無文

又十一年三月より四月の間に涉りて、位冠の制を廢せらる、委しくは紀に就て心得べし。されば諸王及び臣下の人々、平生朝參するには麗はしく髪を結びて、孝德帝の大化三年に制せられて、平生用ゐる來る所の鐙冠つばかぶりを着せしめたり。この鐙冠は髻むすこをくまり結びて、其上にかぶり居る形容、あたかも鐙つばかぶりの如くに見ゆるからに此名あり、蓋し位冠とても、髻を緒にて結び、頭髮をつばめるものなれ共、専ら頭部つむじを裝飾かざるかたに屬し、この鐙冠は、髪を結びて、其髪かみの亂れざらしめんが爲にかぶるものなれば、容儀の粗略なる事は思ひやらるべし。上文十三階十九階等の下に、この鐙冠の事粗いへり。然るに又六月六日に制ありて、男女始結髮むすこ、仍着漆紗冠うるしとなり、結髮の令は四月にありて、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日亦待勅旨の文を見るべし。さてこの漆紗冠といふは、黒絹を以て爲之とあるものより出て、黒紗うるしに漆をかけし製なり、大賓の衣服令にいたりて、朝服に皂羅くろ頭巾かぶと、皂纒くろ頭巾かぶとなどあるもの、續紀元正天 靈龜

二年の條に、重禁内外諸司、薄紗朝服六位以下羅幘頭くろ云々など見ゆる頭巾幘頭くろみなこの漆紗冠に同じく、其地質のウスマモノ、またカトリなど別あるのみにして幘といひ、巾とあるも、皆つゝむ意なり、これ後世の冠の原質となる。

同十三年閏四月五日、詔して男女衣服者、有襦、無襦、及結紐、長紐、任意服之、其會集之日、著襦衣、而着長紐、唯男子者、有圭冠つばかぶり而着括緒くわくそ襦はかまとあり、この有襦は、衣の長くして膝下にいたる、其すその意、無襦は同じく衣長けれど、腋わきを缺かきて、後世闕腋くわくそといふもの意、また有襦は後世縫腋ぬいといふ。また結紐、長紐とあるは、襟えりを固かむる紐にして、短きを結紐といひ、長きを長紐といひて、結び餘りを長く垂らして、裝かひとせしなり。さて會集などの晴はの日には、有襦を着、長紐を着けて飾りとす。こゝに又圭冠つばかぶりといふものありて、かの漆紗冠とは別なれど、漸く互にひとつ物と混じて、後世冠の原質となる。されば漆紗冠は、この圭冠をいへり、と説ふ人もあるにいたる、能く考ふべし。後世の烏帽子といふもの、この圭冠より出るものなり、括緒くわくそ襦はかまは、袴はかまの裾すそに緒を貫くして、腰の上にて括くる故にこの名あり、これ後世奴袴くわくそといふものになる。この服制は、平生服に屬す。此圭冠に括緒くわくそ襦はかまは、近時に見る所の、えぼし、さしぬき直衣ちよくすがたの權輿けんいといふ

べし。又この圭冠を着し、平常服即ち色制なき衣を着る時は、帯は革製を用ゐずして、布或は綺帛の數を用ゐ、然して其帯は、一重回しにして、前にて結ぶ、これ打解姿なり。



此圖は圭冠をかぶり、無欄の衣を着、括緒袴を穿き、帛の帯を回し結ひたり。

萬葉集四の卷に、ひとへのみ妹が結ばむ帯を尙みへ結ぶべく吾身はなりぬ」とよみ、又十三卷にも、つねの帯を三重むすぶべくわが身はなりぬなどよめる、みな戀やせて、一重回しのものなるも、三重に結ふばかり體の細りしにたとへたり。同十四年正月廿一日、更に爵位之號を改て、階級を増加し給ふ事あり、こはかの十一年の改制より、たゞ位冠の稱號のみ用ゐる來りしことなりしを廢せられ、諸王以上の

位を十二階とし給ひ、諸臣の位四十八階とし給ひしかども、其冠はもとの漆紗冠また衣服の色制も、なほ從前のまゝにして改められざりしを、七月十四日にいたりて、初定、明位已下進位已上朝服色、淨位已上並着朱華、云々の制あり、されど冠はなほ漆紗冠を用ゐられたり、相當をかゝぐれば、

親王			諸王				以上				
明廣	明廣	明廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	正廣	正廣	正廣
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	深紫	深紫	深紫
地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶	地絶
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

有職故實 (一〇) 衣服

諸

道	務	務	務	務	務	勤	勤	勤	勤	直	直	直	直	直	正	正
廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣
壹	肆	參	貳	壹	肆	參	貳	壹	肆	肆	參	貳	壹	肆	肆	肆
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深	淺	淺	淺	淺	深	深	深	深	深	淺	淺	淺	紫	深	深	深
紫	綠	綠	綠	綠	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文

臣

進	進	進	進	進	進	進	進
廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣	廣
肆	參	貳	壹	肆	參	貳	壹
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺	淺	淺	淺	深	深	深	深
紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫	紫
地	地	地	地	地	地	地	地
無	無	無	無	無	無	無	無
文	文	文	文	文	文	文	文

以上 四十八階

こゝに朱華とあるは淺紅色をいふ、朱華は蓮華の異名にして、花の色あひ似たるより、この名をつく事物異名録といふから書に、荷、朱華とあるを思ふべし、詩句にも猶多くつかへり。かの上文に辨解しつる聖德太子御像の事、こゝに参照すべし。又臣下の色制、荷とあるは、その實の熟したる、あかく青みある色に似たればなり、倭名抄に紫葛和名表比と見えたる是なり。蓋し今の俗間に野葡萄といふ、即ちえびかづらなり。又同年十二月の文に、筑紫に遣る防人等、海中に飄蕩して、みな衣、裳を失ふ、則ち

其防人の爲に布四百五十端を以て、衣服の料に筑紫に給下す云々と見えたる、衣裳とは、當時上衣と褶と一具せるを稱せり、これ裳とある即ち褶なり。朝服としては、褶、脛裳の類、廢せられしかども、男子の平服、或は旅行などの時には、妨げ無しなり。同天皇朱鳥元年七月に勅して、更に男夫は脛裳を着よ、婦女は髪を背に垂るゝ事、猶故の如しといふ。こゝに至り再び公然脛裳を用ゐることゝなる。持統天皇の三年六月にいたりて衣裳を筑紫太宰府に賜ふことあり、其裳とあるは上文の如く、なほ褶なり。また四年正月に、公卿に衣裳を賜ふことある、その裳も、なほ褶の義と心得べし。

同四年四月七日に、冠位の號を諸臣に授けられ、服色の改制ありき。その色制を表示すれば、

親	明	明	王	明	明	諸	淨	淨
廣大壹壹	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大壹壹	廣大貳貳	廣大壹壹	廣大貳貳	廣大壹壹	廣大貳貳
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華
地	地	地	地	地	地	地	地	地
羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾
有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文

王	淨	淨	以上
廣大壹壹	廣大貳貳	廣大壹壹	十二階
衣	衣	衣	
赤紫	赤紫	赤紫	
地	地	地	
羅綾	羅綾	羅綾	
有文	有文	有文	

諸	正	正	正	正	直	直	直	直	直	直	勤	勤	勤
廣大壹壹	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大貳貳	廣大壹壹	廣大壹壹	廣大壹壹
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
赤紫	赤紫	赤紫	赤紫	赤紫	緋	緋	緋	緋	緋	緋	深綠	深綠	深綠
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾	羅綾
有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	有文	無文	無文	無文

有職故實 一〇一 衣服



以上	勤	勤	務	務	務	務	道	道	道	道	道	道	進	進	進	進	進
	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
四十八階	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆	肆
	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
	深	深	淺	淺	淺	深	深	深	深	深	深	深	淺	淺	淺	淺	淺
	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠	綠
	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文

臣

右明位四階は色を改められず、直位以上、縋を改て冬綾、夏は羅を用ゐることゝす、而して其綾羅は、一富一部、一富二部などのあり、又革帶別の制を改めて綺帶とせらる。又白袴を用ゐる事となる、さて一富一部二部などいふは、華文を織成す製法なり、委く爰に盡し難し、また綺は、カムハタといふものにて、製造は繭絲を經緯とし、五色の堅柳條を織成し、幅は一吋五分許より廣からず、次第に狭く一寸許までに至る。たとへばその絲眞田といふ物の如し、是も白袴も、上下通じて用ゐる事を聽さるゝよし、文に見ゆ、白袴とは白縋にて製せしなり、如此制定ありしは四月なれど、公卿百寮の着用して、參朝し初めつるは後にして、七月朔の條に、公卿百寮人等、始着新朝報とあるをもて明かなり。

同七年正月二日の條に、是日詔令天下百姓服黃色衣、奴皂衣と見えたり。こゝに至て、衣服の制あまねく民庶に及びぬ。さてこれより先に、庶人はいかなる色の衣を着せしにかと按ふに、或は黒色、即ち皂色、或は茶褐色なども用ゐて、一定ならず、又何色にも染ず、着せしも多かるべし。崇峻帝紀の守屋大連が射殺されて、其軍士の退散するさまをいふ條に、悉被皂衣とあるをもちもふべし。當時豪家の部屬の者、皂衣を着

せしならん民庶の服は、多く織おろしのまゝか、或は染なしても、容易なる色もて染しは無論なり、その息衣は、鐵氣ある泥を以て染しなり、又黄色は黄蘗キナ、或は梔子シロ子などもてこれを染るなり。上古より貴族といへども、喪の服には猶くろき色をも使用ふ事諸書にみゆ、天武帝十一年の制には、既く大建小建の衣色と定められき。  
 文武天皇の大寶元年三月甲午の條日本書紀卷二に、始て新令に依て、官名位號を改制し給ふ、親王明冠四階、諸王淨冠十四階、合十八階なり。諸臣正冠六階、直冠八階、勳冠四階、務冠四階、追冠四階、進冠四階、合三十階なり。外位は、直階正五位上階に始り、進冠少初位下階に終る、合せて二十階なり。勳位は正冠正三位に始り、追冠從八位下に終る、各十二等なり。また始て賜冠を停て、易るに位記を以てすとも見え、また服制は、親王四品已上、諸王諸臣一位者、皆黒紫、諸王二位以下、諸臣三位以上者、皆赤紫、直冠上四階、深緋、下四階、淺緋、勳冠四階、深緑、務冠四階、淺緑、追冠四階、深縹、進冠四階、淺縹、皆漆冠、綺帶、白襪、黒革舄、其袴者、直冠以上者、皆白紵袴、勳冠以下者、白脛裳ハヤギと見えたり、漸くその趣のことになり來るを思ふべし。

親 一品 明大壹

衣

黒紫

地縹 無文

王 二品 明廣壹  
 三品 明大貳  
 四品 明廣貳  
 以上 四階

衣

黒紫

地縹 無文

從來衣服の地質の制は、久しく繩を用ゐしを直廣肆以上は、特に有文の綾羅を着するを聽されし事、上文にかゝぐるが如きも是にいたりて、更に上下通して、また繩を用ゐる事となりぬ。

諸		王	
從正	從正	從正	從正
一一位	二二位	正四位	正五位
淨廣壹	淨廣貳	淨廣肆	淨廣伍
衣	衣	衣	衣
黒紫	赤紫	赤紫	赤紫
地縹	地縹	地縹	地縹
無文	無文	無文	無文

有職故實 (一〇) 衣服

以上十四階

從八位下	從八位上	正八位下	正八位上	從七位下	從七位上	正七位下	正七位上	從六位下	從六位上	正六位下	正六位上	從五位下	從五位上	正五位下	正五位上	從四位下	從四位上	正四位下	正四位上	從三位下	從三位上	正三位下	正三位上	從二位下	從二位上	正二位下	正二位上	從一位下	從一位上
進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
深縹	深縹	淺綠	淺綠	深綠	深綠	淺緋	淺緋	深緋	深緋	赤紫	赤紫	黑紫																	
地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

また縛口袴と、腰裝との等級をわかつたには。

少初位下	少初位上	大初位下	大初位上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	進廣貳	進廣壹	
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹	淺縹
地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純	地純
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

有職放質 (一〇) 衣服

一三



この衣服の制の事は、衣服令にも載せられたれど、今のは養老の刊修なれば大同小異なるを思ふべし、又直冠以上の朝服着たる圖を示さん、冠は皂羅くろろにして、帯は綺なり。さて裯たもとある上衣うわぎ即ち縫腋ぬいあきを着、ふくらぎたる袴は、いはゆる白の縛口袴にして、黒革の舄むかを穿ち、笏しやくを把とる所なり。

臣

正八位上	從八位上	從八位下	大初位上	大初位下	少初位上	少初位下
追廣大壹	追廣大貳	追廣大貳	進廣大壹	進廣大貳	進廣大貳	進廣大貳
脛裳	脛裳	脛裳	脛裳	脛裳	縛口袴	縛口袴
色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白

以上 三十階

諸

正五位上	從五位上	正五位下	從五位下	正六位上	從六位上	正六位下	從六位下	正七位上	從七位上	正七位下	從七位下	正八位上	從八位上	正八位下	從八位下
淨廣陸	淨廣陸	淨廣陸	淨廣陸	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參	直廣參
縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴
色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白

以上 十四階

令に漆冠とあるものは、黒色の羅にて製り漆もてぬりたるなり、朝服の條下に、一品以下五位以上、並身羅頭巾とあると同じ、またかの衣袍に、純を用ゐるしは、遂に後なる奈良朝にいたり、聖武天皇孝謙天皇、兩御代に涉れる、遺存品の種々、今も奈良の寶庫に御保存中に、純の深紫袍のあるを觀る、されば當時までもなほ純を使用ひしものなるべし、また勤冠以下の朝服着たる圖を示さん、これも冠は身羅にして、帶は綺なり、さて關腋の上衣を着、袴をからげあげて、白の脛裳をはき、黒革屨を穿つ所なり。



慶雲三年二月己亥の條に、五世王の朝服は、依格始て淺紫を着すとみゆ、これ此時諸王の衣服の色を増して、五世王の無位の程は、服色を淺紫と定められ、なほ昇進の次第に従りて、赤紫を着するものとせられたり、其五世王は、皇親に列せられし故なり。

これよりさきは、五世王は王名を得るといへども、皇親之限にあらず、とせられしを、此時七時制七條あるうちに、親々之恩を顧念すれば、絶籍之痛に勝へず、自今以後、五世之王、皇親之限に在りといふ事ありて、この服飾の事に及べりしなり。  
同年十二月己卯の條に、概日本勅有て、令天下脱脛裳、一着白袴、といふと見ゆ、從前の勤冠以下、朝服の脛裳を始めて、民庶に至るまで、一に脛裳を脱せしめ、皆白袴を着する事とせられたり、但し此制は、朝服、制服に用ゐる所の脛裳を廢せられたるにて、庶人通常の所用までも、廢棄せられしものにあらずと心得べし、文に天下、脱脛裳云とあるは、全く庶人の制服の脛裳なり、これより、うへの袴は皆白色となりしなり。  
衣服の事、時勢によりて、變態沿革ありて、これを詳かに心得んとすれば、一朝一夕のまなびにあらず、また大かた大寶令のうちに、のせ收載られたる、衣服令のかたの沿革は、何くれ世間にも、其考證論說などなきにあらず、さればむねと令前の沿革を、一わたりかゝげ出て、此すぢの道びさくさにせんとすれど、猶いまだ解き盡しがたきものもありて、あきたらねど、まづ此あたりにて、一まづ筆をよく。

前節にいふが如く、大寶年間制定し給ふ、衣服令の本文を読み見て、その明文を心得、さて何くれと解説書に就てさとりべし。蓋し奈良朝に於ても、なほ屢改定の制ありて、或は袖口の廣くせまく、或は天下の衆庶をして、襟を右にせよなどいふ、勅令ありし事など、今はすべて畧してこゝにはいはず。さてその衣服令に、禮服といふものと、朝服といふものと、制服といふものをわけられたるが、禮服は全く孝徳天皇の大化年間に、唐代の制度を摸擬せさせ給ひし、そのから風の衣服にして朝服といふもの、わが國固有の衣袍なり、これ即ち束帶といひ、後世の正服といふものとなる、論語の公冶長の篇に、束帶立於朝とある、その名稱なるべし、いはゆる王公貴顯の參内する時は、いふに及ばず、公事大節會など、晴れの儀式には、かならずこの服裝にて、冠を正して朝にたつなり。

束帶するときの上着を、ウヘノキヌといふ、其一二にしるしたる袍これなり。さてこのウヘノキヌ文武官の差別ありて、文官のきるものを縫腋といふ、こは衣の腋をぬひつむる調製の名にして、倭名鈔にマツハシノキヌとあり、まつはしとは、その腋を縫ひまつはしたるゆゑに、この名あるなり、上に略いふ如く、奈良朝の袍は、そのたけ

も其着る人の身たけのみに短く、幅も袖も狭くして、袖口の廣さは八寸、乃至一尺、又一尺二寸までに、其人々の大少體にて、この差別ありしが、大かたの制度なりしに、平安遷都の後、漸く花奢を事とすごとくなりしかば、その身幅いたく廣く、袖口なども二尺、或は二尺餘にも及び、其着たけのすそに、襦といふものを、横幅に大きく附そへたり。襦はスソの意にして、これも既に縫腋の襦あり、上衣を着せし事、其二の圖にもしめせるが如きも、其時は、いまだ簡短なりき。またその四位以下武官のきるものを、闕腋といふ、こは衣の袖より下の兩腋を縫はず、襦をも付ずして、うしろの身を長く調製たり、これをワキアケノコロモと倭名鈔にあり。これ即ち武官が節會、或は行幸供奉の時などに着用す。蓋し武官といへども、平生はなほ縫腋を着して、儀仗の日には右の闕腋をもちゐるなり。この闕腋の上衣を着し、袴をかちげあけたる圖も、其二の圖に示しおけれども、縫腋、闕腋、ともに平安朝よりこのかたのものは、そのかたちも廣く大ぶりになりて、今見る所の近世の袍にちかくうつりこしなり。さて袍の地質染色の事は、其一二にも上代の時のものは、しるしおけるを、これも次第々々に沿革ありて、一條院御時代寛弘以來は、四位以上みな一色の黒袍となりて、五位の緋

袍は蘇芳となり、六位の青衫も八位と同じく縹はなとなりて、七位以下は服色の制すたれたり、かの源氏物語を紫式部ものし、枕草子を清少納言かきとめし、同時代ごろよりは、一位より四位にいたるまで、黒色、六位は蘇芳、六位以下は縹色などの、僅に三色となりぬ。

袍の地質は、上代はみな絶なりしこと、其一二にしるしおけるが、既に淳仁天皇の天平寶字四年十一月より、大臣以下參議已上は、夏は羅、冬は綾と定められたり、然るをこれも平安朝時代には、五位以上、冬は表綾裏平絹、夏は穀こめありを着し、六位以下は、夏冬ともに無文の穀織を着るが如くなれり、又五位以上の袍の地文は、別に法制あるよしにも見えず、古くは雲鶴、また蓮はすかたばみなどの文様多し、この外に轡うまからくさ、輪あり、輪なし、輪ちがひなど、まづ通例となれるが如し、四位以下は、輪なしをつくる、なほ後世となりては、別に異文の袍となへて、任大臣の後は、家々の文を定めて、着するがやうになりもて來たり、大かた雲くもたてわく、或は臥蝶ふせんてつ、龍膽りゅうたうの類、この外種々ありて枚擧に追あらず、織文圖會といふ圖本に就てわきまふべし。

冠も、漸く時代を逐ひて、製作に沿革あり、冠帽圖會、束裝圖式などに就て辨ふべし。次

にもいふ。

袴は其一に、下衣といひしもの、又其二に、慶雲三年十二月に、天下に令せられて、一に白袴を着せよとあり、その頃までは、袍と同色のものを着用せしもの、如し、又別に白縛しろくわ口袴くちばかまといふものを着用せる圖を、其二に出せり、蓋し大寶の衣服令の禮服中に白袴とあるものとは、區別あるに似たり、上代の下衣を即ちウヘノハカマといひて、表袴の字をあてたり、このウヘノハカマの稱は、中古となりて、此下衣の下に、大口おほくちといふ袴を重ねて佩はくが故なり、さて此表袴うらのばかまは、夏冬ともに表白裏紅と定まれり、三位以上の人は、窠くさにあられの文織のものを着す、これも晴の時は、うきもんといひて、うけ織のもの平生の時は、固文かたむちといひて、地文に織り沈めたるものなり、又老年の人は、八藤やぶふぢの文様のかたもんを用ゐる、又四位以下は、白張の平絹にして、裏はいつれも紅の平絹、或は板引といふきのにしたるをも着く、蓋し四位以下といへども、禁色を聽きされし人、或は藏人などは、公卿に同じく有文を着用す、又こゝに、其赤大口の下袴の事をいはん、この下袴は、公卿殿上人地下の人に至るまでも、凡そ束帶といふ時には、必ずこれを下に着す、こは夏冬の差別なく、表裏ともに紅の平絹なり、たゞ白裝束の

時は、白平絹を以てこれを調製す。裁縫全く表袴にことならざれど、股の所を縫ひつづけて、表袴よりは細げに短くしたてたり。

今こゝに、冠、またうへのきぬ、うへの袴、其下の大口袴など、東帯といふ正服のうはぎに屬するものをいへり、これよりかへさまに、裸體の内部より、外部へかけて、重ね着べき順序をのべん。まづ第一に內衣、これも夏袴によりてひとへ又重ねもあれど、色地質は白絹か、また白布などを着す。第二に大口の赤袴、第三表袴、第四に單、或はあこめといふものを重ねても着る。第五に下襲、この後の身たけを長くひくを裾といひしが、後世は、裾といふもの別に製りて着る事となる。さればこの下襲に附屬して、裾を別につくるとすれば、裾の紐にて腰を結ぶ裾つけざりしむかしは、帯にて腰を結ひしなり。第六に半臂を着る。これもわすれ緒といふものをつけたれば、其わすれ緒にて結ひしむる。第七に、うへのきぬいはゆる袍を着る。後に尻作りといふものをなす、これ俗にハコエといひて、少しくふくらかし、ふくため置くなり。又襦の高さなど、恰好よろしきほどを見計らふ。第八に石帯をさす、又魚袋をかくる事あらば、この順なり。第九に帶劍、平緒を結ぶ。これ即ち東帯すべき、内より外へ衣裳をかざれる順

叙なり。

冠は、其一二時代のものは帽、或は幘頭などいひ、天武帝の御時代より、追々漆紗冠といふもの、或は鍔冠、或は圭冠などいふものうちまじりて、その漆紗冠は、紗にて製りさて漆をひきしものなるが、これ後世の冠のかたちの權輿ともいふべきのみ。又圭冠は、後世をぼしの權輿なるべし。又冠の製作後世には、甚く装ひまさりて、厚びたひ、薄びたひ、透びたひ、半すきびたひの品あり、また、まゝいかけなどいふかざりもあり、其こまかなる事は、諸書に見ゆ、また其地に、有文無文あり、人品によりて差別を立、五位以上の人は、有文、六位以下は無紋なり。また、纓といふものあり、冠の後には、ねて垂れたるもの、名なり、これに卷纓あり、垂纓、細纓あり。又柏夾など、種々の装ひかたありと知るべし。さて次に、束帯の用具、上文に擧たるもの、解説を略試みむ。

單といふは、相といふもの、下に着る。あこめは、あひこめの意にして、其物この物のあはひに、こめ着るより、此稱あり。されば其場合と、時節にしたがひ、着こむ事あり、着ざる時もあるなり。さて單は、その稱の如く、いはゆる一重にて、裏なき紅の綾地の、張りたるものにて、製る。若き人は、重菱の文を織る、年古き人は、遠びし、極老の人は、白色



にして、地文は同じほどなり。こは男女ともに着かさぬるものにして、内衣（はなご）の上に着  
 させてその上に、あこめをかさぬるものとす。蓋し夏季はこの單の下に汗取（あせとり）を着す、其  
 汗取といふは、單より寸尺短く、布にて製（つく）る。後世これを大帷（おほかたひ）といふものとなる、この  
 大帷は、遙なる近時のものにて、通例冬春は白布、夏秋は紅の布なり。この汗取とて夏  
 のみに單の下に着たりしが一變して、ちかくは小袖の上に、夏冬通じて着し、或は單  
 相（あこめ）下がさねを略して、この大帷に、單と下襲の襟のみ、又袖には單の袖のみを縫ひ付  
 けて、用ゐるものとなる。實に甚しき大畧なり。されば中古の草子物語などには、此物  
 の事をいはざるは、如此變態のものなればなり、心得おくべし。

相（あこめ）は、略上にいふが如く、下襲（したかき）の下單（ひもと）の上に着こみしものなり、近時の小袖といふ物  
 にあたるべし。寒氣のをりは、綿を入れて二枚三枚も重ねしこともあり。然るに後世  
 はたゞ束帶の具に用ゐるものとして着る事着ざる事あるものとなる。又四八九月  
 の頃は裏を取りはなちて、ヒヘギなど稱する事もあり、これ古今の沿革の大略なり、  
 なほ心得おくべきものなり。さて相の地質は、小葵織文の綾を表とし、平絹を裏とす、  
 表裏ともに平生は紅色なり。若き人は萌黄、また薄色の類を着る、これを染あこめと

いひ、老たる人は、白きを例とし、織文も遠（とほ）びし、若き人はしげ（しげ）びしを用ゐるなり。  
 下襲（したかき）は、半臂の下に着して、後の身（み）たけを甚だ長くひきて、袍（ろ）の下に出し、練歩する装  
 ひとなす、されば中むかしの草子物語に、下がさねの裾（すそ）ひきちらしとも、裾（すそ）うるはし  
 く繕（つく）ひなどともかけり、然るにそのすそを、音讀にキヨともいひて、後世下襲の腰より  
 以下を絶ち切り、別にしてこれをつけ、又下がさねを略し、上にいふが如く大帷に下  
 襲の襟をつけ別にキヨのみを着けて、袍を着るが如き變態となりにき。さてこの下  
 襲の地文、及び色目には、種々の説もあり、要するに通例三位以上の公卿は、冬は表白  
 綾にして織文は臥蝶（ふせだま）の丸なり、裏は黒にして、織文は菱の類なり。また夏は穀（こ）ありの  
 一重地、織文は菱の類、色目は蘇芳を用ゐるが如し。四位以下の殿上人は、冬は表白の  
 平絹、裏は黒き平絹なり、夏は無文の穀織、或はすゞしの平絹、色目は二藍などをもち  
 ゐるが如し。さて又中古以來、服色の制度ゆるがせにして、殆廢れしが如き實際とな  
 りしかば、その下がさねの裾を應用して、長短を以て大臣、納言、參議などの階級をさ  
 だむ。蓋しこの事、既く村上天皇の天曆ごろより沙汰ありて、下襲（したかき）の後の袍の裾より  
 出す事、親王は一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸とやうに見ゆるはいま

だ截ち切らざる頃なるを、後漸く年月を経て、後三條院の延久二年の宣に、大臣七尺、納言六尺、參議五尺、四五位四尺と定められたり。按ずるに此頃より、別物を付る事となりしものならん。又遙に年序を歴て、順徳院の建曆二年の制に、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議、散三位七尺、四位以下二尺とあり。又後堀川院の寛喜三年の定には、六尺乃至二尺を縮めて、大臣のを八尺とし、其外もこれに准じて短くせらる。其後又長くなりて、大抵關白は一丈二尺、大臣、大將は一丈、以下は建曆の制と同じかりき。又近來徳川幕府の時代、諸大名等の束帶せしにも、四品以上は腰より以下九尺ばかり、五位は六尺ばかりにして、右帶の上手にかくる事、四品は二段、五位は一段にかかけたりといふは、た思ひ合はずべし。

半臂は、もと唐服をうつされしものなれば、この物の名稱音讀にして和名なし。袍の下に、下襲の上に着るものなり。長さ二尺ばかり、袖幅僅に一寸五分ばかり、實に讀みて字の如く、臂の半にいたりいたらぬほどなり。この物古き製にして、今も奏良の正倉院御保存裝束の中に、袍、袴ある事、其一二にかゝげ出せるが如きを、なほ半臂も存る事、みな天平勝寶年間、かの大佛開眼の四月九日調製のものなる疑ひなし。今世の

半臂には、下に襦じゆとて、幅七寸ばかりの絹をつけ、左右の腋に十二づゝの襷たぶをたゝみ背の方にも二所、六たゝみの襷ありて、下の方を上の方へ折り返し置くやうに製りなしたれど、天平の古物は恰も今の洋服のチョッキといふ品の如く、至極短く、襦などある事なし。こは内衣うちぎより外部そとへかけて、着かさねたる服を、この半臂にてしばりつくる意味のものならん。天平の古物には、表の方に絹地をたゝみし紐ありて、結ひまひるが如くつくられたり。今の製の物も忘わすれ緒といふものにて結ぶなり。さて地質を尋るに、三位以上は、冬は小葵の織文綾にして、夏は三重だすきの穀織文を用ゐ、四位以下は、冬は平絹、夏は無文の穀ありなり。さて屬つる所の襦といふものは、羅を用ゐたり。色目は深紫が本式なれど、中古以來は五倍よ子染ぞめと變したれば、全く黒色の如く見ゆ。奈良朝の古物は、緋の臈ろう纈けにて最も美麗なりしが如く、今も見えたり。さて裏地は水色を通例とす。又四位以下は、夏の料に二藍にそむる事もありといふ。然るに、中古より束帶に半臂を略して着ざる事まあり、其事種々見えたる中に、一條禪閣の桃華藥葉に黒半臂、近代冬は一向略之、舊例も、壯年の人は半臂を着ず、老者は必ずしも然らざるよし見えたり。夏は大略これを用ふ。表衣うらぎがひとへに透き

て見ゆる故、殊さらに着用す、但し襦をば略之、鬲腋の袍にあらざれば襦までは見えざる故なり。と見ゆ、近き世となりて下襲すら略せれば、半臂を略するをば何ぞあやしむにたらんや。

袍フヘのほねへのほかに 袴フヘのほねへのほかに の事は最初より論説し、また上文にも近時の調製の概略をかゝげたり。

石帯は、東帯の物の具する時、いはゆる縫腋、鬲腋の差別なく、着用の革製の帯といふ。その石帯といふ所以は、倭名鈔に、今按、革帯以其所附金玉角等爲名、故有白玉帶、隱文帶、馬瑙帶、中畧紀伊石帶、出雲石帶、越石帶、斑犀帶等之名とありて、其玉石類を裝飾とせしゆゑに此稱あるなるべし。されば其製、黒革帯の後にあたる幅の所に、方また圓さかたちの玉、或は石角の類を、十個ばかり綴ぢつけて、左の方の端に鉸具となづけて。今云ビ、チヨ一ガネにてひきしむる跡にせしものなり。さて其の玉、或は石角の如き、方なるを巡方といひ、圓なるを丸柄といふ。この巡方、丸柄に、有文、無文の差別あり。有文とは、鬼、獅子、或は唐花、唐草、唐鳥、また蠻繪などを、高ぼりに彫刻したるをいひ、無文とは、彫りなきをいふ。又彫りかたの今俗ケボリといふものにしたるを、隱文と名づく。此類の玉石を、白き糸を以て、十字形にからみ、さて其の革帯に綴ぢつけたる事、

上にいふが如し。蓋しこの玉及び石角等を以て、かざれる革帯、その人品の尊卑によりて、差別あるは無論にして、事は延喜禪正式を始めて、諸書に見ゆ、さて又この帯の調製、古今沿革あり、なほ服飾圖會、裝束圖式などの圖に就て辨ふべし。魚袋といふものも支那の模擬品なり、たゞに位袋といふ袋をつくる事は、元明帝の奈良時代に始りたるを、此魚袋は平城遷都の後、嵯峨天皇の頃より起りしもの如し。さて其後は、節會、また大嘗會などの式日の服裝として、石帯にかけて腰にさぐる具となる。又金魚袋、銀魚袋あり、金は、諸王の五位以上、諸臣の參議三位以上、これをさげ、銀は、諸臣の四五位の輩、さぐるに定まれる。事延喜禪正式を始めて、諸裝束の事かける書に見ゆ。さて魚袋は何の用をなせるものかと問はんに、唐朝にては、魚符といひて、諸臣宮中に入出入する時、合せ見て證とせし符契なれば、袋に盛て帯に繫けしがもとにして、又其後は、たゞ飾物となりしなり、其こゝにいたる委しき説は、盡すべきにあらず。吾邦にても、そのもとなほ符契とせしものになん。

東帯の時に帯する劔は、之をかざりたちといふ。延喜禪正式に、凡、書劔、大刀、五位已上聽之、とみえて、大かのだ調製、その鞘を紫檀、また沈などをもてつくり、螺細、かながひ

などにて飾り、蒔繪を施して、さまざまの美麗を盡すものとなれり、中古以後は、大臣はこがね作り、大納言はしろ金作りなりしを、足利將軍時代より、大にみだりになり來ぬるよし、桃華藥葉にも見えたり。さて平緒といふものは、もと太刀の帯にして平たく組立たる緒なるからに此稱あり。腰帶の事は、古く奈良朝以前にわたりて、度々制ありしが、この平緒は、貞觀十六年の制に、五位以上唐組、六位以下綺新羅組とある、後世のひらをとといふもの、長さ二尺餘り、幅三寸ばかり、捻り糸にて組たるに、色糸を以てくさくさの文様を刺繡ひ取りたる全く太刀の帯とは別のものにして前に垂るものとす。さてその前に垂るゝ所を垂となづく。本來一筋につづけるを前にて結びたる體なるからに、今いふ垂は即ち結び餘りたるはしなり、然るを後に截ち切りて一種のものとなす。なほ續き平緒のものもなきにあらねど、皆ふるき品なり。なほ平緒の類に、紫綵、青綵、樞綵、蘇芳綵、紺地、萌黄地、紅梅地、などいふものあり。紫綵は、紫に白の糸を打交ぜたり、其他准してわきまふべし。文様の大かた桐、竹、鳳凰、或は唐鳥、から花、うぐいす、孔雀、或は四季の花などを繡へり、身の尊卑、また年の老若などにて、此類を取まかなふものと知るべし。

笏といふものは、孝徳天皇の御時代より、唐風を摸擬して把らさしめ給ひしなり。さてこの物の稱呼、忽なるを倭名鈔にも、音忽、俗云尺手板、長一尺六寸、闊三寸、厚五分也とありて、サクと稱へたり。此品に牙と木と、兩様あり、最初は五位以上は、牙笏を把らしめ、六位以下は木笏と定めさせられしが、中古以來は、禮服の時のみ牙を把り、平生は木のみとなりぬ。くはしくは、古今にわたりて、形象及び寸法も聊相違あり。東帶の時に穿く履を靴のくつといふ、足を收むる所を黒革にて製し、上部を蓄薇錦といひて、ばらの花形織りてみたる文様ある錦をつけ、さて靴帶とて、革の細きものに金具をつけて締るが如むく調製たり。これすべて正式の時に用ゐる靴なり、また襪といふものあり、こは下履の意、音梗にシタウツといふ。東帶の時は必これを穿く、束帶ならぬをりは着せず、その調製かたは白き平絹の張りたるを以て、これを縫ふ、全く今世穿く所のクツシタと同じくして、足袋の如くに、大指と他の指との所を、ひらくる様には縫はぬものとす。さてこの下履をまづはきて、後に靴を穿く事、全く今日の沓はく前に、まづくつじたをはき、さてくつをはくに同しきさまなり。

已上につらぬ述ぶる所、わが帝國固有の衣服を取もちぬしものゝなごり、即ち衣

服令に朝服となづくる所のものなれど、歴世久遠をすぐるまゝに、大に沿革あり、調製裁縫の長短廣狹、上代に異なるものながら、まづ東帶部としてかゝげつ。

前節には、衣服といふ物のととのひたる、諸皇子、諸王及び諸臣一位以下の正服となづくべき、東帶の事を近古の有さまより、維新前までに通じて、あら／＼いひおきぬ、然るにこの稿を起しつゝ、熟く思へば前後して、いと畏きわざながら、古代の歴史、或は此すぢの書に、至尊の御服のこと何ひとつさだかにしるされたるものなし、聖武天皇は、天平四年正月に始て、冕服といふからぶりの御冠御衣をめされしよし、はじめてしるせど、必竟此すぢの書に皇子諸王或は臣下の服制にとゞまりたるもの如く、大寶令にいたりて、衣服令にはじめて皇太子の御禮服、親王諸王の御禮服につらねてあげたるを見るされば、ちのづからの時勢にて、あとながらも此項には、至尊及び皇太子或は皇后宮などの御服の事を、いさゝかするさんとす。天皇陛下の御服はかの大寶の衣服令には、皇后宮ともに其御制を闕略す、こはかしこき至尊の御ちへのすぢなれば、かゝるべきものか、されど同しき大寶の喪葬令、及

び令集解によるに、上古以來帛の御衣をもちぬ給ひしもの如し、帛の御衣といふもの、今も大嘗會の時にめし給ふ御服にして、すべて白色の御物の具なり。もとより新舊、その時代によりて、調製裁縫の沿革は、決めてあるべからむ事、いふまでもあらざれど、東京帝室博物館に、帛の御衣をつらねられたり、心あらん人は往て拜觀して、その餘薰をあふぐべし。又弘仁の御制によるに、大小の祭祀、及諸陵の奉幣にも、この帛の御衣を召し給ふ。又貞觀儀式、西宮記などに據るに、黄檤染といふ染色の御袍、及び麴座といふ染色の御袍を、大小の朝禮にめし給ふ。その兩種の御袍に、織文あり、いづれも鳳凰麒麟桐竹をよきほどにかたちどり、一部々々に織り出したるものなり。御色目、及び文様のかたなどは、例の織文圖會、裝束圖式などにみゆ、又からぶりの御衣及び御冠は、上文に略いふ聖武天皇天平四年正月に、始めて冕服をめし給ふ。其後は御即位、或は元正朝をうけ給ふには、袞冕十二章服をめし給ふ。これ即ち禮服といふ。此御服は後世及び今時の御即位の時の御禮服もみな同じ、冕冠といふものの圖は冠帽圖會に載せ、袞龍十二章とは、其御袍の文様にして、この圖及びいろめも、禮服圖といふものに載せたり、拜觀して以て大かたを心得べし。又御直衣あり、御引直

衣といふ。

皇后宮の御服は、上古はいかなりしかさだかならず、弘仁の制に、至尊の助祭し給ふをりは、なほ帛の御衣をめし給ふ。蓋し上古以來の御例なりといふ。又元正朝賀の時、及び大小の節會、儀式には、鉤釵禮服といふからふりの御衣を召し給ふ。又立後の賀をうけ給ふ時に、白綾の衣裳を用ひ給ふよし、西宮記に見ゆ、こゝに衣裳とあるは、衣服令に禮服とあるものと同じき御よそひなるべし。たゞ其色の白きならむ、後世は衣服令と朝服とてあげたるものに似たる、御装ひなりと伺ひぬ。

童帝は、空頂黒幘といふ冠、或は日形の天冠を召し、大袖、小袖、及び御裳を用ひさせ給ふ。この空頂黒幘、及び日形の天冠の圖式は、冠帽圖會にかゝり載せたり。就て觀て心得べし。また大袖、小袖などいふものは、御即位の禮服といふものうちありて、から風の衣服なり。紫色の綾地を以て調製たるものなり。また女帝の御服も、大かた同じかれども、白色衣にして、繡をもちゐたらす。

皇太子の御禮服は、衣服令にくはしく見えれば、こゝに贅せず。弘仁の制、從祀とて至尊に從ひて、大祀を行ひ給ふ時、及び元正朝賀には、袞冕九章をもちゐ給ふ。こは上文に、父帝は冕冠に十二章をえがきたる、袞龍服を召し玉ふにむかへて、三章をはぶきたるもの也。朔望、入朝、及び大小の諸儀式、節會には、黃丹衣をめし給ふよし、日本紀略にみゆ。また延喜の制、いまだ冠し給はぬ時は、雙童髻を着くよしも見えたり。本書を見るべし。

東帶に次で、平服といふ装ひありいはゆる正服に對する名なり。まづ布袴、衣冠といふ、公式のものならず、これを私服ともいふべし。又褻の服あり、直衣、奴袴の類をいふ。これらも中古このかた、沿革なきにあらざれば、一わたり心得おかざるべからず。布袴は東帶に次ぐべき服裝の名なれど、全く布製のものにあらず。雅亮裝束抄に、衣指貫うるはしく着て、其上に下襲着て、袍に尻作りて、帶さして、笏を持つなり。とあるにて心得べし。大鏡に、賴忠大臣は、直衣にて參内せず、奏聞すべき事あらば、布袴にて參内するよし、かの大臣の勤王の實義をいへり。まづこれらにて、其直衣の如き、褻の服ならぬを辨へかし。又桃華藥葉に、布袴、事常の袍に下襲指貫を着る、是を布袴といふ。着用の事は、可隨先規也。布袴の時は、無文、丸袴、帶、野太刀を帶すとある、無文、丸袴と

は石帯の名なる事、その三にいへり。さればこの服装は、冠を着、大かた東帯のすかたにて、只表袴をはかて、奴袴をはくのみことなり。また衣冠は、その布袴に次ぐべき、服装ともいふべきものならん。こは文武の官に拘はらず、縫腋の袍に、衣單帷を重ねて、奴袴を着し、楡扇を持つ。夏はかはほりとして、通常の扇なり。もとより冠を着す、これを衣冠といふ。布袴の異なるもの、下襲を略し、笏を把らて扇を持つなり。さてこの衣冠の服装は、公事にあらずして、尋常の参内の時に着す。蓋し四方拜、春日詣、競馬などをりには、この衣冠に、笏を把るならひなりともいふ、それこれ心得おくべし。

襲の服に着る所の、直衣といふものは、束帯の袍によく似たれど、袍は其三にいふが如く、公事正式の時の晴装ひの料にして、着する時は必ず冠をかぶり、石帯をおび、後にハコエといふものを立て、表袴をはく定めなるを、直衣は異りて、烏帽子をかぶる。帯も、直衣と同じ織物にして、冬は裏あり、夏はうらなきものなり。さて後にハコエを立てず、袴もさしぬきといふものを穿くなり。されば上にいふ如く、かしくも至尊を始め奉り、攝家、大臣かたは申に及ばず、貴人たちのつねに用ゐて、安らげき服なり。これに直衣の字を填てたるは、禮服正服などいふものに對して、タマの衣といふ義

なり、さるは古言にタマといふ意を、ナホといへり、只人といふをナホ人といひ、タマタマを萬葉集にナホくといふ事あり。ナホザリのナホも、此意にして、この他例證多し、この意味を以て、ナホシといふとの説よくあたり、當直衣なりとの説はいかゞ、さて地質文様等の事は、挑華藥葉に、童體の時は、白淨織物の直衣、衣は小葵、裏は濃紫也、元服の後は、白志々良の綾文は、淨線綾、丸裏は平絹、染色は年齢に隨ふ、若年の時は紫、次は薄色、次は淺黄、老者は志々良白綾、或平絹を用ふ、裏はいづれも平絹也。夏は緞文は三重襷色、又年齢に隨ひて、紫、薄色、淺黄、老者は張平絹を用ふ、或無文の薄物を着用す、烏帽子直衣は、大納言以上、参院の時着之、但可蒙勅免、於私者、依便宜用之、無子細淺位之人、着烏帽子直衣事、大井川逍遙之時、藏人、頭着烏帽子直衣、其外無例と見えたり。上文の如く、烏帽子直衣は、公卿内々にて着用は、仔細なけれど、公然と畏き御前などへ参るは、三位以上の人、或は参議などに限る。それも勅許得たる後の事也といふ。委しくは禁秘御抄を閱覽すべし、蓋し参内には、冠を着用するを例とす。これを冠直衣といふ、又直衣には、立烏帽子を着用す、三條西家装束に假令冠直衣にて内に参り、直に院参の時、烏帽子を改めて着るべきよし、諸書に見ゆと記されたり。

小直衣といふものあり、狩衣直衣とも稱ふ、これ狩衣に襦を付たるものなればなり。地質文色等は大かた狩衣に異なる事なし、尋常は浮文の織物、夏はすゞし、冬は練衣なり、又固文の織物、並に練の薄物は、夏冬通用す、その中、浮文は繁もん、かた文は遠文なり、こは文ながら繁く細きと、あらく遠よりて見ゆるとにて、此稱あるなり、此小直衣は、上皇も召されしよし、増鏡にも見え、又桃華薬葉にも、年齡によりて計らふべし、風流の小直衣は法令なし、狩衣指貫に下括は常の事なり、小直衣に下括する事未だ勘へず、抔あり室町將軍も着用の例なりとなり、近時は多く着用するものとなる。奴袴は讀て字の如く、古くは奴僕の着せし袴にして、裾高くかゝげ、走るにも便よき様に調製たり、然るに中古以來公卿の服となりて、綾織物の地質を用ゐる物と思へど、布を以てするが本義なりし也、さて此を狩衣の下にも用ゐる事なれど、なほ無文の平絹にて製せりき、綾、總物の地色文様などの制は、裝束圖式に就てよく觀べし、かしくも至尊の召給ふ文は、窠にあられ、雲立わく、また仙洞は、八葉、菊、雲たてわく、鳥襷等なり、禁色を聽りたる人、また少年は、紫二重織物にして、文は龜甲に臥蝶なり、壯年は鳥襷色は紫、又薄色或は藤、丸の織物などを用ゐる。浮織、固織は、官位また年齢に

よりて差別あり、中年以後は、うす色の綾、文は藤の丸なり、又裁縫は袴の紐を腰といふにウハザシあり、後に腰板を入れず、裾に括り緒ありて、其緒のさしやうは、裾に穴を穿ち、緒をさし通し、狩衣の袖くゝりの如くす、古くは括緒の端を總角などに結びて引さげたり、然るに後世は、裾を袋縫にして、其袋の中へ緒を納れてくゝる。

狩衣といふは、公家にて鷹狩、或は旅行、また蹴鞠などの時着用す、蓋し公家のみならず、武家も着用せり、此一名を狩襖ともいふ、大寶令を按ずるに、襖といふものは、武官の着つる關腋の袍の別名なれば、元は其襖の一轉せるものならん、されば始は文官堂上の着用せざりしものにして、延喜御正式にも、裁絹絶、爲狩衣袴、悉皆禁斷の文ありて、布もて調製するが本義なりき、然るに其後は、禁弛ひて公卿達の絹絶もて之を裁縫さて風流花奢を盡し、事、中古の物語雜史などに散見す、其有やうは、狩衣の染色重ね方に、種々の風流名目も出たり、終に冬は裏あり、夏はすゞし、紗などいろくあり、右記の見る所、五位以上は織物、六位以下は無文などあるを、近時は六位の人も織物を用ゐる事となりぬ、これも老若にて紅梅、萌黄などの浮文、固文、かの浮もんは繁く、かたもんは遠くなど、直衣の條にいひしが如き地質なり、襦括は、十五歳未滿は



毛ぬき形、また若年は薄平の組、萌黄、紅、紫等のうち交ぜの類種々あり。又裏は表の色に同じ、此外名あるもの、表裏ことなるも見ゆ。さてこの衣、大納言以下専ら着用し、武家にては諸大夫これを着す、されど後世公武の制、少しく區別あるが如し、また腰帶は狩衣の色に隨ひて、其きれを使ふ。蓋し白裏の狩衣を着る人は、白帶なり。又この狩衣に屬する袴を、狩袴といふ、即ち指貫なり。色は淺黄の平絹無文を以て通常とす。蓋し晴の時は紫すそ、紺むらご、二重織物、繻ものなどを用ゐし事、増鏡にみゆ。他書にもなほあり、公家は多く織物、武家は文なきもの多し。

布衣といふも、狩衣の事にして、上文に引く延喜朝正式制の文意にて明らかなり。然るに後世布製のもの、は下郎の服となりつれば、足利將軍時代、その將軍の從者に布衣の役と名づけて、布狩衣を着せしめて、將軍の帶劔を持たしたり。又徳川幕府にては織文あるを狩衣といひ、無文なるを布衣といふ。これ必ず布にあらざるも、前代の名を因襲して、其人品を採擇せし一時の政略ならんかし。

烏帽子は、上代に於て禮冠の下に被りし、頭巾といふものの餘風ならん。ざるは、凡そ延喜年間ごろより、冠と帽と別になり、冠は正服以上のものに用ゐる、帽は平服に屬る

が如くなりしかば、家居には帽をかぶり、參朝には冠をいたゞくが習ひとなりぬ。西宮記に、太上天皇、或晴時着之、自餘公卿以下、喪時所用也とある、これその高貴の烏帽子を被り給ふことを、いひそめたるが如し。なほ諸書に家居に烏帽子着たりしをいへるもの多し。されば始は黒絹にて袋の如く縫ひしものなり。然るを鳥羽院の御時代、花園右大臣有仁公と任せ合せられて、烏帽子を剛く作りそめ給ひしよし。今鏡に見えたれば、そを以て烏帽子の剛はくなりし始めとす。按ずるに、天武天皇の朝に、圭冠といふものを制せられたるが、これ漆紗冠の別種なり。これら若しくは烏帽子の權輿にあらざるかの疑ひあり、こゝに一言を附してなほ紀念とす。尚ほ能く考べし。さてこの烏帽子には、種類いと多く、まづ立烏帽子あり、長烏帽子あり、風折烏帽子また侍烏帽子あり、細えぼしあり、揉烏帽子あり、この部屬に梨打あり、引立あり、折えぼしあり、またさびえぼしなど、其くはしき事は、此すぢの書につきて心得べし。さてもかの直衣指貫を着する時に、立烏帽子をかぶる、これ烏帽子の本義なり。また立烏帽子及び風折えぼしは、公家にも、つねに着給ふ。狩衣の時には、風折をかぶるが如し。侍烏帽子は、専ら武家にこれを用ゐる、即ち素襖を着る時にかぶるなり。細えぼしは猶

武家にて直垂を着る時これをかぶる。もみ鳥帽子、また武家の兜下といふにこれをかぶるその部屬みなかぶとしたなり。さびえぼしのさびは皺の事にして、大さび、小さび横さび柳さびなどいふ名目あり、枚舉に遑あらず。

## 一 女子の衣服

太古即ち神世といふ頃ほひ、女神の御衣服は詳かならざれど、古事記上卷須佐之男命の天照大神に見え給はむとして高天原に至り給ふ條に、大神御髪を解き、御美豆羅を纏して、全く男神の御よそひし給ひ、其御ふるまひ男神の如くにもものし給ふよし見え。日本書記神代卷上にも、この御故事をなほ同じほどに傳へて、大神乃ち髪を結て髪と爲し、裳を縛り袴と爲し給ふよし。二書ともに同じ趣なる、それこれ考ふるに、御髪をときて云々は、全く女子の一髻に結びしを解きて、二髻の美豆羅となし給へるなり。又御裳を縛りて、御袴と爲すとは、裳の長き着たけを、ひきまとひくゝりあげて、袴の代用にしたまふ有さまの如し。これらにて、其平生の御装ひは察知らるゝが、まづ其髪結びやうに二種ありて、いはゆる結髪と垂髪と異なるなり。さて其結

髪は、前を左右にわかち、後を一分とし、その三分より平分して、中央に今の束髪といふものゝ如く高くつがねあげて、三分の髪を取すべ、結ぶべき土代として、其高くつがねあげたる所に取すべたる形を髻といふ。又垂髪は、左右と後と三分にして、中央につがねずして、左右と後とに垂るゝなり。最も背後にて亂れざるやうに、束はねもする事あり、今發掘する所の土偶の女體に、此類多し、古木製の神像にも、結髪、垂髪、二種ともに見ゆる所なり。さて其髪を飾るに、鬘をかくる事、又瓊をかざる事など皆古事記、日本書記、古語拾遺などに見えたり。又櫛をかならずさす、太古は男子もさせり。但し男子は二髻なるからに、左右に二枚させり、女子は結髪一髻なるからに一枚なり。中古にいたり、垂髪には左右に多くさす事となる、猶後にいふべし。頸玉、手玉、足玉などいふものありて、裝飾とす。中古、上古、貴人は多く皮膚を掩蔽しために、かくかさりながら用ゐしものゝ如し。瓊には、勾玉、圓玉、管玉などの各種あり、勾玉を以て上等品とす。さてまた足は履を穿くこと、男子の如し。衣服を着るには、まづ第一に頸玉、次にもと取玉をかけ、或はかづらならんには鬘をかき、次に手玉を纏ひ、次に裊、次に衣、次に裳、次に帶、次に履を穿くなり。衣裳の下なる

禪は、膚に着るはかまなり、暑寒によりて、一重二重、まで幾重も着る事あるが如し。其地は、上古までもみな布を使用たり。されば衣は禪を着たる上に着るなり。さて襟はあげくびにして、袖は極めて細く、今洋服の筒袖を見るに似たり。行は手くびを限り、丈は膝頭にいたりいたらぬあはひなり。これら皆男子に異なることなし。裳は腰間に纏へり、男子はこの裳といふもの、時によりて着ることあれど、女子はかならず着るべきものなり。天鈿女命は、戯れに襟紐をとき、胸間をあらはし、裳のひもを臍の下に結び垂れたる事あり、そも裳の紐は、左脇にて結ふべきものなるを、前にて結びたるは、禪の裾のかたの露はるゝやうにしたるにて、こは特に俳優をものせんとて、かやうの變態を出せしなり。又女子の帯は、男子の帯の如く後より一重廻はし、前にて結ひて、其端をたるゝなり、されば太古における男女裝飾衣服の區別は、頭髮のありさまと、裝袴の長短を見くらぶべきものとす。女の裳は長く、男のはかまは短し。また上古女子の髪は、其豐滿なるのみならず、ことに長きを貴重す。古事記の中巻に應神帝の日向國諸縣君の女、髮長媛の容貌美麗なりと聞し召て、めし給ひしも、その髪は長さからに此名を得しことをも思ふべし。さればその垂髪のうちくしく梳り、

背にながく垂るゝ事は萬葉集にも、其歌數首みゆ。夜寝る時などは、床上にその長さ髪をなびかしていねるからに、翌朝このあさねがみの亂れしことをも、歌によめり。これらの事を支那にきゝ評して、崔豹の古今注下巻に、墮馬髻今無復作者、倭墮髻一云墮馬之餘形也、と見えたる。この倭墮髻とは、本邦の女子の垂髪之意をいへり。しかるに天武天皇十一年四月詔ありて、女子結髪すべしと定めらる。十二月三十日前に結訖れとの事なるを思へば、當時大かた垂髪なりしからに、これを禁じてこの詔あり、さてその六月にいだりて、男女ともに結髪し、さて漆紗冠を着べしとなり。されど女子はとかくに結髪を樂ばず、况んや冠を着るにおいてをや。さればこの制は行はれざりけん、十三年の閏四月にいたり、詔して、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱橫任意也、別巫祝之類不在結髮之例、といふ文見ゆ。さればこの制にしては、年三十九までは、必結髪せざるべからずとの事ながら、とかくにその結髪は好まずして、垂髪せりけん。翌る朱鳥元年に、かの十一年及び十三年の制を廢して、さらに女子は垂髪にすることになされたり。また前の十三年の制文中に、男女衣服者、有襴無襴、及結紐長紐任意服之、との文あるを見れば、女も襴ある衣を着しなるべし。

この後は、かの文武天皇、大寶の衣服令に見ゆるが如きものとなりしなり。令文には頭部は寶髻といふものにてかざり、紵帶をつけ、襦袢及び袴を着す。これ禮服の時にして、朝服には、寶髻及び襦袢を用ゐるに及ばずとのよし見ゆ。蓋し古くも男女ともに襦を着、また膳夫采女等は、手纏肩巾を着し、事祝詞にもいひつけ、天武天皇の十一年三月の制にも見えたり。されども當時の衣服を着けたる體、いかなりしか、いま畫圖に見る事甚だ難し。法隆寺に所藏する所の塔中塑造の女子の體は、かの釋迦の涅槃の形容をしめせしものながら、決して印度人の風俗にあらず。さりとして支那の風俗ともひたぶる見えず。大にわが邦當時の風俗必ずうちまじれるものゝ如く、あぼゆる證徴、くさくあり。さればまづこれらを参考とし、また奈良の正倉院、即ちもと東大寺の寶庫に保存御物たる、屏風まくりの繪の中、鳥毛立女圖をなつくるもの、女子の體裁など、これも參攷として考へ合せ見るに、大かたは、察し得らる。さてこの鳥毛立女の名は、聖武天皇の旣弄し給ひし、奇珍物品を崩御あらせられし、天平勝寶八歲六月廿一日は、即ち四十九日の御忌辰なるをもて、當今孝謙天皇、及び光明皇后仰せ合せられて、盧舍那佛、即ち大佛へ寄納し給ひし、御物數百點の中にありて、い

と嚴重に取扱はせ給ふ。其目錄を、東大寺獻物帖と題したる一卷の中に載せられて、珍賞すべき繪畫ながら、其趣興は、種々の鳥毛をもて、押繪といふものゝ如く、細工したりしも、久遠の年序を経過る間に、その鳥毛は悉皆剝落し、いまはたゞ下繪のすぢがきの所を遣せるが如し。もとより顔面などは、鳥毛を裝ひせず、その鳥毛をおしふせたるは、おもに衣服のみなる如くに見えたり。又頭髮部は、今見る所その髪をあげたるさま、恰も綿帽をかぶれるが如く、白くすぢかきせる。

を按へば、此髪も、鳥毛をふせたりしなるべし。いまこのまくり六枚あり、かの獻物帖にてらしあはするに、鳥毛立女屏風六、高四尺六寸、廣一尺九寸一分、緋紗綾、以木假作斑竹帖、黒染釘、碧繩脈、緋朧纈接扇、



有職故實 (一一) 女子の衣服

楮布袋とあるものに寸尺よく  
符合へれども、その調製みな亡  
せてたゞ六枚繪のみを存す。こ  
の容飾は必ず奈良朝以前より  
かけたるものなるべければ、當  
昔の參攷にあつべきものとし  
て其六枚の中二圖をこゝにし  
めす。

この繪立女の襟のあたりより、  
黒色にて前にたれたるは、これ  
緋帶といふものなるべく、また  
前より左右の肩にかけて、うしろに垂らしたるは、領巾なり。さて衣のうへより、腹部  
のあたりひき纏きたるは、襦なり。頭部は上げもいふ結髪ながらも、白綿帽の如きは、  
必ず烏毛をまじふせたりじものならん。次の岩上に尻かけたる女も、其さま立女に



同じこれは、鬘の鼻少し見えたり、おもひ合すべきものとす。この他、大和國藥師寺所  
有の額式にしつらひたる吉祥天女といふ繪圖も、なほ此ころの參攷となるべき裝  
飾なり。これらは大よそ奈良朝以前よりのよそほひを見るに足るべし。  
衣服の地質は太古即ち神世のころより、すべて布帛のものなる事明かなり。されど  
貴賤によりて、別ありしは論するに及ばず。また多く白地なる中に、赤黒みどりなど、  
神世にも染色あり。神武天皇以來、十代崇神天皇、十一代垂仁天皇の御時代よりは、海  
外の御交渉はじまりて、大に固有の風俗變更せしが如きも、いまだ神功皇后の征韓  
したまひし頃ほひのものにはあらず。この御盛舉のかたは、多く支那、三韓を始て、  
外國の文物大にわが質朴なる風を潤色するにいたる。されば衣服の地質のみか、裁  
縫にもかの吳漢などいふあたりの風輸入せりき。そのくはしき事は、古事記日本紀  
をはじめ、正史に散見するが如し。既にもいふごとく、男子の服色も漸々に、その制  
定あるに従ひ、女子もなほ何くれと變り異りありて、大寶の衣服令の頃ほひは、大に  
さかりを極めて、緋、紫、染、色など種々のもの見ゆ。深紫衣、淺紫衣、蘇芳、深緋、淺緋、  
綠、縹、紅など色々を用ゐ、また錦あり、縷あり、本書に就て伺ふべし。さて緋といふは、い

はゆるく、り染といふものにして是も奈良朝に到りては、綾纈あり、夾纈あり、龍纈ありて、大にたくみになれり。綾纈は今いふしぼり染なり、夾纈は今いふ板じめなり、龍纈は今いふ臘染といふものなり。繡は既く推古天皇の御代甚だ盛なり。さて又、古き衣に游須比といふものありて、男女通してこれを着たり。女子に用ゐしは、宮簀姫の歌にわがけせるおすひのすそに云々とある是なり。萬葉集三に、大伴坂上郎女の歌に、手弱女のおすひとりかけ云々とも見え、それよりこなた、大神宮式の御装束の中にも、帛意須比八條（長二丈五尺、廣二幅）また度會宮のには、帛絹忍比四條（各長二丈五尺）など見えたる、この名は襲と同言なるべければ、かの後世の婦人の被衣のごときものにして、頭よりかぶりて、衣のうへを掩ひて、下は襦袢まで垂るゝものなるべし。こは上古男女ともに、誰ぞと知られじとて、面貌を隠す料の服なる事大かた其着用する所のさま及び歌によめる意にて明らかなり。後には男に着ること絶て女のみ禮服のやうに、神をまつる時などに着るが如く、既く奈良朝の頃の風俗となりしなり。思ひあはずべし。

上に述べる所、太古及び上代女子の服飾の大略なり。男子の衣服は、いま少しく細かに

いひおけるものに参照して、なほ心得べきものとす。然るに東寺に保存する辛櫃に、天平年代の男女兒童遊戯の圖を考がける、いかにも古色掬すべきものあり。こゝに其一つを示すなほ上文に考へ合せて心得べし。此辛櫃の一方面づゝ、四面に彩色にて考がける、毬あそびの圖なれど、今はやつれて黒色のみ遺れるが如きも、此女少年は上衣、下衣ともに墨描なるが額髪に紐の如きものを結へるこの色のあかきは、薄く遺れり。萬葉集十一に、額髪結染木綿とあるは、恰も如此装ひしをいひしなるべく、蓋し上に寫し出つる、立女圖の如き、こぢたささまにあらぬは、何れか前何れか後ならん辨へ難けれど、或は男女ともに、少年の服装は、簡易なりしにもあるべきか、實に筒袖細袴を見るに等しき裁縫を以ても、奈良朝前



有職故實 (一一) 女子の衣服

より同朝の頃ほひのものなる風俗は、明かに察知せらる。なほ次々にいはんとする、嵯峨天皇の御宇このかたは、唐制に倣ふべしとて、とりどりに潤袖うるそでの衣服となりぬ。この少女の體男女の服制さしてきはやかならぬも古き風俗の徴證といひつべし。平安朝時代初期の中ごろよりは、最も男女ともに、服飾容儀をとりつくるひ衣服も漸く華美を極む。ことに女房は、重ね色目といふ事の風流をさそひあらそひて好み好みの色目、或は繡など、いとみさかりに行はれたり、其ありしやうは、紫式部日記、或は榮花物語、枕草紙の類にくはしくかゝげ、又雅亮まさあき装束抄といふ筆記あり、一名かな装束抄ともいへるが如く、かな書にして、この藤氏全盛の頃より、その雅亮ぬしが在世當時の、崇徳院帝ごろに係けていと委しく室内裝飾の概略より、衣服調度に及ぶまでの事どもを上下二冊にかきわけたる、頗る此道の要書などを研究せんには、よく其現在にわたる心地せんと思ふ、此他中古にわたる装束の書、枚舉に遑あらず。平安遷都後、嵯峨帝の弘仁十四年に詔ありて、大寶令遵行の式法を停められ、また朱雀帝の承平二年には、服御常膳等四分二を減ぜられなどの事ありて、一條帝の朝前後より、鎌倉幕府時代にいたりては、大に沿革ありしなり。されど凡そ女子の衣服の

品種は、男子の着類にくらべて、最も多からざるが故に、其變遷などいはんことも少すくき感あり、まづそのさかりに着用せしがたを圖式を以て左にかゝぐべし。



右職故實 (一一) 女子の衣服

これ女子の正服なり、正服とは桂袴つちばかの上から衣きぬ及び装まゐを着るをいふ、いはゆる男子の束帯たばたの如し。さて比禮ひれい、裙帯くろたひを装ひ、髪かみを結むすひ、釵さし子をさす、この頭部かしらつきを寶鬘たからくわといへり、如此かく装まゐひたるを物の具ぐをつくともいふ、即ち晴はれの服装ふくそうこれなり、此こゝ着用の次第ついでを舉あげむには、まづ內衣うちぎ、小袖こそでにあたる次に紅袴べにばか、即ち緋あまの袴はかま、板引いたひきなり、次に單ひとへ、地質ぢしつ綾あや赤あか或あるは青あお、色いろ次に五衣いつぎ、地ぢ綾あやにして文もんも思おもひ思おもひ定めず、これむかしは重かさね桂けいといひて、七枚ななまいも八枚やまいも或あるは十二枚じふにまいなどかさねし事ことあり、道長公みちながのこういまして、五六枚ごろうまいをかさぬるに過あぐべからずといひし事こと、榮花物語えいげものがたりに見ゆ、この後五枚ごまいを着ると定式じやうしきとなりしに似たり、次に打衣うちぎ、地ぢ綾あや、色いろは紅べに又また前まへ黄わう、文もんは次に表うら着は、文もんは定じやうめ、次に唐衣からぎぬ、地ぢ二重ふたへ織オリ物もの、色いろ文もんは文もん、板引いたひきに、次に装まゐを着はく、さて又またからぎぬは、男子おとこの袍ほろにあたるが如く、装まゐは袴はかまの如し、然るにひれくたいは後にいたりて用ゐる事ことなし、全く廢やぶれしにはあらで、この兩品ふたつ、装まゐに合併ごうへんして、その装まゐに附屬つづたる掛帶かきおび、即ち裾帶すそおびにして、引腰ひきこし、即ち領巾りやうきんなりしなり。

小桂こつちぎといふものあり、必竟かならず略服りやくふくにして、男子おとこの直衣なほしにあたるものにて、まづは正服せいふくの時のからぎぬに代用たいていして表うら着はのうへにこれこゝを着るなり、さて細長はせながといふものもあ

り、貴顯婦人きけんふじんつねにこれを服装ふくそうす、また汗衫あせなといふものあり、男女おとこともに衣きぬの下したに着はこみて、讀よみて字あの如く、あせとりなりしを、後のちには童女わらわ輩らこれを上に被おるものとなれり、檜扇ひのあふぎに様々さまざまのいろどり、又またかさね方かたなどありて、常住じやうぢゆう坐臥ざが婦女ふにょはかならず手てをはなたざるものなり、蓋かきし扇あふぎは古ふるく、これを使用しやうじゆす、小こうちき、かさみ、細長はせながなどは漸しだくに着用しやうじゆするが如し、されば舊ふるき圖書とくしゆには、その體ていをみるものすくなし。

時世ときよかはりて、平家へいけおこり、源氏げんじつひに一統いつとうせる事ことみな人ひと知る所ところなり、男子おとこの服ふくには多少たうしやう變動へんどうなきにあらず、婦女ふにょの服装ふくそう、犬いぬに異なる事ことなけれど、時勢ときせいやう／＼に殺氣ころしきを帯おぶるが故ゆゑに、優美ゆうびなりし趣味しゆみは、おのづからに遠とほざかりて、取とまといひし服装ふくそうの品しな々々など最も簡便かんべんになりしが如く、多く晴はれの儀式ぎしきを除のぞくの外ほか、小桂こつちぎをも被おらず、もとより五衣いつぎなど、たま／＼は上流社會じやうりゆうかいに於おてこれを装まゐひたれど、中等ちゆうじゆう以下いげはそのさまをこ

とにせり、次の圖ずゐは上等じやうとうに仕つかふる少女せうじやうのさまなり。

さて漸しだくに武家ぶけといふもの起たりても、京都公家きんぎよこうけの服装ふくそうに於おて、大かた後世ごせいにいたり、徳川幕府とくせんばくふころまでもその正式せいしは變かする事ことなしといへども、これよりさき鳥羽帝とりはてい、堀河帝ほりがわていの間まにあたりて、左大臣さだみじん有仁公あるにこうといふ人ひと、大おほに衣文いもんを修飾しゆしきして、後にいふ所の強つよ





装束はこの時よりおこれるなり。こゝに至りて鎌倉幕府の男子は質素を旨とし勤  
儉を専らに行ふ事毎に頼朝卿部下に制しければ、伺候の武人つねに直垂ひただれ、または水  
干を着し、烏帽子を冠れり。然るに侍さむらいひ郎等の類ひ、かのひただれの如き袖の長きは  
動作に不便を感すれば、これを厭ひ省くもの少からず、上に圖する所の少女のさま  
も大かたこゝにもとづくを思ふべし。されば庶人は、多く烏帽子袴を着けたれども、  
直垂、水干などの如きは着る事なかりき。婦女の家居の時は、男子に准して服装も最  
も簡樸なり蓋し外出するをりは、京都の婦人は笠をかぶり顔を覆ひ、つぼ装束とて、

表着のすそを上へをりあげ、小鞋を引まよふさまつぼまれるからに、此名ありしが、  
この鎌倉においても其さまをまなびて、常に顔面かほを露あらわはさず、市女笠いちめがさ、或は檜笠ひのぎがさなど  
をかぶりてこれを掩ひぬ。又鎌倉に於て建長五年幕府新令を出して、法家、女房等の  
装束を制し、五衣に練貫以下の過差を禁じたる事あり。  
また中等社會以下の間において、小鞋を被りてそれをつきといふ。これも其もと、  
顔を露はさぬ所より行はれしが、何となく大にこのすがた盛りになりて、専ら他



有職故實 (一一) 女子の衣服

出の装ひとなりぬ。此頃の風俗をうつし出せる繪卷に、多く見えたる所のありさま上圖の如し、蓋し市女がさ、檜笠などの類をかぶらて、たゞちに衣類をかぶりき。この風俗は、鎌倉の頃より後の室町幕府ごろにも及びたり、近代までも京都の婦人輩、がつぎといふものを襲ふも、この餘波なるべし。

さて鎌倉時代を経て、室町幕府にいたるも、公家の女装は大かたに大變異は無かりき。されば室町の將軍家は、僭上にも朝廷をまなびければ、なか／＼に女房の服装などの如き鎌倉幕府の質朴にはやうかはりて、華奢にちかづく趣きあり。さはいへど戦亂うちつゞく時勢なれば、大かたの武將の家にては、袴或は裳などの如き、長くまとひて簡便ならぬ服は、はぶかれ、たゞ桂ツツギを襲ふ事となれり、これしばらく禮式の時の服に用ゐて、うちかけといふ、正式の五衣、或は表着の如きものにあたり。その下に小袖を着し、帯を結ひて、この桂をうちかくるなり。此後は公武の間の服制大に異りて、武家にては袴、また裳の類をうがたず、小袖を着流し、帯も一幅ひとへの地質を六つ割にをりて、これを結びしを、八代將軍義政の時にいたりて、八つ割とすべきよし制を立られしが、行はれずして、その幅廣くなりて、四つわりとなりしといふ。

もとより時候の寒暑に應じてひとへあり、あはせありしは、中古のさまなり、後には綿をもいれて、さて其季節に應じて、着用順をも立られしなり。

戦亂うち續きたる後の世となりて、武家の禮服の概略は上にいふが如きも、足利時代このかた腰巻といふものを着せり、これその桂ツツギのかぶらざるものに似たり。本名張着はりきといふ、また尻切しりきりの稱もあり、禁中にては雜仕御ぞろしお榎えのすましなどいふ、下女房の着するものなるを、武家にては賤いひしからぬ婦女も、この腰巻こしをもつ。女官装束圖式にはつきな張着はりき冬は紅梅べにうめ裏白うしろねりう強つなりなり帯をせず、其上に精好の緋の袴を着用す。夏はこれを腰巻といふ、表白すゞし、縫箔金銀いろいろ文様をつけ、裏白き精好小袖の上のうちかけて、肩をぬいて腰にまかるとあり、足利家にては夏五月五日より着そむる事、年中定例記に見えて、袴を略することあり、後世にいたり、盛夏には、一般に袴を略し附帶つひとして幅のせばき帯をうしろにて結び、其上に張着を着て腰より下をまとひ、さて腰帶して肩ぬぎて、張着の袖の中に、附帶のわなを通して置く事とす。徳川幕府時代となりては、冬も袴を畧し、うちかけのみとなれり、うちかけといふは、上にいふ桂ツツギを打かけて着つるなごりならん。其うちかけには、織物、縫物などをもちゐ

て、裁縫は大かた小袖とことなる事なし。  
 又帯には夏は生絹すましの調製しだまを結び、組帯はなごやおびとて、一種の紐なまをもちぬしも、上流家はこれを思おもひて結むすばざり。次の圖様は織田豊臣の兩家時代、天正文祿ごろほひを経て、徳川幕府の初期、慶長・元和寛永の頃ほひに係る、美少女のすがたなり。



さて世の中追すがひて治り來るにあはせて、花美をもてあそぶ風俗となり、徳川の時代にはまた一種の風習なまはせ出來りて、かの元祿ごろに係れる、後に元祿風といふ所の又平の系がきものと傳ふるふりとなりしなり。さはいへど、この元祿風といふ

ものも、なほ兵亂の餘習をうけて、そのふり簡便を基本もととしたるが如し。

徳川幕府治世つゞきてかの江戸時代といふ頃ほひも、京都公家がたの服裝はかはる事さらにあらて、維新前まで猶同じ。諸侯がたの奥向には、追々京都の五攝家ごせつといふ家より初めて、大納言中納言など、代々世襲する家々よりも、嫁娶よめとりものする事となりて、其入來る婦人は、なほ京都公家ぶりの、正式裝束する奥向もまた、漸々に出來れり。されど然あらぬ家は正式といへども袴はかまをはかず、着きながしにうちかけを裝まふ事あり。  
 この圖様は、寛政前後の年間より文化ごろにいたる裝ひの一部分なり。



江戸近時の風俗は、大かた見知る人も多ければ、ことさらに誌すには及はざるべし。またかの平安朝の中期、さかりになり來し女装も、あらあら上にいひ續つくるごとく、其治亂の時勢に伴はれて、おのづから精粗美悪なきこと能はざりしなり。然るに維新となりて、女装の制度までにはいまだ及ばれざりしかば、或は京都がたにては、なほ従前のまゝに従ひ、武家にてはまた従前の着ながしなど、一定の式なく、まちまちと見ゆるをりから、明治十七年十一月廿七日、宮内省書記官より、奏任官以上の人々へ達したる書通あり、其うつしを左にかゝぐ、

### 婦人服制

#### 禮服

桂き 冬ハ地唐織 色目地文勝手 夏ハ地紗二重織 色目地文勝手

袴 地精好 色緋

服ふく 冬ハ地練絹 夏ハ地晒布

髪 垂髻しんげ 仕様勝手

檜扇

履下らした 袴と同色ノ絹ヲ用キル

沓

#### 通常禮服

桂 冬は地繻珍じゆん、純子じゆん其他織物、色目地文勝手 夏ハ地紗、色目地文勝手

袴 地勝手 色緋

服 冬は地羽二重 夏は地晒布

髪 垂髻 仕様勝手

扇 勝手

履下 勝手

沓

#### 通常服 判任官及 教員同

桂 冬は地純子綾紗 綾羽二重 平絹等 色目勝手 夏ハ地生絹

紗 紹等 色目勝手

袴 地色目勝手

有職故實 (一一) 女子の衣服

服 地色目勝手

髮 勝手

扇 勝手 履下沓同

右袷地文并色目ノ内左記ノ類用キルベカラズ

地文 共緯 雲鶴 小葵 雲立浦雲立浦外ノ文様に向ひ鵜鶴雲立浦外ノ文様

鳳凰文様の内目の長さ方

色目 黒色 鈍色 柑子色 萱草色 椴色

西洋服裝之儀ハ其時々違スベシ

着用心得

婦人服制ハ家族中婦女一般着用苦シカフズ

着用區別

通常禮服ハ 禁苑參入并夜會及ヒ尋常等其他適宜之ヲ用ル尤公私禮服着ノ場

合通用ス 通常服ハ平常適宜之ヲ用ル

### 一二 甲 冑

「甲冑といふものは、事しある時一身の全體を固め守るべき必要の器にして、上下にこれを取よろふが故に、あはせてよろひといへり。源順朝臣の倭名鈔といふものに録し出たる、其十三の卷、征戰具の條下に、甲、唐韻云、鎧丘蓋切和甲也、釋名云、甲者似物之有鱗甲也、とあり。こゝにもしるすか如く、鎧と甲と同物なるをも思ふべし。さて甲は加和良カハラとうちまかせて訓めり、カワラとは圓丸カハならんと或人はいへり、さるは身體をかこむ故に名といふ、猶考ふべし。また與呂比ヨロヒは、全體を具足ヨクふ故なり、支那もなほ同しき意味にして、釋名卷七の條下に、鎧猶豷也、豷堅重之言也、或謂之甲似物、甲以自禦也、と見え、唐類函卷百十五甲の條下に、漢李尤鎧銘曰、甲鎧之施、扞禦鋒矢、尙其堅剛、或用犀兕、内以存身、外不傷害、など見えたるを思ふべし。さて甲は冑に對する時に與呂比加夫登ヨロヒカハトといひて、加和良とはいはず、後に應神天皇の時にいたり、此訶和羅の事あり、なほ順叙に従ひて其所にいふを参照すべし。

冑は加夫登カハトといふ、順倭名鈔にも卷十三、征戰具の條下に、冑、說文云、冑音由和名、首鎧

也とあり。その加夫登とは頭蓋なるべし。いはゆる頭を蓋く所以なり。支那にても此意味なり。狩谷望之が箋注倭名鈔卷五に、王念孫が説を引て、皆之言。幃也。廣雅。幃覆也。徐言之則曰兜鍪。兜鍪者擁蔽之名。鍪者覆之稱。と見えたり。思ひ合はすべし。

本邦にて、上古甲に用ゐるものに三種あり。鐵革、綿なり。この他絹にて作るもの、後世儀式に使用ふ。この甲太古に既に用ゐられし證據は、常陸國風土記の信太郡の條下に、古老曰、天地權輿、草木言語之時、自天降來、神名稱、普都大神、巡行葦原之中津國、和平山河荒梗之類、大神化道已畢、心存歸天、即時器仗、乃川惡川、甲、戈、楯、劍、及所執玉珪、悉皆脱履、留置茲地、即乘白雲、還昇蒼天、と傳へたるをおもふべし。國々を巡行し給ひし時、必この甲を着たまひし事明かなりとす。

按するに、太古の甲は、革を以て製りしものならん、いまだ鐵工の業あらざりしを以てなり、さればまづ革甲に起り、次に鐵甲の製ありと知るべし。蓋しては本邦のみにあらず、支那もなほ然りしならん、周禮夏官司馬第四周甲の疏に曰く、言甲今之鎧者、今古用物不同、其名亦異、古用皮謂之甲、今用金謂之鎧、從金爲字也。と見えたり、また事物紀原卷九衣甲の條下に、太白陰經曰、蚩尤割革爲革甲、革甲なり、即などあるを

以てかくはいふなり。

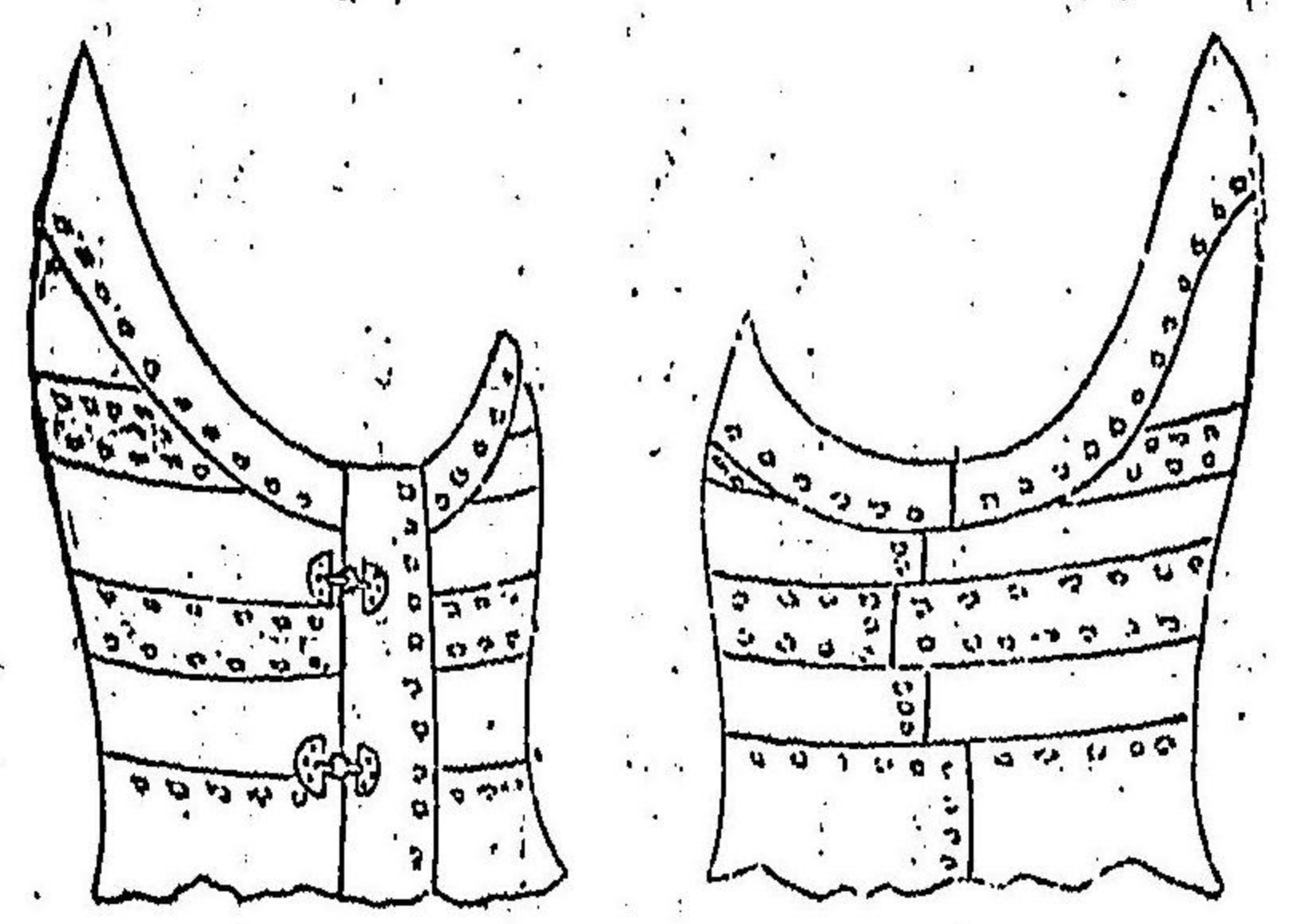
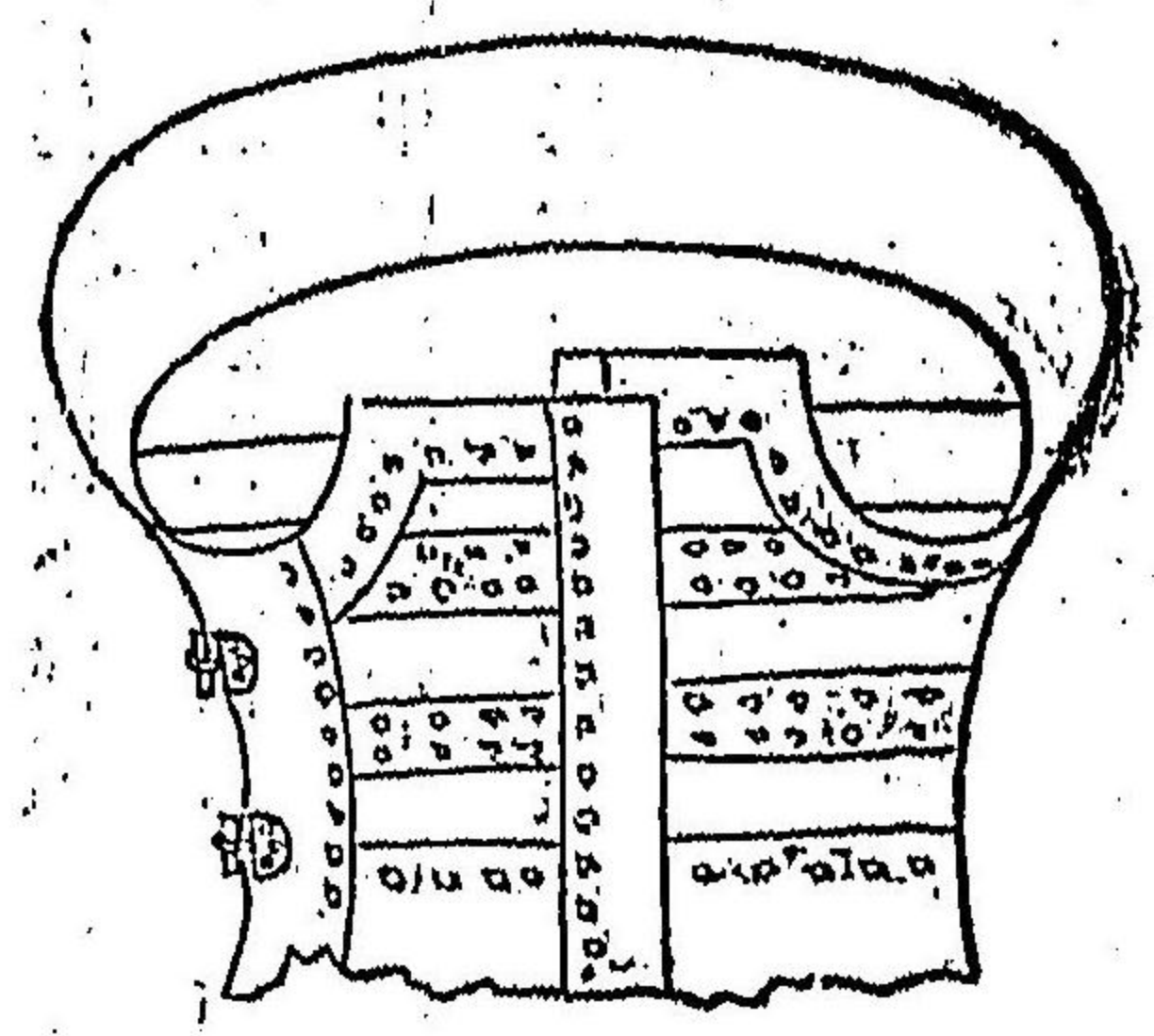
神武天皇日向の高千穗宮より、大和の地に還御し給ふ時、久米部兵士を率ゐ給ひし事なれども、其もと還都し給はんと、の叡慮なりし故に、甲冑などの兵器を製造して、不虞に備へ給はたとの御事はなかりしならん、されば古事記日本書紀ともにさる文なし。然れども乙卯年春三月、吉備國に入給ひ、行宮を起し、高島宮と曰ひ、積三年間、備舟楫、蓄兵食、將欲以一舉而平天下也といふことあり、これ大和國民の、或は拒き戦はんなど風説ありし故に、非常の御設とありて、弓箭刀棒など製らせ給ひしにか、蓋し兵食とある兵のうち、甲冑はあつからしもの、にやあらん、また甲寅年十月の條に、天皇親帥諸皇子、舟師東征とし、るを按へば、これ最初の叡慮にたがひて、已むを得ず、兵革を用ゐ給ひしうへより記する文なるべけれど、前後を合せ、てなほ甲冑を使用ししものとすべけん、さらば其甲冑は、革なるべきか、鐵なるべきか、能く考ふべきものとす。石劔頭椎等の事は、刀劍部にいふべし。

緩靖、安寧、懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化の八天皇の御間は、兵革の記事にあらざれば、神武天皇大和の迷圖の人民を鎮平し給ひし後、全國の人民よく皇命を遵守せしこ

とも明らかかなり、此間に工鐵の業も漸々ひらけし事論するに及ばず。海外交渉し給ふ事は、既に開化天皇の御代の末ごろより初りたるが如きも、神武天皇以後、この九代の間は、全國の人民みな能く皇命をうけ尊みて治りたるが故に、兵革の事なかりしも、十代崇神天皇の御代に至り、民族の動搖する事の出來て、この甲冑といふものを使用はせ給ひし事は、御紀の文意を味ひて知るべし。さるは或有背叛といひ、其勢難以徳治とあるなどにて明かなり、さて又この御代、世にいふ所の四道將軍など、定めて甲冑を使用ひし者なるべきは、丹波道主命四道將軍の一人の父君日子坐命は、甲を着給ひし事、丹波國風土記、甲岩の條に、甲岩者、古老傳曰、當于御間城入彦五十瓊殖天皇御代、當田國青葉山中、有土蜘蛛曰、陸耳御笠者、而無狀賊人民、故日子坐王奉勅來而伐之、則到丹波國、與若狹國之堺之時、甲冑鳴動、以顯光耀、如燃、有巖石、形貌甚似全甲、因名之、將軍之甲岩也、と見えたる、思ひ合すべし。されど其甲の製作は、いかにりしか判然しがたけれど、當昔さか既に金屬なりしならんとおぼゆるは、甲冑鳴動とある、これ物に觸れて音をなす謂なればなり。又十二代景行天皇の御代には、熊襲の人民或は東夷など叛き奉りしことあるを、征討し給ふに従ふことも、肥前國風土記、長

岡神社の條に、昔者、經向日代宮御宇天皇、自高羅行宮還幸、而在酒殿泉之邊、於此薦膳之時、御具甲鎧光明異常、仍令占問卜部殖阪、奏云、此地有神、甚願御鎧、天皇宣、實有然者、奉納神社、可爲永世之財、因號永世社、後人改曰長岡社、其鎧貫緒悉爛絕、但冑并甲板、今猶在也、と見えたる、この甲冑は、天皇の御物なるが、これも革にあらず、なほ金屬なることは、甲板といひ、光明異常など見えたるを以て明らかなり。此御代、かの日本武尊の東夷征伐の時の條に、是以卷甲戡戈云々とあるなど、能く其ことの實際を察知せらる。また十、五代應神天皇の御代の事、上にも略いひしが如く、古事記中卷、同天皇の段に、於是其兄王子大山宇皇隱伏、兵士衣中服鎧、到於河邊、將棄船、中略、於是伏隱河邊之兵、彼廂此廂一時共矣、矢刺而流到訶和羅之前、而沈入、故以鈎探其沈處者、繫其衣中甲、而訶和羅鳴、故號其地謂訶和羅前也とある、これも金屬製の甲なる事、鳴といひ、鈎を以て探るなどあるを以て明かなり。十六代仁徳天皇の御代の古物は、其實品を拜見して、能く心得らるるは、明治五年八月雨ふりつゞきて、九月七日和泉國大鳥郡百舌鳥耳原中、陵、即ち此天皇の御陵、世に大山陵といふ南ののぼり口破崩くずれて、御石棺柵出現あらはれたる、その石柵中に收藏たくわられたる甲冑、及び直刀の破殘廿餘本、外に玻璃器の破

殘などを拜見せしが其甲冑甲は鐵を寫取りて、後世の考證にあてんとす、もとより不日にその御營繕をいそぎ終へて、原の如く埋藏すれども、いとかしこくも寫認めたる其大略圖、左の如き鐵製の甲なり、次に出すは固り天皇の御料なる事、何ぞ疑ひむ。甲は横に鐵板をかさね、疊みかけ鐵鉞にてこれを綴合せ、左りまへに前にて合せたり、さて圖の如く右手にて丁つがひをつけ、着用の便とす、凡そ今世間にかゝる徵證の確實なるものは、この甲冑を以て始めとすべし、此の前後の年間にも、鐵製銅製の冑なきにあらぬ



どみな其何年代の物たる事たしかならず、たゞ其製作のかたちによりて大よそを鑑定す、仁徳天皇の崩御は、八十七年とありて、本年にいたり千五百數年のむかしを見奉るは、實にかしこき事ならずや、又此冑と全く等しき銅製の物、これも明治廿四年六月、千葉縣上總國望多郡河清村、大字祇園といふ所にて發掘したる、甲冑ともに現今帝室博物館の陳列品となれり、甲も銅製の小札こざねにして、かの仁徳天皇御物に准據てこれを按へば、いづれにも千五百年以前の古物なる事疑ひなかるべし、蓋しこの祇園より發掘の者には、別に鐵製の小札いと多くあり、その銅製の者は、次に圖するが如く、革にて綴ぢ合せたる、其まゝ固着し、その革も銅化せるに似たれども、鐵製ばさびつきて一塊々となれる、何れも其甲の全體を存せざれば、いかなる趣形かたちなりしにか判然せざれば、なほ前後の甲體を以て想像して、或は今の製作にある所の小札製に似たらんには、恐らくは仁徳天皇よりは後代ならむも測り知るべからず、其小札をつゞれる略圖は、後に出し、こゝに冑の圖を示す。

上段に審す所、即ち仁徳天皇の御物、銅製にして銅版を鑿さまにかさね、疊み、其横さよこさまに巻つけたる銅に、ビラビラ金物といふべき飾りありて、實にたくみを極め、眉庇まゆび



にも、わび炭手と後世

稱ふる彫りあり

又今八幡坐とい

ふ所に、五輪立の

かざりあり、驚く

に堪へたる意匠

なり、下段に寫す

所即ち上總國祇

園より發掘の物、これ

も銅製にして、上の

仁德帝御物にまさ

りたるこまかき彫物

あり、實に奇觀いふべ

からず、仁德帝御物

は、しとろ鏝も具備ふれど

も、祇園の方は、か鏝をか

く、これも眉庇の有か

た、仁德帝御物によく

似たり、この二胃の現

在の飾置を按ふるに、

戎具のかたにはあら

で、儀仗ならんも測

知るべからず、次に

いふ所の甲製に思ひ

合すべし。

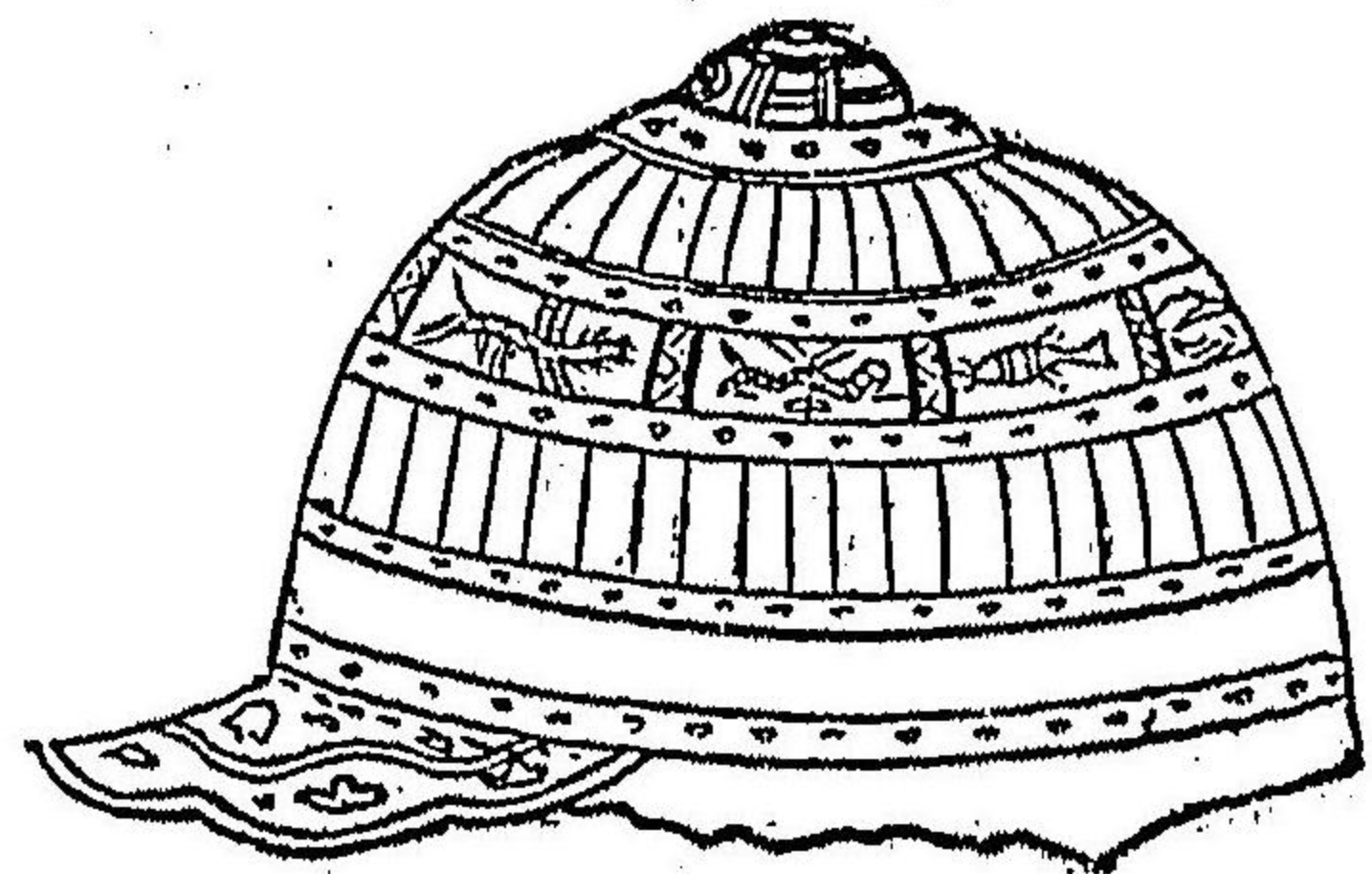
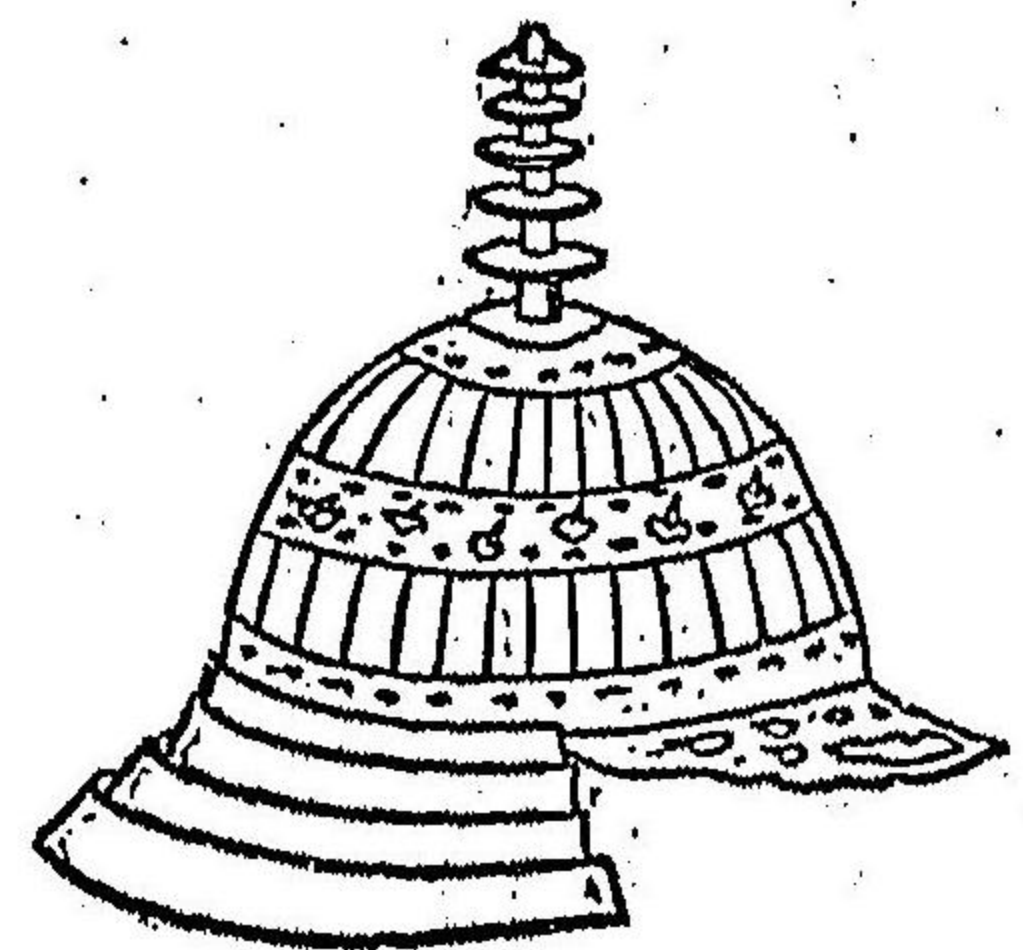
甲の鐵製にして、鐵

版を横にたゝみかけ

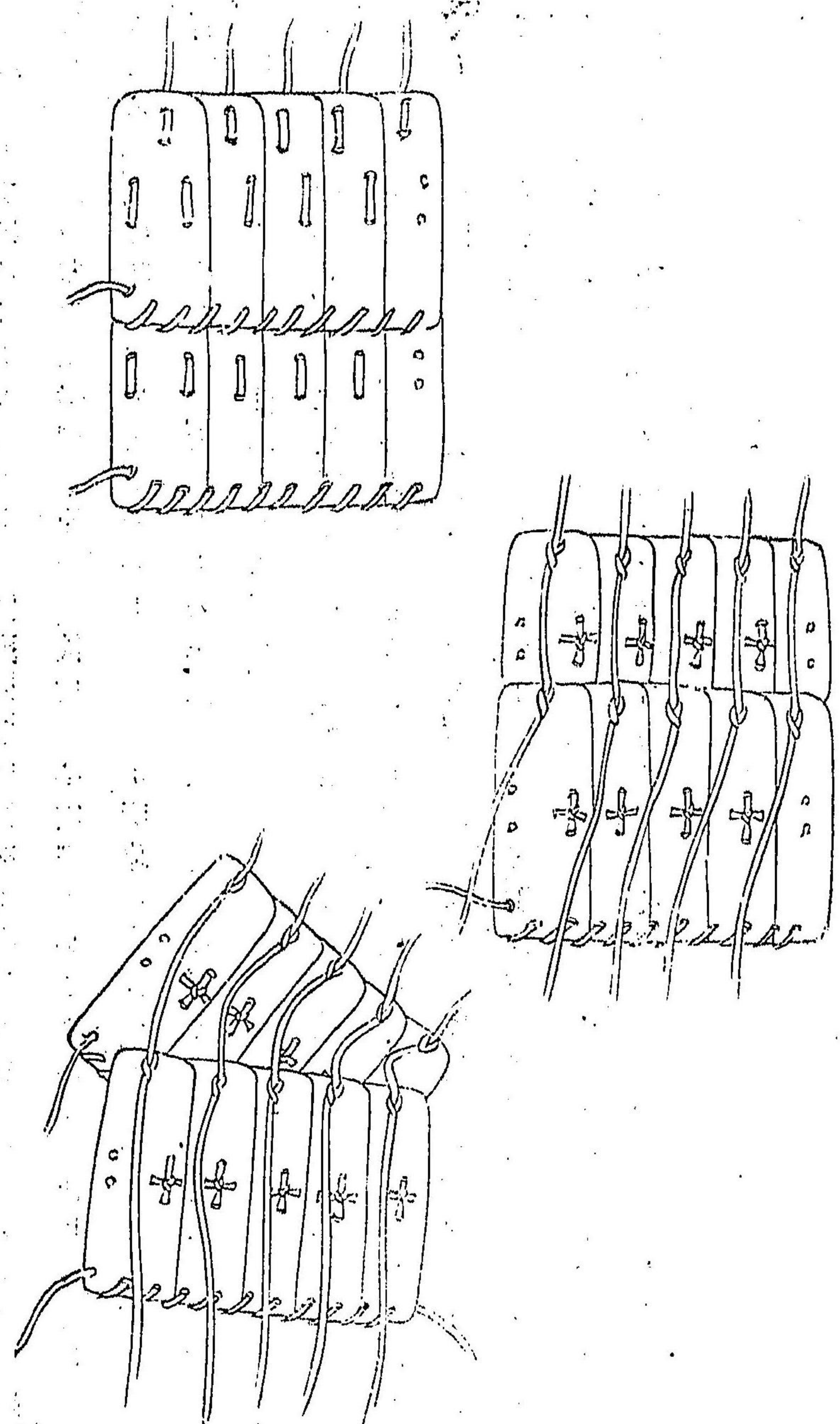
たる物は、諸方より

發掘する數種ありて、

圖

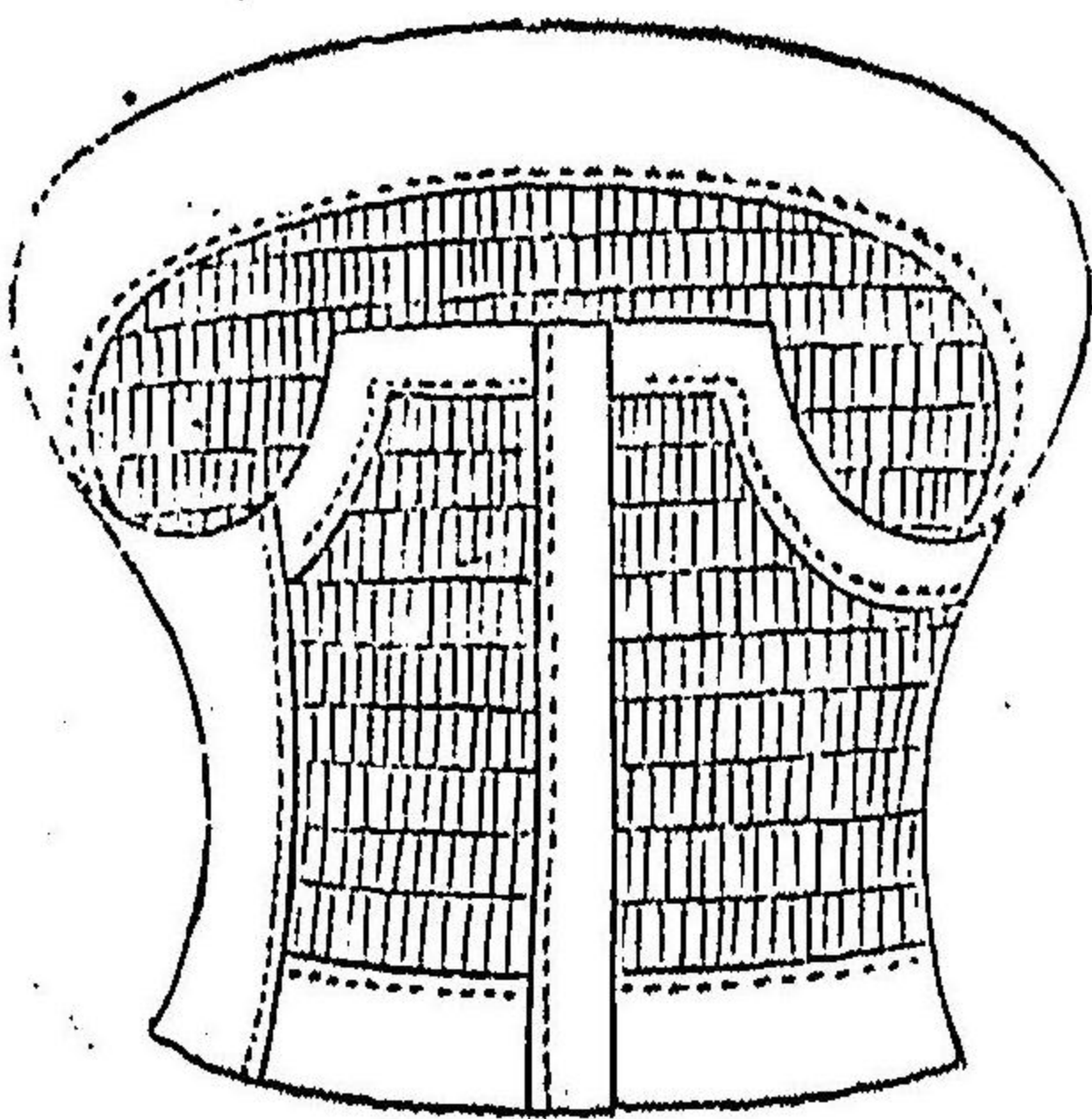


を以て示すに及ばず、大かた上の仁德天皇御物を比準して、心得べきも、鐵製の胃あるを按へば、戎器には鐵製を使用ひ、儀仗には銅製のかざりあるを使用ひしにはあらざるか、或は時代に於てこの差別ありしか明瞭ならざれども、後世にいたりても、行軍また首實檢などに、大鍬形附のがふと、大よろひなどを着用するが如き趣致ありしにもあるべし、なほ能く考ふべし、さて銅製の小札、今は二枚或は三枚など、たまたま革の銅化して固着のものあれど、多く一枚となりたり、この固着せるものと、原品に小穴あるとを取あつめて、試みに綴り合すれば、左の如き表裏の圖となるべくおぼゆ、今も家地とて、裏背に布を着くるなり、しか製造せしか大かたかの掛かよるひとて、御即位の式服に武官の着るものなどを思ひよせ、又樂寶庫の御物に短甲といふものと、掛甲といふものとある、みな鐵製の小札のみ遺れるなどを考へ合せても、小札製の甲は後のものならん。



上にいふ所の奈良正倉院御物の短甲、桂甲の事は、天平勝寶八歳六月廿一日に記録する、東大寺献物帳に擧られて、御甲壹佰領とある中に、短甲十具、各別冑一口、甲一領、行膝一具、覆臂一具とかき出して、一具々々に其色目を詳しくしるし、桂甲九十領とありて、このかたには、其冑以下の品目なきを按へば、かの壘みかくるが如き銅小札は、必短甲に屬するものなる事、上にも略いふが如く、今も正倉に鍔質の小札がたの殘餘多かるを、拜觀するにても明らかなり、さて其みじか甲は、舊き製作は論ふに及ばず、堅實に身體を掩ひ、はた挂甲は、屈伸自在を主とし、多く冑を具せず、使用せしもの、又短甲は、其はじめは後世にいふ草ずりはなかりしことなど、今屢出る所の發掘品、上古の鐵甲を觀て察せられ、挂甲はくさずりありし様なることなども、發掘品の埴輪の土偶の着用ぶりの大略式に徴して、略伺ひ知ることを得べけん。かの上總國清川村にて發掘せし所の鐵質の小札は、布にて纏めつけて、かたち造りをせしこと、鐵化する布め所々に多く固着するを見て、明かなり、されば短甲、挂甲は、かつものとなりしが、如き製作ならんか、試みに圖様をつくらば、下の如くならん。また鐵甲に一種奇形のものあり、嘉永七年二月の頃阿波國に於て霖雨ありてのあ

がり、廿日といふに、勝浦郡田之浦村の山中に、老松生ひならびし邊り崩れかゝりて其老松一株くつがへる、根もとに挟まれて金色ちらちら見ゆるを怪しみ、村人能く探ぐるに、古き甲の胴の破片二個を得たり。一は凡堅一尺二寸七八分ばかり、横わたり廣き所にて凡一尺、狭き所にて凡七寸弱、或所にて六寸ばかり、後背の朽遺りと見ゆるが、三枚がさね鐵の堅板一枚、胴にして、銅質鍍金せるものを着せたる、其さま上部尖の鱗形を、所々鋸にてうち附たる、左右斜方尖より凡二寸五分ばかりづゝ下部の横なばへ凡四寸ばかりの全形、或は破損等三個を幅七分ばかりの筋がゐにて押へたるが、これも猶銅質鍍金なり、其鱗形は世にいふ三鱗の大きやかなる文様に等し、蓋し甲の全形を見る事能はざれども、今一個の破片は前面あはせめの半部と見えて、堅凡五寸ばかり、横凡四寸餘、これにも鱗形一個の銅質鍍金を遺はるを、あはせて、大體を察知し、その上古甲なることは明かなり。



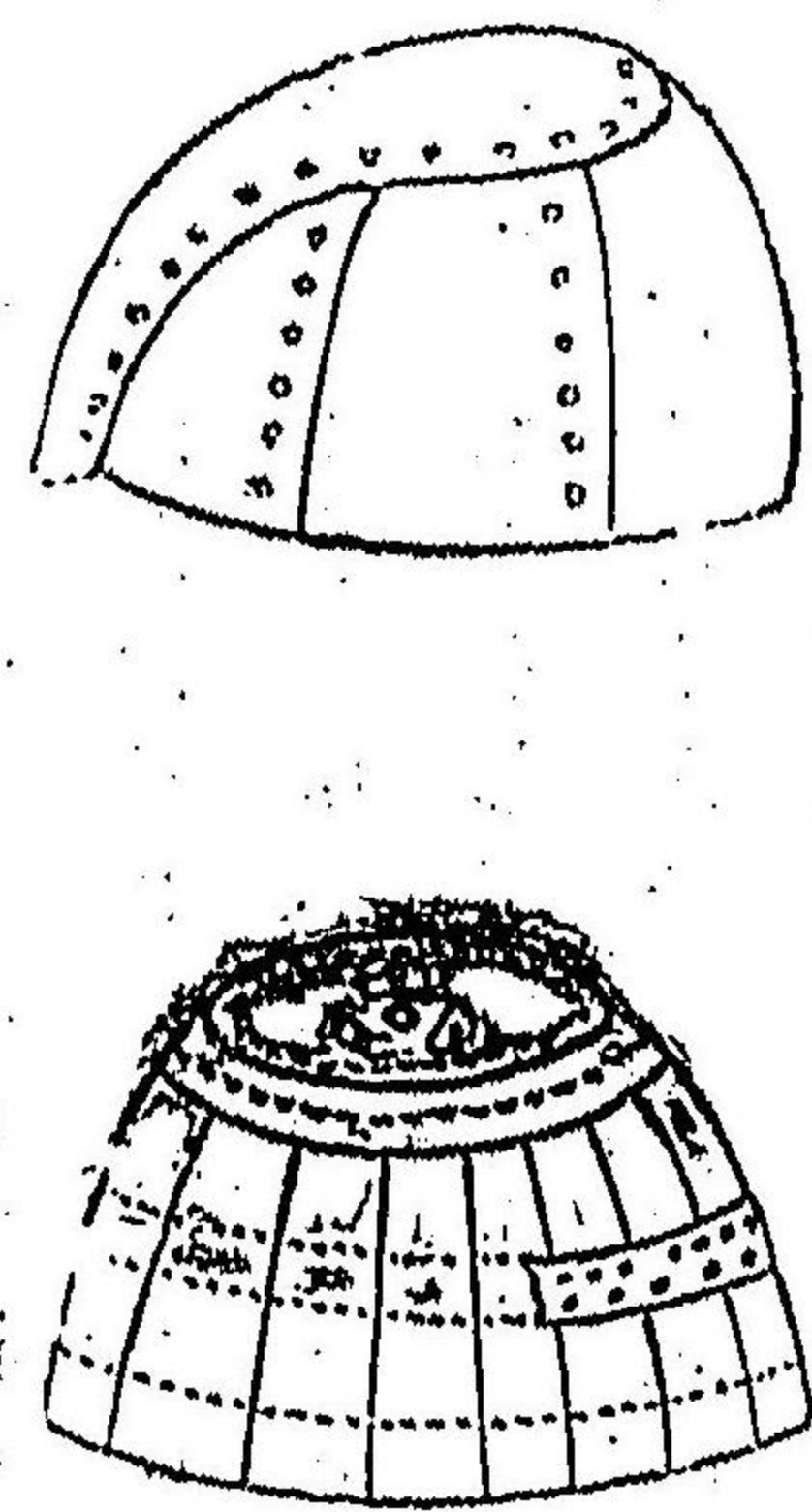
倭名鈔に引用せし、釋名に、甲者似物之有鱗甲とある、支那の語を思ひ合せらる、なほ鐵甲は、追々諸國より發掘せしもの、多く博物館に陳列せられたるを見あはせて、能く其現狀を辨ふべきものとす。

又一種綿甲わたのよろいあり、こほもと外邦より傳へて、本邦にては續日本紀、天平寶字六年以來、仁明天皇承和二年間にも、こゝにて製すること、續日本紀及び續日本後紀に見えたるが、これ近き世までも朝鮮にて使用せし物と、大かた同じき造物と見ゆ。

また古代彫刻の木像こくりつざう或は繪畫などに見る、四天王、または十二神將、眷族類などのいかめしき武裝を、世俗は一言に毘沙門びしゃもんよろひとあざなして、遙かに外蕃の風姿なるよしいひ思ひし人情なりしも、本邦上古の甲冑は、恰もかの毘沙門鎧の有さまに似通へる式なる事、いま上下にいふ甲冑のさま及び略圖式を見て、後世の式と大に異なるを辨ふべし。さて後世の鎧式の、胴の上部肩より打かくる綿わたカミといふ物、上代にもありしが如きは、武藏國埼玉郡上中條村より發掘の土偶の姿態に見え、又其冑と甲の胴のあはひ頸筋くびすぢの防ぎには、いはゆる毘沙門甲の首輪くびわなどともいふべきもの、今の鎧式の左右のワタカミに屬る障子板といふ者を、首のめぐりに丸く

めぐらしめたるが如き、一種のかな物もあり、これは必甲の下に着こみじ服のクビに屬し、その服は腐朽し、金属具のみ遺りしなるべし。従前は諸所發掘の時、不注意なりしかば、其金属具多く破損して、何とも名狀し難きものとなり、たゞ甲冑のみ判然たりしが、近年はその發掘の時に際し、大に心を用ゐるが故に、種々こまかなる物も見出す中に、この首輪ともいふべき器具をたまたま得る事ありて、はじめに其要害のよくとゞけるを想像りぬ。又冑の中にも、眉庇を別に屬けず頭なりの真中よりひきのべ及べる鐵板の其端を少しく垂れ下げて、眉庇となせるが如き製造あり、此類にも大同小異のものあり、博物館陳列を見くらべて能く心得べし。又略圖の如き頂上をうちひらめたるものも見ゆ。

上にいふ短甲掛甲等も、追々時勢によりては、その掛甲は多く儀仗のものとなりて、近代までも御即位の大禮の時、武官即ち大將中將少將などの裝飾となりて傳へ、短



甲は、もとなかりし草摺を、掛甲に准へてこれを附加し、兵仗品となりし如く、其大よそは察知せらるれども、上古の甲冑全部嚴正たる有さまを具備へざれば、きはやかなる事は知りがたし。かの樂翁侯の集古十種といふものの中に、此甲冑部をも併せ載せられたれど、其品類は品類として、眞偽混淆の弊を免れざるのみか、圖はありても其説明なく、况んや中古以來の物具に止りて、此用具の沿革を知るによしなきは、大に遺憾とする所なれば、その甲物にして、今もたしかに其實徴を得たる古冑一二をまづ記し出ぬ。

上古の甲冑、今實徴するものは皆金属なり、されば一切に鍛部といふ職これを製造せしが、其後は兵庫寮の官工等、これが製作を主どり、また諸國に課せて造進せしめし事など、大寶令、或は延喜式など、其職員の制度をしるせる書はいふもさらなり、歴然たる正史にも散見せるを見て、概略は察すべし、また草甲を造る事にいたりても、猶上にいふものの如く、准して明かならん。さて追つぎて時勢降り、かの武家といふもの武門の名家など、世間に稱するころとなりては、いよいよ堅牢の甲冑を製造させ、朝家を守護する要具とし、いはゆる平貞盛の唐皮、藤原秀郷の室丸、平石の如き源

氏の月數、日數、源太の産衣、八龍、澤濁、薄金、楯無し、膝丸等の如き、みな當時にありて、最も名たかきものながら、此頃は兵庫寮も衰廢し、官工などあらざる頃、ほひ民間に專業者ありて、これを造るに牛革を以てし、或は鐵札をまじふるものもあり、蓋し上の如き有名の具なれども、其作者の名は今に傳はらず、集古十種にも、この邊の事はこまかに記されず、然るに世間に傳へて明珍家といふものあり、其系圖を見るに、武内宿禰より出しよしにて、世々甲冑鍛鍊を業とし、至尊の御物をはじめ、代々の武家用具にいたるまで、この明珍一家にして製造せりと記せども、こは大なる偽作なる事は上古の事實はさておき、藤氏專權前後などの様式すら、その材料も知らざる凡庸人のかけるものなれば、大に注意あるべきものなり、されど足利季世時代大亂に際して用ゐ來る鐵甲を造るを主とし、鍛鐵の枝に秀て、槌おこし、板物などいふ甲冑をおもに製せしなり、また甲冑師の家に春田といふあり、岩井といふあり、これら中古以來の家がらながら、近時までなほ盛なりき。

さて甲冑を具足といふは、舊はこの一部の名にあらずして、すべての武器をそなへたらはせる稱なりしも、その重なるこの甲冑にうつりて、一稱の如くなる、又よろひ

といふも、身體によるひかくる故の名にして、これはたもと甲冑のみには限らざりしことなど辨如すべし。

古代の冑の形は、上にしばしば圓をあらはしたる如きものにて、今も大圓山ととなふる様式なり、さるば前後左右の別なきが如く圓くして、まづ其なり淺き方なり、然るに追て後世にいたりて、前後の徑稍左右より長くなり、其前後を高くし、左右低きものに造りたる、これ打撃の力に耐ふる事となして、この様式あり、或は後方を高くなしたるは、進み入る時に、俯してものする便に供せしなり、又鉢は上部を窄く、下部を廣くせる、鐵板を連續して作るをつねとす、さてこれを綴合するに、鉾をもちゐるなり、この鉾を星といひ、特にその鉾頭の大なるを嚴星といふ、これみな後世の種なり、又其前額部の一間、或は數間をば別の地板を付け、又は鑄垂といふものを附けたるを片白といひ、前後ともに此式なるを二方白、左右に地板鑄垂などあるを、四方白といふなど、すべてかゝる名稱は枚舉に遑あらず、凡そかゝる中古以來の圖式は、皆集古十種に擧られたるを覽て知らるべし、なほ鉢にも明珍家の命名なりとて、上にいふ大圓山といふあり、また前勝山、或は後勝山、また平頂山、また天谷山などの各種

あり、上にいふ星かぶとに對して、星なく單にすぢがねを以て、その鐵板の連綴を押しへたるものを、筋かぶとといふ、南北朝ごろほひ出來、かゝる名稱特に多し、眉疵は上に圖様をしめせるがごとく、古代さまざまながら上古の冑はまづ淺きが如くなるが故に、大ぶりに造れるを、後世には鉢ふかくなりしからに、眉疵淺くするなり、さてまびさしには、大なる三個の鉢を釘着にせる故に、これを三光の鉢といふ、また、鉢形といふものを着く、中古來のものにして、其用たる所は武勇をかゝやかす觀を添へむとて、多くは獅頭の形をなし、其角のさまを銀杏葉形に作りなしたるが、全體よりこれを見るに、鉢の頭に似たるによりて、終に鉢形の稱となれるが、其ものはこの鉢形と臺と、眉疵の表に附きたりしが、後世臺座のみ眉疵に付けて、鉢形は別に挿し入るものとなれり、又獅子なきものは、後世種々のものをさして、前立物などいふ稱を附することゝなる、又この鉢形は母衣を支へて矢を防ぐ用にあてたりともいふ、猶附會の説のとりく、あれども、みな信ずべからず、またかぶとの頂上に穴あり、八幡坐と後世いふ者、これ頂邊といひしを、いまもテヘンと云、蓋し八幡坐はその頂邊の穴をかざりたる余物をいふなり、これも古代のかぶとは穴大にして、その穴より鬚

の毛、或はかぶと下の鳥帽子のさきを引出したる事もありき、かぶとに笠印、鉢あり、又鉢の中には、韋片のみ貼附して、そのかぶり加減を試みしを、稍々後世にいたり、其裏革をうけて張りたるからに、うけ張りの名起れり、又鞆といふは、腰卷の鐵板より着けたるものにて、三所、或は四所、鉢にてうちつく、通常は五枚下り、これを五枚しころといひ、四枚、或は三枚もあり、古代のものは後世まんどらしころと名つくる物に似て、其下端は方形にして、綿嚙を被ふが如きかたちなり、これも戰鬪のうつりかはりによりて、他の物の具とともに沿革ありし事、いふに及ばず、又眉疵の左右即ちしころの端に、吹かへしといふものあり、上古と後世に、其形大小廣狹など、みな沿革あり、後世長大となれる今見るが如し、  
よろひの名稱には、胴といふあり、草ずりといふあり、脇楯及び袖といふあり、柄楯といふあり、鳩尾といふなどを具足し、小札より成りたち、これに金其ワタカミなどを取つけて形をなせるが如く、中古以來定まれり、さてこの鎧といふには、其所々に種々の名稱ありて、最もくくだし圖式に就きて了解せざる限りは、徒勞に等しかるべけれど、まづ大概略をこゝにいはん、に、胸板といふは、胴の前面最上部、鐵板より成

りて、染韋にて包むものなり。高紐は、胸板の表面、又は裏面より左右共に組緒の縮を出して、ワタカミの手先の縮とかけ合すなり。弦走は、胸の前胸板の下を、染韋にて包む、弓射る時に、弦が小札の頭に支へられざらんが爲の用意なり。脇板は、左脇のかぶき、胸の上部に着るものにして、形状胸板に同じ、これ以下左脇の全體を弓手の方といふ。ワタカミは、肩下にあるか故に、カタカミといひしをワタカミと誤れりといふ。古くは鐵製にあらず、左右共に手先と中程とに、二の韋緒の縮を出して、袖の中緒及び前の緒を結び付るものなり、其の手先には縮ありて、胸板とを取合す。障子板は半月形の鐵板にて造り、内外ともに染韋にて包む、自身の袖の冠板の手の働きにて、頸を叩くを防ぐための物なり、されば胸丸腹巻などの袖なきものには障子板あることなし。押付は、ワタカミの後方、肩より背部にかけて押付るによりて此名あり。逆板は中央に、大なる鑲を打ちて、總角づけの鑲といふ、あげまきを付て、其縮に袖の後の緒及び水吞の緒をひかへて、前方へ逸せざらしむるの用とす、これも胸丸腹巻等にはあらざる所なり。引合は、胸の前後を右脇にて給ひ、合はす故に、此名あり。草摺は、胸の下端より垂れたるものにして、下肢の上部をおほへり。脇楯は、鎧の引合せの

間を塞ぐためにして、古代の短甲挂甲等にはなかりしなり。袖は正式のものは、冠板ともに八段なれども、古代の大札の者は七段あり、最上部の板は鐵にて作り、粧飾等胸板に同じ、これを冠板といふ、此袖の一段の札より下三段目の後方に鑲を打ちて、緒を付く、これを水吞の鑲といふ、それより附たる緒を、水吞の緒といふ、さてこの用は、袖の前方に越すを制するためにして、此緒なき時は、袖の胸のあたりに揺り越す事のある故なり。左方の袖を射向けの袖といひ、敵對して進む時、揺り翳して矢石を防ぐ用をなす。右袖には裏面の後縁に染革に付く、籠手摺の韋といふ。栴檀鳩尾は、ワタカミの手さきより、高紐の邊にかけ垂る、左右同形ならず、右を栴檀といひ、弓をひくに支はるを以て、袖の形の如きものとし、屈伸自在ならしめ、左を鳩尾と稱す、上古の鎧は、胸板を狭くし、左右手の働きを自在ならしめれば、胸板の左右のはづれを塞ぐために造りしものなり。籠手は、上古手纏といひ、また覆臂ともいひて、かの短甲に具したり。脇當は必ず騎射盛りとなりて後、造りしものならん、馬上にて用ゐるものを、大立舉脇當といふ。喉輪は、頸廻りの下、即ちのどより胸板の上部を被ふものなり。膝鎧といふものあり、古き物ならねど、平治物語繪卷に見ゆ、南北朝ころよりこな

たには稍行はれしが如く、後世は佩楯はいたてと稱して一般行はれたりき。よろひの一種に、胴丸たうまゝといふものあり、式正の大鎧、即ち佩楯あるものに對し、胴を丸く圍む形なるから此稱あり、袖の設けなけれども、肩の防ぎに杏葉きょうようと名付るものを着け、輕便のかたには今の鎧にかへて、大にこれを用ゐしもの如し。胸板は鎧に比して却つて大きにして、梅檀鳩尾などいふが如き設けはなし、鎌倉盛りのこのかたに至り、鎧漸くすたりて、多くこの胴丸、或は腹巻といふものを將士も用ゐたり。さて鎧と此胴丸との區別は、これには、弦走、及び梅檀鳩尾、脇楯、逆板などはなし、又ワタカミの背部、鎧と異にして、草摺八間なり、又後世にいたり、壺袖うすそでを付る事もあり。腹巻はらまきは古くより有て、護身のため衣裏に着け、又鎧の下に着こみし物なれば、杏葉もなく、背も省きしが、後世にいたり、表に着して、袖及び兜をも添へ、背板といふを仕出して、俗に臆病板ともなつく。鎌倉時代より大に流行して、今も存するもの多し。腹當はらまきといふものあれど、南北朝時代以來のものならん、臨時非常の際など、簡便に所用せしが、又後に戰場にもこれを用ゐたり、或は馬上の時に着せし圖を見る。よろひの威毛おどしといふは、小札を連綴し、又上下を聯ぬるものをいふ、もと貫緒くわんじゆといひ

小札に緒をぬき通す故に緒通じゆとほしの言、即ちおどしと誤りしものなり。上古は韋を用ゐ、後に組絲をもつかひて、其絲の色目により、何色おどしといふ事となりし也。



○本朝軍器考

(十二册)

新井白石 著

此の書は旌旗矛戟より甲冑弓箭等に至るまで本朝武器の制度を考證し沿革を擧げ一々之を圖示したるものなれば軍器を調査せんとするものゝ一讀すべきものなり

○本朝器考集古圖說

(二册)

新井白石 著

神社佛閣等に秘藏せる古代軍器の圖說なり

刀劍鉞及び弓箭

前回には其一身の全體を固め守る必用具たる、甲冑概略を述べおけり、凡そ一身の進退に就て、その身を守護るに二種あるが、甲冑の類その一なり、此の一種は、おもに身を固むるもの、今一種は、手腕を以て護りふせぐもの、即ち刀劍鉞及び弓箭の類なり。みな古來必要具にして、こゝに掲擧ざるを得ざるものなれば、なほ概略をのべ試みむとす。又かの甲冑を、音讀にカツチウといひし事も、むげに近代の言ならず、保元物語、或は平家物語の類の假字がさのものに、既く見え、其他大かた當時の戰記冊子などに多くしるせり。又この甲冑をきせながといひし事、古事談及びなほ保元物語平家物語の類に見ゆ、こは刀劍をみはかしといひ、弓をみとらしなどいひしと同類語にして、全身に長くきする故の名蓋し其人其所によりての敬語なり。この一言前回にいひ洩したれば、こゝに附ていふもとより此語のみならず猶多かり。まづ刀劍を古來つるぎといひ、又たちといひ、又つるぎのたちともいひき、これらの語意も、古人種々に定めいひあかれたれど、要するに心よく物を斷ち切る意に基づ

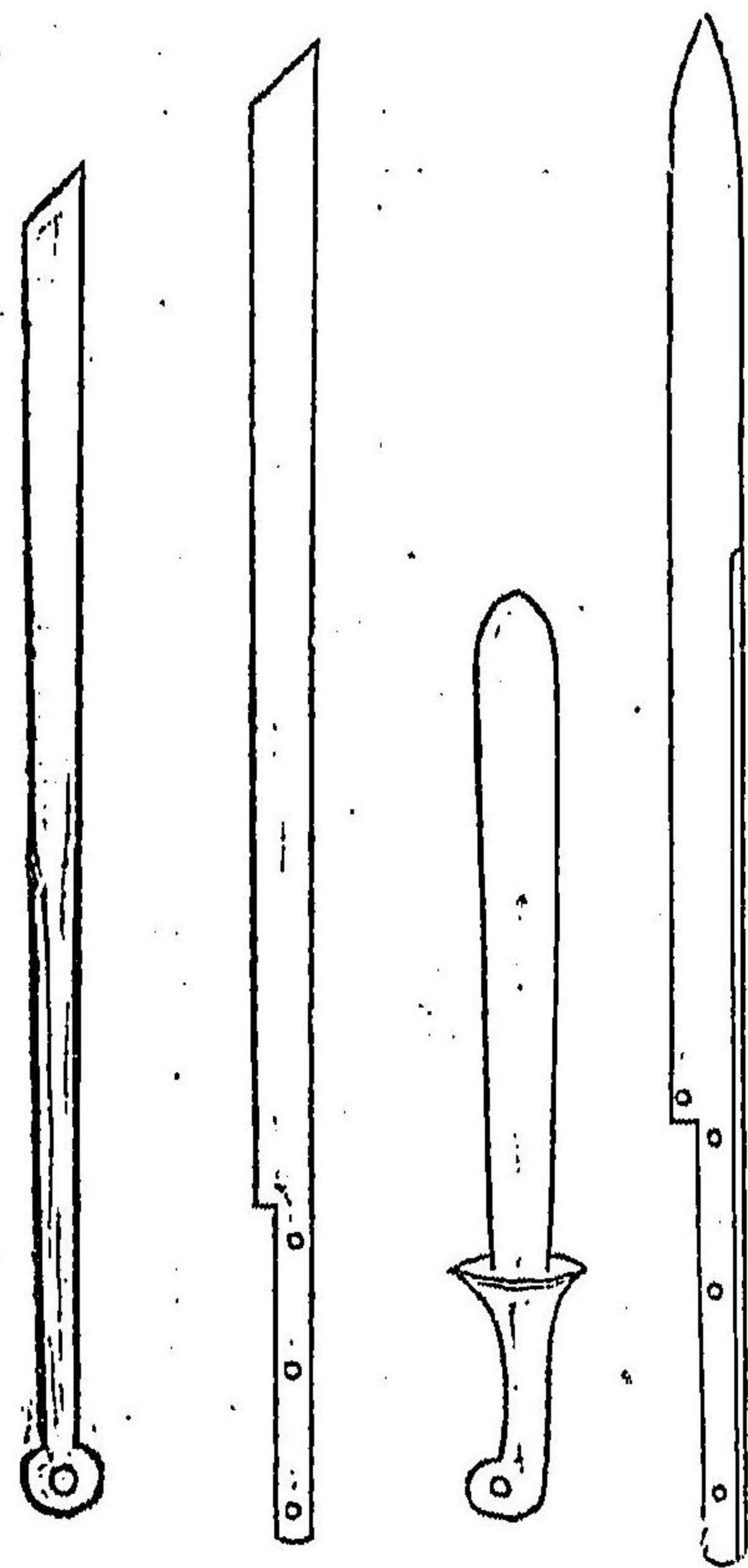
有職故實

刀劍鉞及び弓箭

ける言なり、倭名鈔云、刀四聲字苑云、似劔而一刃曰刀都半、大刀和名と見え、また劔、四聲字苑云、似刀而兩刃曰劔學、今接僧家所持是也と見え、また屬鏤、廣雅云、屬鏤宋刀、文選讀豆流とありて、この豆流岐の訓を、劔の條に注せずして、如此屬鏤の所に注せり、按ずるにつるぎの訓は、上にいふ如く、利く物を截ることをほめし名なる事は、知らる、さて刀の條に、劔似刀而兩刃曰劔と記し、和名を擧ず、この本文をふと見る時は、つるぎは全く兩刃の物のみと思ふべからむ、横刀をもたちと訓めども、古事記には、つるぎと訓み刀を平常にかたなとよむを、萬葉集には劔刀、また倭名鈔に長刀短刀の刀をたちとよみ、劔は平常につるぎとよむを、飾劔、野劔の類を、たちとよめり、また古事記に、草那藝之太刀とあるを、日本書記には、草薙劔とあるを、始めて、大かた兩方を通はしてかけるもの多し、されば漢字には刀と劔と、片刃諸刃の差別あるに拘はらず、わが邦にはこのたちとつるぎの和訓は、其片諸にはよらざるものなり、さてこの刀劔、太古以下古代には、金石木の三種を以て製す、この事みな歴史に、粲然たり、中に就て木製の物は、今日に傳はらざれば、判然しがたし、金屬のかたは、まづ日本書記神代の下、御兄弟御幸がへの條に、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄

悔之乃還弟弓箭、而乞己釣、弟時既失兄釣、無由訪覓、故別作新釣、與兄、兄不肯受、而責其故、釣弟患之、即以其横刀鍛作新釣、盛一箕而與之、と見えたる横刀、また古事記には、於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劔、斬其子迦具土神之頸、爾著其刀前之血、走就湯津石村、所成神名石折神云々、とあるなどの劔の字などを併せ考ふれば、神代より金屬なることも明かにして、猶古事記、日本書記には、この刀劔同物なるのみならず、種々の名あり、都牟加利乃大刀、また於保婆加里、また加無止乃都留岐、また布都乃美多麻、また阿羅麻左など、みな利刀の中にも、特に靈異ある稱にして、研磨せるものの如し、

また研磨  
せざるも  
ものあつ  
て、猶此他  
いにと多  
し、いま省  
畧に従ふ。



鋒諸刃 サンフツ

諸刃 カブツチ

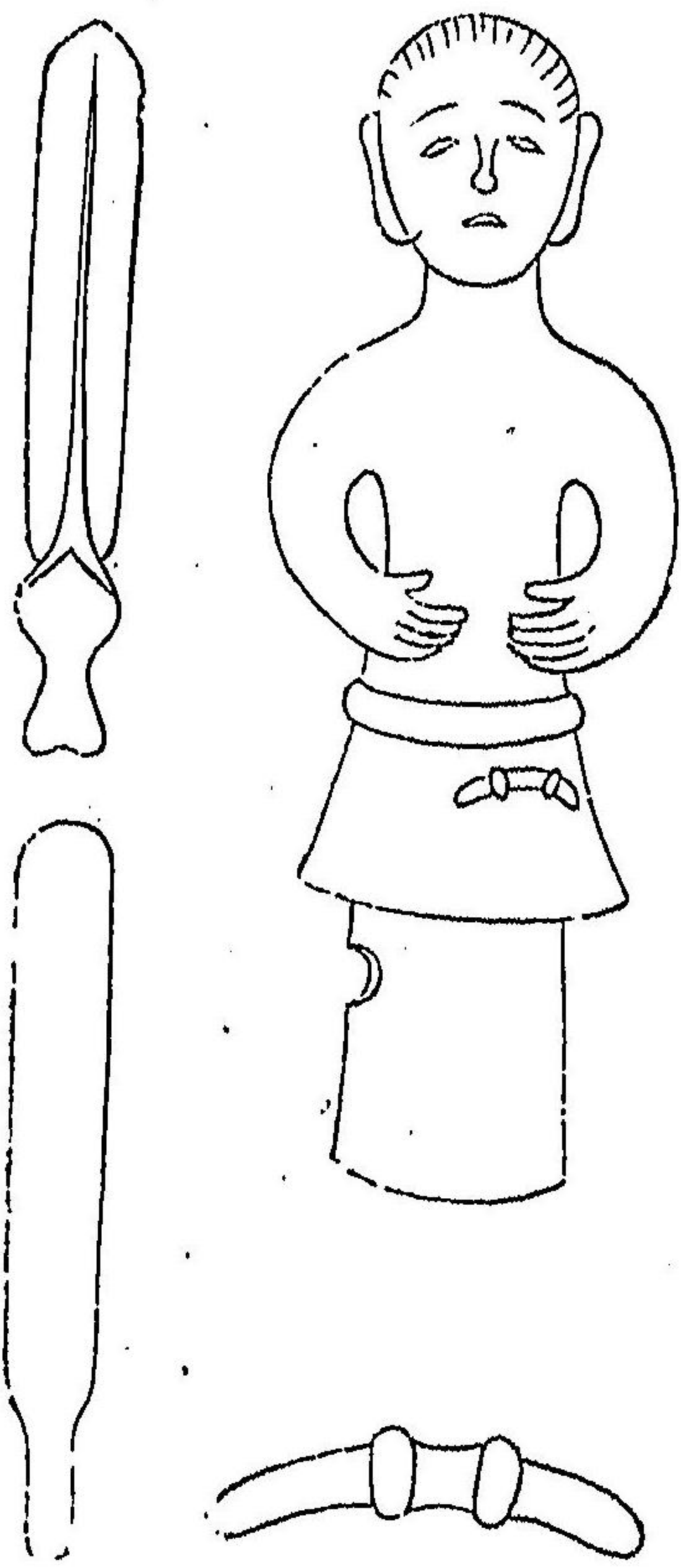
片刃

片刃 コマツルキ

有職故實

刀劔鋒及び弓箭

又石にて製造たるを伊志都々伊といふ神武天皇の御歌に見えたり久夫都々伊も  
 なほ此類なり後世弄石家には兩類なる石礎といふ物ありこれ石劍の類なるを礎  
 とは衣を構つ槌に  
 かたち似たるを以  
 てなつけしなり石  
 劍といふものにも  
 種々のかたちあり  
 又土偶石劍を佩し  
 ものもあり



土 偶  
 及  
 石ツノイ  
 石嶮二種

此圖の如く又あるやうに製造りし石ツノイは如何にして佩ぶるにかいまだ其徴  
 を得ざれど或は鞘に緒を施して佩びしか猶考ふべし其鞘とは韋を使用しか  
 木製のものあり景行天皇紀十二年十二月條に天皇仍與群臣議之曰今多動兵衆以  
 討土蜘蛛若其畏我兵勢將隱山野必爲後愁則採海石榴樹作椎爲兵因簡猛卒授其椎  
 以穿山排艸製石室土蜘蛛而破于稻葉川上悉殺其黨血流至隈故時人其作海石榴椎

之處曰海石榴市といふ古事みゆ椎はいはゆる石椎加布都知のツチにして刀劍の  
 稱なることを明らむべしまた海石榴樹はいまいふツバキなりこれ上古木製の劍  
 をも使用ひし證とすべし凡そ刀劍の稱にも種々あるは其使用ふべき時或はかた  
 ち又かざりなどに依る事は論なけれど上にいふ所の十握劍或は九握八握などい  
 ひしことも古く日本書記神代卷に見えまた伊弉之尾羽張天之尾羽張などいふも  
 古事記に見ゆ此語意古人説々あり今こゝには略く又同記大國主神の段に生太刀  
 といふことも見るこは其物をいはひていへる事本文にくはし狛劍といふもあり  
 て萬葉集によみかけたる歌に和佐美原とつけけたるは高麗劍の意にして上に略  
 圖にしめすが如く劍頭に輪あるのみならず佐美即ち劍の古訓なればなり  
 又中古にいたりて延喜式に見えたる太神宮の御神寶に玉經御大刀といふありそ  
 は玉を飾れる故にこの名あり又須我流御大刀といふもありこれも上にいふ都牟  
 加利と同義にしてよく截斷る意を表せり又儀仗に使用ふ飾劍野劍の類はいま枚  
 舉に違あらずみな其形容或は裝飾鞘塗のくさくによりてなつけしものなり  
 節刀を賜はるといふ事あり續日本記大寶元年五月に入唐使栗田朝臣直人に授け

たまひし以來、和銅年間、寶龜年間以下、平安朝にいたりても、屢この事あり、こは軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、辭訖不得反宿於家、と見えたるが如く、もとは討伐に出發のそりに賜はりしを、なほ外邦に向ふ將軍にも賜ひしものなり、代々の歴史、記録に多くみゆれば、其委しきことはこゝにいふ限にあらず、本書を往見すべし、又衛府大刀といふあり、これも武衛の使用ふによりて此名あり。

護身の大刀の類、上下ともに種々ありて、いはゆる壺切御劍といふもの、中古以來皇太子に奉る御例となりし事、扶桑略記、及び延喜十四年御記、或は江談抄、江家次第、等其他の記録類にも見ゆ、中に就て續古事談には、委しく見えたり、また源平兩家の間にわたりて、吠丸、鶺鴒丸、獅子王あり、この事保元物語、平家物語、源平盛衰記等に見え、石切、膝丸、毘切、小鳥の類も、保元物語、平治物語に見えたり、なほ蜘蛛切、鬼丸、鬼切は、太平記に見ゆ、かゝる類をあつめんは、際限あるべからざれば、大かた省略に従ふ。

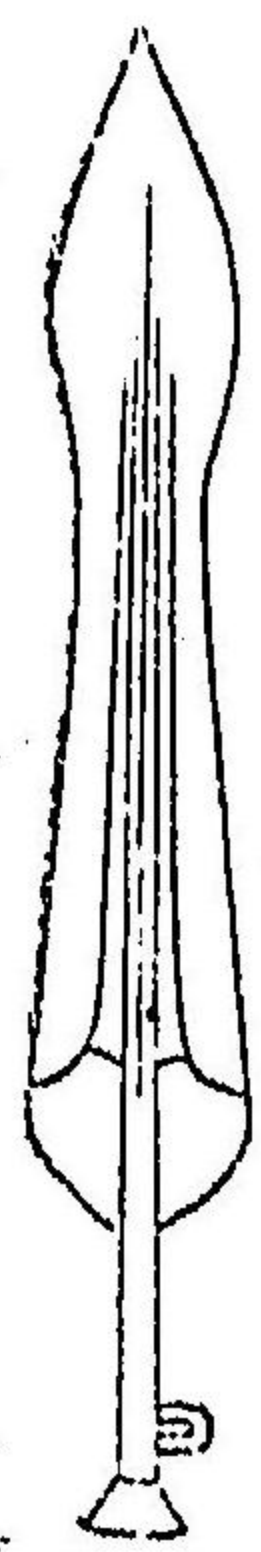
又一種の利用に、兵庫鎖の大刀、といふあり、其鞘を金屬にてつゝみ、鎖を附けたり、又鞘卷といふもの種々あり、これらも平家物語、源平盛衰記、東鑑等に見えをめて、後世までも多く使用へり、尻鞘といふものあり、熊毛尻鞘などの類なり、これも種々あり。

後世なほ使用せしものなり。

鉾は、倭名鈔云、戟揚雄方言曰、戟九刺反和古保古或謂之干、或謂之戈古禾反と見えたり、これに

も太古金、石木の三種あり、又奴保古といふものありて、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱天の浮橋に立給ひて、潮をさぐり給ひし事、古事記、日本書記等の神代卷に見ゆ、これ玉をつけたる鉾なりといふ、また日本書記、崇神天皇四十八年正月條に、勅豐城命、活目尊云々、會朝兄豐城命、以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山之嶺、向東而八廻、弄槍、擊刀、弟活目尊、以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、細繩、緝四方、逐食、栗雀、と見え、また古事記、神武帝御卷云、璽大伴連等之祖、道臣命、久米直等之祖、大久米命、二人、召兄宇迦斯、罵詈云、伊賀所作、仕奉於大殿内者、意禮先入、明白其將爲仕奉之狀、而即握橫刀之手、上矛由氣、矢刺而追入とも見ゆ、また太古にヒポコといひしは、扁鉾なり、日本書記、祇代卷上の一書に、何石凝姪爲冶工、採天香山之金、以作日矛とある、この日の字は假借なりとす、さて其質は銅鐵ともいふも遺れり。

また石にて製造るものの上等を、美石鉾といふ、日本書記、垂仁天皇の三年の條に、天日槍將



有職故實 刀劍鉾及び弓箭